

第74回国民体育大会
茨城県準備委員会

第2回総会



平成25年7月2日（火）
水戸プラザホテル
2階（プラザボールルーム）

資料 1 第 1 回常任委員会、第 2 回常任委員会及び第 3 回常任委員会における審議決定事項等

(1) 総務企画関係

① 各種基本方針等の策定

- ・第 7 4 回国民体育大会開催基本構想 (別途配布)
- ・第 7 4 回国民体育大会会場地市町村選定基本方針 . . . P 1
- ・第 7 4 回国民体育大会会場地市町村選定基準 . . . P 2
- ・第 7 4 回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針 . . . P 3
- ・第 7 4 回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目 . . . P 4
- ・第 7 4 回国民体育大会茨城県準備委員会専門委員会規程及び専門委員 . . . P 1 2

② 会場地市町村の選定

- ・第 7 4 回国民体育大会会場地市町村選定 . . . P 1 6

③ 開閉式会場の選定

- ・第 7 4 回国民体育大会開閉会式会場 . . . P 1 8

(2) 施設整備関係

① 各種基本方針等の策定

- ・第 7 4 回国民体育大会競技施設整備基本方針 . . . P 1 9
- ・第 7 4 回国民体育大会競技施設基準 . . . P 2 1

(3) 競技運営関係

① 各種基本方針等の策定

- ・第 7 4 回国民体育大会実施予定競技選択基本方針 . . . P 6 8
- ・第 7 4 回国民体育大会競技役員等編成基本方針 . . . P 6 9
- ・第 7 4 回国民体育大会競技役員等養成基本方針 . . . P 7 1
- ・第 7 4 回国民体育大会公開競技実施基本方針 . . . P 7 2
- ・第 7 4 回国民体育大会デモンストラーションスポーツ実施基本方針 . . . P 7 3

(4) 広報・県民運動関係

① 各種基本方針等の作成

- ・第 7 4 回国民体育大会広報基本方針 . . . P 7 4
- ・第 7 4 回国民体育大会広報基本計画 . . . P 7 5

② 愛称・スローガン募集

- ・第 7 4 回国民体育大会 愛称・スローガン募集要項 . . . P 7 7

資料 2 第 7 4 回国民体育大会茨城県準備委員会会則 . . . P 8 1

資料 3 第 7 4 回国民体育大会茨城県準備委員会役員名簿 . . . P 8 5

資料 4 第 7 4 回国民体育大会茨城県準備委員会委員名簿 . . . P 8 6

第 7 4 回国民体育大会会場地市町村選定基本方針

会場地は地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨並びに第 7 4 回国民体育大会開催基本方針に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、可能な限り県内各地に分散する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場の選定に当たっては、市町村の開催希望及び実施競技団体の意向並びに競技施設や宿泊能力、交通の便などを考慮するとともに、地域のスポーツの伝統や特性及び住民の国民体育大会に対する熱意や積極性などを総合的に判断する。

第74回国民体育大会会場地市町村選定基準

第74回国民体育大会（以下「国体」とする。）における会場地及び開・閉会式会場は、第74回国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

開・閉会式のほか、正式競技と特別競技の会場地市町村とする。

なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準を基本に、統合的な判断のもと選定する。

(1) 競技会場地

- ① 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- ② 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないこと。
- ③ 会場は、原則として既存施設を活用することとし、「国民体育大会開催基準要項細則(公益財団法人日本体育協会)」で定める施設基準(以下「施設基準」とする。)を満たすものであること。
なお、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- ④ 競技役員等の確保、付帯施設(観客席、駐車場等)の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な体制が整えられること。
- ⑤ 選手・役員への輸送、交通手段及び宿舎を確保できること。
- ⑥ 国体開催に対する熱意があり、開催競技をはじめとする国体後のスポーツ振興に積極的に取り組む意欲を有すること。

(2) 開・閉会式会場

- ① 会場は、原則として既存施設を活用することとし、施設基準を満たすものであること。
なお、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- ② 会場周辺に、駐車場等の用地や仮設テント等のスペースが確保できること。
- ③ 多数の参集者が短時間で集まることができる輸送・交通手段が確保できること。
- ④ 会場周辺に相当の宿泊受入能力があること。

第 7 4 回国民体育大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針

第 7 4 回国民体育大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

ただし、関係機関からの補助を妨げない。

1 県が分担する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な国体業務の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

2 会場地市町村が分担する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 競技会の開会式、表彰式並びに競技本部の運営等競技会実施の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

第 7 4 回国民体育大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目

第 7 4 回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針に基づき、業務分担・経費負担の細目を次のとおり定める。

- 1 県及び会場地市町村の業務分担の細目は、別表のとおりとする。
- 2 県及び会場地市町村の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目による業務に必要な経費とする。
- 3 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町村が協議の上、決定する。

別 表

1 総務企画

(1) 総務関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
総合計画	1 開催準備総合計画の策定 2 開催基本構想の策定	1 会場地市町村における開催準備計画の策定
準備（実行）委員会	1 県準備（実行）委員会の設置及び運営 2 県準備（実行）委員会事務局の運営 3 会場地市町村準備（実行）委員会の設置に関する指導	1 会場地市町村準備（実行）委員会の設置及び運営 2 会場地市町村準備（実行）委員会事務局の運営
会場地選定	1 開・閉会式会場及び会場地市町村の選定	1 競技会場及び練習会場等の調査
実施本部	1 大会実施本部の設置及び運営	1 競技会実施本部の設置及び運営
文部科学省、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日体協及び中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省、日体協総合視察の連絡調整 4 日体協に対する承認事項の協議	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成及び対応 3 文部科学省、日体協総合視察に対する資料作成及び対応
県内関係機関・団体等との連絡調整	1 市町村との連絡調整 2 県体育協会及び県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町村等体育協会及び関係県競技団体との連絡調整 3 関係会場地市町村との連絡調整
関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定及び連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町村における関係機関・団体等の協力に係る連絡調整 2 会場地市町村における関係機関・団体等への協力要請

項 目	県	会 場 地 市 町 村
大会役員等	1 大会役員及び競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員，大会係員及び大会補助員の編成並びに委嘱 3 大会役員，大会係員及び大会補助員の委嘱状，案内状，礼状等の作成並びに配布 4 大会係員等の必携の作成及び配布	1 競技会役員の編成並びに委嘱 2 競技会役員の委嘱状，案内状，礼状等の作成並びに配布
招待者等	1 大会招待者及び競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券及び視察員証の発行 4 大会招待者の招待及び接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町村関係招待券の配布 4 競技会招待者の招待及び接遇
参加章等	1 参加章，記念章の意匠決定及び取扱要領の作成 2 参加章，記念章，視察員章及び報道員章の作成並びに配布	1 競技会関係者に対する参加章等の配布 2 競技会記念章等の作成及び配布
服飾	1 大会役員，大会係員，大会補助員及び報道員の服飾の調製並びに配布 2 開・閉会式に参加する競技会役員の服飾の調製及び配布	1 競技会役員，競技会係員及び競技会補助員の服飾の調製並びに配布 2 競技役員及び競技補助員の服飾の調製並びに配布
報告書等	1 県準備概要等の作成及び配布 2 大会報告書の作成及び配布	1 市町村準備概要の作成及び配布 2 競技会報告書の作成及び配布 3 大会報告書の作成資料の提供及び協力
開催申請	1 開催申請書の作成及び提出	1 開催申請書の作成協力
各種全国会議	1 全国代表者会議，総監督会議及び全国報道者会議等の開催	1 競技別監督会議の開催
自衛隊協力要請等	1 自衛隊協力要請計画の策定 2 自衛隊との協議及び協力協定の締結 3 自衛隊協力に対する業務計画策定に関する指導	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定 2 競技会の自衛隊協力の受入れ

(2) 財務関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
予算編成等	1 大会関係予算の編成，執行及び決算 2 大会開催に関する予算の編成及び決算	1 会場地市町村における国体予算の編成，執行及び決算 2 大会開催に関する予算編成の協力
国体募金・企業協賛	1 国体募金・企業協賛推進基本方針の決定及び計画の策定 2 国体募金・企業協賛の推進	1 県が実施する国体募金・企業協賛への協力
入場料・入場券	1 開・閉会式及び競技会入場料金の決定 2 開・閉会式入場券の作成及び販売 3 競技会入場券販売の協力	1 競技会入場料金案の作成 2 競技会入場券の作成及び販売 3 開・閉会式入場券販売の協力
プログラム販売	1 総合プログラムの販売	1 競技別プログラムの販売
売店	1 売店設置要項の作成 2 開・閉会式会場内の売店設置に関する指導及び規制	1 競技会場内での売店設置に関する指導及び規制
標章等	1 標章等の使用規程の作成 2 標章等の使用許可申請の受付及び許可	1 標章等の使用許可申請に関する指導

(3) 文化プログラム関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
文化プログラム	1 文化プログラム基本方針の決定及び実施計画の策定 2 文化プログラム実施事業の選定	1 会場地市町村における文化プログラム実施計画の策定 2 会場地市町村における文化プログラム事業の企画及び実施

項 目	県	会 場 地 市 町 村
文化プログラム	3 県における文化プログラム事業の企画及び実施 4 広報リーフレット，ポスターの作成及び配布	

(4) 行幸啓関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
行幸啓	1 行幸啓本部の設置及び運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定及び接伴の実施 4 御泊所，御休憩所，御座所等の整備及び指導 5 宮内庁，日体協及び市町村等関係機関との連絡調整 6 行幸啓記録の編さん 7 警衛基本方針の決定及び計画等の策定 8 警衛本部の設置及び運営	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町村における接伴計画の策定及び接伴の実施 3 会場地市町村における御休憩所，御座所等の整備

(5) 歓迎・案内関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
接伴・接遇	1 総合案内基本方針の決定 2 開・閉会式における大会役員，選手団，視察員等に対する接伴計画の策定及び実施 3 会場地市町村における競技会役員，選手団，視察員等に対する接伴計画策定に関する指導 4 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所の設置及び運営 5 接伴員の手引きの作成及び配布 6 開・閉会式における接伴員及び案内所員の編成並びに研修会の実施	1 会場地市町村における競技会役員，選手団，視察員等に対する接伴計画の策定及び実施 2 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所運営の協力 3 会場地市町村における案内所・休憩所の設置及び運営 4 会場地市町村における接伴員及び案内所員の編成並びに研修会の実施
歓迎装飾	1 歓迎装飾基本計画の策定 2 開・閉会式会場内外の歓迎装飾の設置等	1 会場地市町村における歓迎装飾の設置等
観光紹介等	1 県内観光地及び物産等の紹介 2 観光ガイドブック等の作成及び配布 3 特産品，土産品の紹介及び販売指導	1 会場地市町村における観光地及び物産等の紹介 2 会場地市町村の観光ガイドブック等の作成及び配布 3 会場地市町村の特産品，土産品の紹介及び販売指導
資料袋	1 資料袋の作成及び配布	1 会場地市町村における資料袋の配布

2 施設整備

(1) 競技・式典会場関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
会場整備等	1 競技施設基準の策定 2 競技会場及び練習会場の選定 3 競技施設整備計画の策定 4 競技会場及び練習会場となる県有施設の整備計画の策定並びに整備 5 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の整備に関する指導 6 開・閉会式会場の仮設施設の整備	1 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の整備計画の策定並びに整備 2 競技会場及び練習会場の仮設施設の整備
道路等	1 県が管理する関連道路等の整備	1 市町村が管理する関連道路等の整備

項 目	県	会 場 地 市 町 村
駐車場整備	1 開・閉会式のための駐車場の設置及び整備	1 競技会のための駐車場の設置及び整備
施設概要	1 施設概要の作成及び配布	1 施設概要の作成資料の提供
会場管理	1 開・閉会式会場管理業務基本方針の決定及び計画の策定 2 開・閉会式会場内外の装飾，案内標識等の設置及び環境整備 3 開・閉会式会場の運営及び管理 4 開・閉会式会場美化計画の策定及び実施	1 競技会場管理計画の策定 2 競技会場内外の装飾，案内標識等の設置及び環境整備 3 競技会場の運営及び管理 4 競技会場美化計画の策定及び実施

(2) 情報通信関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
情報通信計画	1 情報通信基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における情報通信計画策定に関する指導 3 情報通信関係機関との連絡調整	1 会場地市町村における情報通信計画の策定
情報通信施設の架設・運営	1 開・閉会式に必要な情報通信施設架設計画の策定 2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設及び運営 3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設及び運営 4 総合案内所の情報通信施設の架設及び運営	1 会場地市町村における情報通信施設架設計画の策定 2 会場地市町村における情報通信施設の架設及び運営
臨時郵便局等の開設	1 開・閉会式会場及び競技会場の臨時郵便局等開設に関する協力要請	1 競技会場の臨時郵便局等開設に関する協力

3 競技運営

(1) 競技運営関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
実施要項等	1 大会実施要項の作成及び配布 2 競技別実施要項の作成に関する指導	1 競技別実施要項の作成及び配布
参加申込	1 参加申込書の作成及び配布 2 参加申込書の受付，整理及び会場地市町村との連絡調整	1 競技別参加申込書の受付，整理及び県との連絡調整
競技運営	1 競技運営基本方針の決定 2 競技運営の総括，連絡調整及び指導	1 競技の運営
競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定及び計画の策定 3 競技役員及び競技補助員の編成並びに養成 4 競技役員の委嘱状作成 5 競技役員等必携の作成に関する指導 6 県外競技役員数の決定及び旅費基準の作成	1 競技役員及び競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員及び競技補助員の養成への協力 3 競技会係員及び競技会補助員の編成並びに養成 4 競技補助員，競技会係員及び競技会補助員の委嘱状，礼状等の作成並びに配布 5 競技役員等の必携の作成及び配布
プログラム	1 総合プログラム・競技別プログラム編成方針の決定 2 総合プログラムの作成及び配布 3 競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成並びに配布 4 競技別プログラムの作成に関する指導	1 競技別プログラムの作成及び配布 2 総合プログラム，競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成協力
競技記録	1 競技記録本部の設置及び運営 2 競技記録の収集速報計画の策定 3 競技記録の収集・整理及び発表 4 記録本部長，補助員の編成及び養成 5 記録係員必携の作成に関する指導	1 会場地記録本部の設置及び運営 2 競技記録本部への送信体制の整備 3 競技別記録の収集及び速報 4 会場地市町村における記録係員，補助員の編成及び養成 5 記録係員必携の作成

項 目	県	会 場 地 市 町 村
総合成績	1 総合成績の得点計算及び順位決定 2 総合成績計算係員及び補助員の養成	1 競技別成績の得点計算及び順位決定並びに競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員及び補助員の養成
表彰状等	1 総合成績に係る表彰状作成及び交付 2 競技別表彰状、賞状の作成及び配布	1 競技別表彰状、賞状の筆耕及び授与
競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の策定 2 競技別リハーサル大会の開催に関する指導	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
公開競技	1 公開競技実施基本方針の決定 2 公開競技の選定 3 公開競技開催申請書の提出	1 公開競技の実施 ※ 開催経費は当該競技の中央競技団体が負担
デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定 2 デモンストレーションスポーツの選定 3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定 2 デモンストレーションスポーツの実施

(2) 競技用具関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における競技用具整備計画等の策定に関する指導 3 競技用具の規格、数量調査及び基礎調査の実施 4 競技会場及び練習会場となる県有施設の競技用備品の整備	1 会場地市町村における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の競技用備品の整備 4 競技会場及び練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品並びに運営用消耗品の整備

4 広報・県民運動

(1) 広報関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
広報活動	1 広報基本方針の決定及び計画の策定 2 大会愛称、スローガン、マスコット等の決定及び普及 3 ポスター、ガイドブック、広報紙等各種広報媒体物の作成及び管理 4 広告塔等宣伝工作物の設置及び管理 5 新聞、テレビ、ラジオ等による広告の実施 6 イメージソング等の制定及び普及	1 会場地市町村における広報計画の策定 2 県発行各種広報媒体物の配布協力 3 会場地市町村における各種広報媒体物の作成及び管理 4 会場地市町村における各種宣伝工作物の設置及び管理 5 会場地市町村における新聞、テレビ、ラジオ等による広告の実施 6 イメージソング等の普及
報道対応	1 報道機関との連絡調整 2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対する協力 3 報道委員会の設置及び運営 4 プレスガイドブックの作成及び配布 5 航空規制計画の策定及び実施 6 報道本部の設置及び運営	1 会場地市町村における報道機関との連絡調整 2 会場地市町村における報道機関の取材活動に対する協力
記録映像等	1 記録映像等の作成及び管理 2 大会記録写真の撮影及び記念写真集の発行	1 競技等記録映像撮影及び撮影の協力 2 競技会記録写真の撮影 3 記録写真集作成の協力
記念行事	1 県記念行事の計画策定及び実施	1 会場地市町村における記念行事の計画策定及び実施

(2) 県民運動関係

項 目	県	会 場 地 村
県民運動	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民運動基本方針の決定及び計画の策定 2 全県的な県民運動の推進 3 県民運動推進のための各種媒体物の作成及び配布 4 県民運動実践団体の育成及び指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における県民運動推進計画の策定 2 会場地市町村における県民運動の推進 3 会場地市町村における県民運動推進のための各種媒体物の作成及び配布 4 会場地市町村における県民運動実践団体の育成及び指導
ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集及び養成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会等の運営に係るボランティアの募集及び養成

5 宿泊・衛生

(1) 宿泊関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
宿泊施設等実態調査	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊施設等実態調査の実施 2 県内宿泊施設台帳の作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における宿泊施設等実態調査の実施及び作成 2 会場地市町村における宿泊施設台帳の作成
宿泊・配宿計画等	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊基本方針の決定及び計画の策定 2 総合配宿計画の策定及び広域配宿に関する指導並びに連絡調整 3 宿泊料金等の決定及び協定の締結 4 宿泊要項の作成 5 県内配宿施設名簿の作成及び配布 6 宿泊本部の設置及び運営 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における配宿計画の策定 2 広域配宿の実施及び引き受け市町村との連絡調整 3 配宿の実施 4 会場地市町村における配宿施設名簿の作成
宿泊指導等	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊施設等の改善指導及び連絡調整 2 宿舍案内図，標識，表示板，料金表等の作成に関する指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における宿泊施設等の改善指導（バリアフリー対策を含む） 2 会場地市町村における宿舍案内図，標識，表示板，料金表等の作成及び配布
民泊	<ol style="list-style-type: none"> 1 民泊基本計画の策定 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における民泊計画の策定 2 会場地市町村における民泊協力者の調査及び連絡調整 3 民泊協力者の決定及び指導
物資調達	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食品，寝具等の調達計画の策定及び斡旋 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における主要食品，寝具等の調達計画の策定及び調達の実施
標準献立	<ol style="list-style-type: none"> 1 標準献立作成方針の決定 2 標準献立表の作成及び指導 3 標準献立普及講習会の開催 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における標準献立普及地区講習会の開催
国体弁当	<ol style="list-style-type: none"> 1 弁当調達計画の策定 2 開・閉会式における弁当の調達及び斡旋 3 国体弁当調理講習会の開催 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における弁当調達計画の策定 2 会場地市町村における弁当の調達及び斡旋
宿泊申込	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊申込書の受理，整理及び連絡調整 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における宿泊施設との連絡調整

(2) 衛生関係

項 目	県	会 場 地 市 町 村
医事衛生	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事衛生基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における医事衛生計画策定に関する指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における医事衛生計画の策定

項 目	県	会 場 地 市 町 村
医療救護	1 医療救護実施要項等の作成 2 医療機関との連絡調整 3 救護本部の設置及び運営 4 開・閉会式における救護所等の設置及び救急車の配置並びに救護の実施 5 大会旗・炬火リレーにおける救護の実施	1 会場地市町村における医療救護計画等の策定 2 会場地市町村における医療機関との連絡調整 3 競技会場、練習会場における救護所の設置及び救急車の配置並びに救護の実施 4 大会旗・炬火リレーにおける救護の協力
食品衛生	1 食品衛生対策要領の作成 2 食品衛生の監視指導 3 食品衛生講習会の開催 4 食品衛生思想の普及・啓発	1 会場地市町村における食品衛生の監視指導の協力 2 会場地市町村における食品衛生地区講習会の開催 3 会場地市町村における食品衛生思想の普及・啓発
環境衛生	1 環境衛生対策要領の作成 2 環境衛生関係営業施設の整備指導 3 清掃パトロール計画の策定 4 環境衛生思想の普及・啓発	1 会場地市町村における環境衛生関係営業施設の整備指導の協力 2 清掃パトロールの実施 3 会場地市町村における環境衛生思想の普及・啓発
予防・防疫	1 防疫対策要領の作成 2 宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断の実施 3 予防・防疫の実施指導	1 会場地市町村における宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断実施 2 予防・防疫の実施
馬事衛生	1 馬事衛生対策要領の作成 2 馬事衛生対策の実施	1 馬事衛生対策の実施
環境保全	1 廃棄物減量化、リサイクル計画の策定及び実施	1 会場地市町村における廃棄物減量化、リサイクル計画の策定及び実施

6 輸送・交通

項 目	県	会 場 地 市 町 村
輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定 2 全国輸送計画の策定 3 開・閉会式輸送計画の策定 4 会場地市町村における輸送計画の策定に関する指導 5 輸送機関との連絡調整	1 会場地市町村における輸送計画の策定 2 会場地市町村における輸送機関との連絡調整
大会参加者等輸送	1 輸送本部の設置及び運営 2 開・閉会式における大会参加者等の輸送 2 開・閉会式における輸送交通の案内	1 会場地市町村における大会参加者等の輸送 2 会場地市町村における輸送交通の案内
配車・車両借上げ等	1 開・閉会式配車計画の策定 2 車両の借上げ、幹旋及び配車	1 会場地市町村における配車計画の策定 2 会場地市町村における車両の借上げ、幹旋及び配車
輸送サービス等	1 輸送関係機関との交通料金の協力締結 2 輸送関係機関従業員接遇講習会の開催	1 輸送関係機関従業員接遇地区講習会の開催
駐車場管理	1 開・閉会式における駐車場の管理及び運営 2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成及び配布	1 会場地市町村における駐車場の管理及び運営 2 会場地市町村における駐車ステッカーの作成及び配布
交通計画・交通規制	1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定(再掲) 2 開・閉会式における交通案内図の作成及び配布 3 開・閉会式における交通案内標識等の設置 4 開・閉会式における交通規制及び交通整理の実施 5 大会旗・炬火リレーにおける交通計画の策定及び交通整理の実施	1 会場地市町村における交通計画の策定 2 会場地市町村における交通案内図の作成及び配布 3 会場地市町村における交通案内標識等の設置 4 会場地市町村における交通整理の実施 5 会場地市町村における大会旗・炬火リレーの交通計画の策定及び交通整理の実施

7 式典

項目	県	会場地市町村
開・閉会式等	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典基本方針の決定及び計画の策定 2 式典基本構想の策定 3 開・閉会式運営要領の作成 4 開・閉会式進行計画の策定 5 係員編成計画の策定及び係員の編成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会表彰式実施要領の作成及び実施 2 競技会表彰式進行計画の策定 3 開・閉会式への協力
式典演技	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式における式典演技基本計画の策定及び実施要項の作成並びに実施 2 式典演技出演者の編成及び養成 3 式典演技の手具及び用具等の整備並びに服飾等の調製 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式における式典演技の実施の協力 2 式典演技出演者の編成及び養成への協力
式典音楽	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式における式典音楽基本計画の策定及び実施要項の作成並びに実施 2 式典音楽指導者の養成 3 開・閉会式における式典音楽隊、合唱隊の編成及び養成 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備及び服飾等の調製 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会表彰式における式典音楽計画の策定及び式典演奏の実施 2 競技会表彰式における式典音楽隊の編成及び養成 3 競技会表彰式における式典音楽隊の楽器の整備及び装飾等の調製 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備に関する協力
式典放送	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式における式典放送計画の策定及び実施 2 開・閉会式会場内の臨時放送施設の整備 3 開・閉会式式典アナウンサー等放送係員の選定及び養成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会場内放送計画の策定及び実施 2 競技会場内の臨時放送施設の整備 3 会場地市町村におけるアナウンサー等放送係員の選定及び養成
大会旗・炬火リレー	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会旗・炬火リレー基本計画の策定 2 大会旗・炬火リレーの用具等の整備及び服飾等の調製 3 採火式、出発式、集火式の企画及び実施 4 大会旗・炬火リレーポスター、プログラム等の作成及び配布 5 大会旗・炬火リレーリハーサルの実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会旗・炬火リレー基本計画の策定に関する協力 2 会場地市町村における歓迎式等の企画及び実施 3 管内リレー走者の編成 4 大会旗・炬火リレーリハーサル及び管内練習の実施 5 管内炬火リレーの実施

8 警備・消防

項目	県	会場地市町村
警備	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における警備計画策定に関する指導 3 警備本部の設置及び運営 4 開・閉会式における警備の実施 5 警備用装備資材の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における警備計画の実施 2 競技会場等における警備の実施 3 会場地市町村における警備上必要な資材の整備
消防防災	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防防災基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における消防防災計画の策定に関する指導 3 消防防災本部の設置及び運営 4 開・閉会式における消防防災の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における消防防災計画の策定 2 会場地市町村における消防防災の実施

注) 県、会場地市町村の業務の要項及び内容については、業務の進捗状況に応じて、適宜修正を加えるものとする。

第 7 4 回国民体育大会茨城県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 7 4 回国民体育大会茨城県準備委員会会則第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、第 7 4 回国民体育大会茨城県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(部会)

- 第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は、委員長が依頼する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成 2 4 年 5 月 2 8 日から施行する。

附則

この規程は、平成 2 5 年 2 月 1 2 日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する事 2 会場地市町村の選定に関する事 3 県並びに会場地市町村の業務分担及び経費負担に関する事 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する事 2 文化プログラムに関する事 3 他の専門委員会に属さない事項に関する事
施設整備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設等の基本的事項に関する事 2 情報通信施設整備の基本的事項に関する事 3 その他施設に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設等の整備に関する事 2 情報通信施設の整備に関する事 3 その他施設に関する事
競技運営 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施予定競技の選択に関する事 2 競技運営等の基本的事項に関する事 3 その他競技運営に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技役員等の養成及び編成に関する事 2 デモンストレーションスポーツに関する事 3 競技用具に関する事 4 リハーサル大会に関する事 5 競技記録に関する事 6 その他競技運営に関する事
広報・ 県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 報道機関との調整に関する事 5 記録映像及び記録写真に関する事 6 その他広報及び県民運動に関する事
宿泊・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的事項に関する事 2 医事・衛生の基本的事項に関する事 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関する事 2 標準献立及び食品調達に関する事 3 医療救護及び防疫に関する事 4 食品衛生及び環境衛生に関する事 5 馬事衛生に関する事 6 その他宿泊及び医事・衛生に関する事
輸送・交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の基本的事項に関する事 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関する事 2 開・閉会式の輸送に関する事 3 競技会場地輸送に関する事 4 その他輸送及び交通に関する事
式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の基本的事項に関する事 2 その他式典に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画及び運営に関する事 2 式典音楽に関する事 3 式典演技に関する事 4 大会旗・炬火リレーに関する事 5 その他式典に関する事

平成 24 年 5 月 28 日
第 1 回常任委員会決定

茨城県準備委員会専門委員会

総務企画専門委員会（17名）			施設整備専門委員会（15名）			競技運営専門委員会（16名）		
区分	所 属	役職	区分	所 属	役職	区分	所 属	役職
スポーツ	県体育協会	専務理事	スポーツ	県体育協会	副会長	スポーツ	県体育協会	副会長
スポーツ	県体育協会	常務理事	スポーツ	県体育協会	事務局次長	スポーツ	県体育協会	常務理事
スポーツ	県スポーツ推進審議会	委員長	スポーツ	県体育協会	理事	スポーツ	県体育協会	理事
スポーツ	県スポーツ推進委員協議会	副会長	スポーツ	県体育協会	理事	スポーツ	県体育協会	理事
スポーツ	県高等学校体育連盟	会長	スポーツ	県スポーツ推進審議会	副委員長	スポーツ	県体育協会	理事
スポーツ	県中学校体育連盟	会長	学識経験者	筑波大学	教授	スポーツ	県体育協会	理事
学識経験者	流通経済大学	准教授	市町村	市長会・町村会	事務局長	スポーツ	県体育協会	理事
産業経済	県商工会議所連合会	事務局長	学校	県高等学校長協会	副協会長	スポーツ	県体育協会	理事
産業経済	県商工会連合会	専務理事	学校	県私学協会	副会長	スポーツ	県レクリエーション協会	理事長
市町村	市長会・町村会	事務局長	県	総務部市町村課	課長	スポーツ	県スポーツ推進委員協議会	副会長
県	政策審議室	政策監	県	保健福祉部障害福祉課	課長	スポーツ	県高等学校体育連盟	理事長
県	総務部市町村課	課長	県	土木部営繕課	課長	スポーツ	県中学校体育連盟	理事長
県	保健福祉部障害福祉課	課長	県	土木部公園街路課	課長	学識経験者	茨城大学	准教授
県	生活環境部生活文化課	課長	県	教育庁財務課	課長	県	教育庁高校教育課	課長
県	警察本部警備課	課長	県	教育庁保健体育課	課長	県	教育庁義務教育課	課長
県	教育庁総務課	課長				県	教育庁保健体育課	課長
県	教育庁保健体育課	課長						

茨城県準備委員会専門委員会

広報・県民運動専門委員会（23名）		
区 分	所 属	役 職
学識経験者	茨城大学	教授
学識経験者	筑波大学	講師
報道	日本放送協会水戸放送局	放送部長
報道	茨城新聞社	編集局長
報道	茨城放送	常務取締役
スポーツ	県体育協会	事務局長
学校	県学校長会	副会長
学校	県高等学校長協会	副協会長
学校	県私学教育振興会	業務執行理事
産業経済	県商工会議所連合会	専務理事
産業経済	県商工会連合会	専務理事
産業経済	県農業協同組合中央会	専務理事
産業経済	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	専務理事
産業経済	日本青年会議所茨城ブロック協議会	運営専務
観光	県観光物産協会	専務理事
観光	県ホテル旅館生活衛生同業組合	女将の会会長
社会団体	県社会福祉協議会	副会長
社会団体	県女性団体連盟	副会長
社会団体	県地域女性団体連絡会	副会長
社会団体	県青少年育成協会	副会長
市町村	県市長会・町村会事務局	課長
県	広報広聴課	課長
県	生活文化課県民運動推進室	室長

第74回国民体育大会 会場地市町村選定

【市町村別】

平成25年2月12日
第2回常任委員会決定
平成25年7月2日
第3回常任委員会決定

市町村名	開催競技名	種別	実施予定競技施設	競技数
1 水戸市	バスケットボール	成女・少女	青柳公園市民体育館 ほか ※水戸市内の施設（県有を含む） で今後調整	7
	レスリング	全種別		
	フェンシング	全種別		
	弓道	全種別	県武道館弓道場	
	ラグビーフットボール	全種別	水戸市立サッカー・ラグビー場、ケーズデンキスタジアム水戸	
	軟式野球	成年男子	水戸市民球場	
	高校野球(硬式) ※特別競技	少年男子	水戸市民球場	
2 日立市	卓球	全種別	新設体育館（仮称）	3
	バスケットボール	成男・少男	新設体育館（仮称）	
	軟式野球	成年男子	日立市民運動公園球場	
3 土浦市	相撲	全種別	霞ヶ浦文化体育会館	3
	軟式野球	成年男子	川口運動公園野球場	
	高校野球(軟式) ※特別競技	少年男子	川口運動公園野球場	
4 古河市	綱引 ※公開競技	全種別	古河市中央運動公園総合体育館	1
5 石岡市	バドミントン	全種別	石岡運動公園体育館	1
6 結城市	バレーボール	少年女子	かなくぼ総合体育館	1
7 龍ヶ崎市	柔道	全種別	龍ヶ崎市総合体育館たつのこアリーナ	1
8 下妻市	ソフトボール	少年男女	柳原球場 ほか	1
9 常総市	ハンドボール	少年男女	水海道総合体育館 ほか	1
10 常陸太田市	ソフトボール	成年男女	山吹運動公園野球場 ほか	1
11 高萩市	軟式野球	成年男子	高萩市民球場	2
	ウエイトリフティング	全種別	高萩市文化会館	
12 北茨城市	ソフトテニス	全種別	雨情の里テニスコート	1
13 笠間市	ゴルフ	少男・女子	宍戸ヒルズカントリークラブ	2
	軟式野球	成年男子	笠間市民球場	
14 取手市	自転車(トラック)	全種別	取手競輪場	3
	ボウリング	全種別	フジ取手ボウル	
	武術太極拳 ※公開競技	全種別	取手グリーンスポーツセンター	
15 牛久市	空手道	全種別	牛久運動公園体育館	2
	軟式野球	成年男子	牛久運動公園野球場	
16 つくば市	アーチェリー	全種別	茎崎運動公園陸上競技場	3
	自転車(ロード)	全種別	筑波山周辺特設コース	
	パワーリフティング ※公開競技	全種別	つくばカピオ	
17 鹿嶋市	サッカー	成男・少男	県立カシマサッカースタジアム ほか	1
18 潮来市	ボート	全種別	潮来ボートセンター	2
	トライアスロン	全種別	常陸利根川特設会場	
19 守谷市	ハンドボール	成年女子	常総運動公園体育館 ほか	1
20 常陸大宮市	なぎなた	全種別	西部総合公園体育館	1
21 筑西市	剣道	全種別	下館総合体育館	1
22 坂東市	ハンドボール	成年男子	岩井体育館 ほか	1
23 桜川市	ライフル射撃(CP以外)	全種別	県営ライフル射撃場	1
24 神栖市	カヌー(スプリント)	全種別	神之池特設会場	3
	テニス	全種別	神栖海浜庭球場	
	グラウンド・ゴルフ ※公開競技	全種別	土研跡防災公園（仮称）	
25 行方市	ゲートボール ※公開競技	全種別	行方市北浦運動場北浦第1グラウンド	1
26 鉾田市	山岳	全種別	鉾田総合公園体育館及びグラウンド	1
27 茨城町	銃剣道	全種別	中央公民館	2
	ライフル射撃(CP)	全種別	県警察学校射撃場	
28 大洗町	ゴルフ	成年男子	大洗ゴルフ倶楽部	1
29 城里町	ボクシング	全種別	水戸桜ノ牧高等学校常北校	1
30 東海村	ホッケー	全種別	東海高等学校ホッケー場 ほか	1
31 大子町	カヌー(スラローム・ワイルド)	全種別	久慈川特設会場	1
32 阿見町	セーリング	全種別	霞ヶ浦湖畔特設会場	1

(参考) 競技別

競技名		種別	開催市町村	実施予定競技施設	
○正式競技					
1	サッカー	成男・少男	鹿嶋市	県立カシマサッカースタジアム ほか	
2	テニス	全種別	神栖市	神栖海浜庭球場	
3	ボート	全種別	潮来市	潮来ボートセンター	
4	ホッケー	全種別	東海村	東海高等学校ホッケー場 ほか	
5	ボクシング	全種別	城里町	水戸桜ノ牧高等学校常北校	
6	バレーボール	少年女子	結城市	かなくぼ総合体育館	
7	バスケットボール	成男・少男	日立市	新設体育館(仮称)	
		成女・少女	水戸市	青柳公園市民体育館 ほか	
8	レスリング	全種別	水戸市	今後調整	
9	セーリング	全種別	阿見町	霞ヶ浦湖畔特設会場	
10	ウエイトリフティング	全種別	高萩市	高萩市文化会館	
11	ハンドボール	成年男子	坂東市	岩井体育館 ほか	
		少年男女	常総市	水海道総合体育館 ほか	
		成年女子	守谷市	常総運動公園体育館 ほか	
12	自転車	トラック	全種別	取手市	取手競輪場
		ロード	全種別	つくば市	筑波山周辺特設コース
13	ソフトテニス	全種別	北茨城市	雨情の里テニスコート	
14	卓球	全種別	日立市	新設体育館(仮称)	
15	軟式野球	成年男子	水戸市	水戸市民球場	
		成年男子	土浦市	川口運動公園野球場	
		成年男子	日立市	日立市民運動公園野球場	
		成年男子	笠間市	笠間市民球場	
		成年男子	牛久市	牛久運動公園野球場	
成年男子	高萩市	高萩市民球場			
16	相撲	全種別	土浦市	霞ヶ浦文化体育会館	
17	フェンシング	全種別	水戸市	今後調整	
18	柔道	全種別	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市総合体育館たつのこアリーナ	
19	ソフトボール	成年男女	常陸太田市	山吹運動公園野球場 ほか	
		少年男女	下妻市	柳原球場 ほか	
20	バドミントン	全種別	石岡市	運動公園体育館	
21	弓道	全種別	水戸市	県武道館弓道場	
22	ライフル射撃	CP	茨城町	県警察学校射撃場	
		CP以外	桜川市	県営ライフル射撃場	
23	剣道	全種別	筑西市	下館総合体育館	
24	ラグビーフットボール	全種別	水戸市	水戸市立サッカー・ラグビー場, ケーズデンキスタジアム水戸	
25	山岳	全種別	鉾田市	鉾田総合公園体育館及びグラウンド	
26	カヌー	スプリント	全種別	神栖市	神之池特設会場
		スラローム・ワイルド	全種別	大子町	久慈川特設会場
27	アーチェリー	全種別	つくば市	荃崎運動公園陸上競技場	
28	空手道	全種別	牛久市	牛久運動公園体育館	
29	ゴルフ	少男・女子	笠間市	宍戸ヒルズカントリークラブ	
		成年男子	大洗町	大洗ゴルフ倶楽部	
30	なぎなた	全種別	常陸大宮市	西部総合公園体育館	
31	ボウリング	全種別	取手市	フジ取手ボウル	
32	トライアスロン	全種別	潮来市	常陸利根川特設会場	
33	銃剣道	全種別	茨城町	中央公民館	
○公開競技					
1	綱引	全種別	古河市	古河市中央運動公園総合体育館	
2	武術太極拳	全種別	取手市	取手グリーンスポーツセンター	
3	パワーリフティング	全種別	つくば市	つくばカピオ	
4	ゲートボール	全種別	行方市	行方市北浦運動場北浦第1グラウンド	
5	グラウンド・ゴルフ	全種別	神栖市	土研跡防災公園(仮称)	
○特別競技					
1	高等学校野球	硬式	少年男子	水戸市	水戸市民球場
		軟式	少年男子	土浦市	川口運動公園野球場

○ 合意 39 競技 (正式競技33, 公開競技5, 特別競技1)

○ 未合意 4 競技 (陸上競技, 水泳, 体操, 馬術)

○ 保留 1 競技 (クレール射撃)

【全44競技】

第74回国民体育大会開閉会式会場

1 使用予定会場

メイン会場	荒天時会場
笠松運動公園陸上競技場	笠松運動公園体育館

(参考)

国体施設基準【(公財)日本体育協会】

- ・観客約3万人を収容でき、荒天対策として体育館1を有すること
- ・会場までのアクセス、駐車場が確保できること

○上記基準をもとに、以下の3施設を候補として検討

<県事務局が想定する施設>

- ① 笠松運動公園陸上競技場 (県有)
- ② 県立カシマサッカースタジアム (県有)

<市町村からの希望>

- ③ ケーズデンキスタジアム水戸 (市有)

○候補施設の比較表

候補施設名	収容人数(人)	体育館	アクセス	駐車場	余剰スペース	判断			
笠松運動公園 陸上競技場	約2万2千 (仮設対応可)	○	○	国道6号沿	○	○	○	○	
カシマサッカースタジアム	約4万人 (充足)	○	○	県都水戸から 遠距離	×	○	国道を 挟む	×	×
ケーズデンキスタジアム	約1万2千 (対応不可能)	×	×	道幅狭い	×	×	なし	×	×

※表のとおり、笠松運動公園陸上競技場を使用しての開催が適当であると判断される。

第 7 4 回国民体育大会競技施設整備基本方針

競技施設は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨及び第 7 4 回国民体育大会の開催方針に基づき、国民体育大会開催基準要項の施設基準を尊重し、次により整備する。

- 1 競技施設は、可能な限り県内の既存施設を活用する。
- 2 施設整備を行う場合は、喫緊に必要な施設に限定するとともに、大会後においても、地域住民に広く活用されるように配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないように、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議する。

平成 25 年 2 月 12 日
第 2 回常任委員会決定

第74回国民体育大会 競技施設基準



第 7 4 回 国 民 体 育 大 会
茨 城 県 準 備 委 員 会

第74回国民体育大会競技施設基準について

第74回国民体育大会における競技施設面での準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準等を定めたものである。

- 1 この基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項（※）に規定する施設基準及び各競技の競技規則、先催県の例に基づき定めたものである。
- 2 この基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則による。
- 3 大会運営上および管理上必要な施設及び面積等については、規則等に明確な定めのあるものを除き省略してあるものがあり、関連するスペース、施設の確保がさらに必要になる場合がある。
- 4 この基準は、県および開催市町村等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この基準に記載した内容については、今後、国民体育大会開催基準要項及び競技規則等の改訂に伴い、変更されることがある。

※ 国民体育大会開催基準要項細則第2項（公益財団法人日本体育協会）

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最低限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

《 競技施設基準の見方 》

○ 「基準」および「摘要」欄

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

（注）「規定」とは、各競技団体が定める規定をいう。

○ 「基準の主な内容」欄

競技場に関し、各競技団体の規定に定められているもので主な内容を記載。

（注）〔 〕内は、各競技団体の定める規定の名称及び条数等を記載。

○ 「配慮すべき事項」欄

各競技団体の規定には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

○ 「先催県の事例」欄

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

目 次

(競技番号)	(競 技 名)	(ページ)
1	陸 上 競 技	1
2	水 泳	2
3	サ ッ カ ー	4
4	テ ニ ス	5
5	ボ ー ト	6
6	ホ ッ ケ ー	7
7	ボ ク シ ン グ	8
8	バ レ ー ボ ー ル	9
9	体 操	10
10	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	11
11	レ ス リ ン グ	12
12	セ ー リ ン グ	13
13	ウ エ イ ト リ フ テ ィ ン グ	14
14	ハ ン ド ボ ー ル	15
15	自 転 車	16
16	ソ フ ト テ ニ ス	17
17	卓 球	18
18	軟 式 野 球	19
19	相 撲	20
20	馬 術	21
21	フ ェ ン シ ン グ	22
22	柔 道	23
23	ソ フ ト ボ ー ル	24
24	バ ド ミ ン ト ン	25
25	弓 道	26
26	ラ イ フ ル 射 撃	27
27	剣 道	29
28	ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル	30
29	山 岳	31
30	カ ヌ ー	33
31	ア ー チ エ リ ー	35
32	空 手 道	36
33	銃 剣 道	37
34	ク レ ー 射 撃	38
35	な ぎ な た	40
36	ボ ウ リ ン グ	41
37	ゴ ル フ	42
38	ト ラ イ ア ス ロ ン	43
39	高 等 学 校 野 球	44

競技名	陸上競技	競技番号	1
基準	日本陸上競技連盟公認の1種競技場 1	摘要	1周400mのサブトラック 1 投てき練習場 1
基準の主な内容			
<p>【第1種公認陸上競技場】</p> <p>◆新設の場合(陸上競技場専用と多目的の共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1周の距離 400m〔規程3〕 ・ 競走路 8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。〔仕様1〕 走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。〔仕様1〕 ・ 距離の公差 +1/10,000以内〔規程3〕 ・ 障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。〔仕様2〕 ・ 各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。〔規程3〕 ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。〔仕様9〕 ・ 高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。また、その動線を確保する。〔仕様16〕 ・ 用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。〔規程3〕 ・ 夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。〔仕様18〕 ・ 電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。〔仕様19〕 ・ 監視カメラ 12箇所必要とする。〔仕様22〕 ・ 観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。〔仕様23〕 ・ 雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要。〔規程3〕 ・ 補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし、直走路は8レーンとする。〔仕様26〕 ・ 投てき練習場 主競技場の至近に設置する。〔仕様27〕 <p>◆既設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1周の距離 400m〔規程3〕 ・ 競走路 8レーンまたは9レーンとする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。〔仕様1〕 ・ 距離の公差 +1/10,000以内〔規程3〕 ・ 障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。〔仕様2〕 ・ 各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。〔規程3〕 ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。〔仕様9〕 ・ 高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。その席数については、条例または行政と協議されたい。〔仕様16〕 ・ 用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。〔規程3〕 ・ 夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。〔仕様18〕 ・ 電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。〔仕様19〕 ・ 監視カメラ 12箇所必要とする。〔仕様22〕 ・ 観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。〔仕様23〕 ・ 雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要。〔規程3〕 ・ 補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし、直走路は8レーンとする。〔仕様26〕 ・ 投てき練習場 主競技場の至近に設置する。〔仕様27〕 <p>[公益財団法人日本陸上競技連盟「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」(「規程」)及び「第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」(「仕様」)から抜粋]</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	水泳競技(その1)	競技番号	2
-----	-----------	------	---

基準	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1 (隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール 1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。) 3 水球用プール 1	摘要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。
----	---	----	-----------------------------------

基準の主な内容

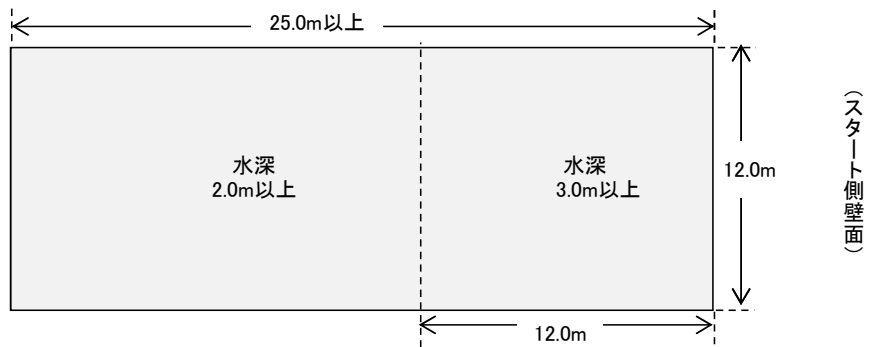
<p>1 競泳用50mプール【公認競泳プールのうち公称50m国内基準競泳プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長さ 50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合) 50.01m(タッチ板をスタート台側のみに設置する場合)〔規則36〕 ・幅 17.90m以上〔規則36〕 ・水深 1.35m以上〔規則36〕 ・水温 25℃以上28℃以下〔規則31〕 ・コース数・コース幅 7コース以上、コース幅は1コース2.50m〔規則36〕 ・プール両端の余裕 0.20m以上で休息だなの幅以上〔規則36〕 ・自動審判計時装置 A級またはAA級を常設しなければならない。〔規則付則1〕 ・練習施設 事情の許す限り50mプールを併設することとし、設置できないときは25mプールでも可とする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が隣にある場合は、これにかえることができる。〔規則付則1〕 <p>2 飛込用プール【公認飛込プールのうち国内基準飛込プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛板 1m及び3m 各2基〔規則付則1〕 ・飛込台 5m、7.5m、10m 各1基〔規則付則1〕 ・水深 10m飛込台の基線上の水深4.50m〔規則90〕 ・水温 26℃以上〔規則69〕 ・プールの方向 屋外プールの場合にあつては、飛板及び飛込台は北向きに設置されることが望ましい。〔規則67〕 ・波立て装置 競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面攪拌装置を設置しなければならない。〔規則70〕 ・練習施設 1m飛板 : 競技用と別に2基〔規則付則1〕 飛込練習台 : 飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、最低1基〔規則付則1〕 <p>3 シンクロナイズドスイミング用プール【公認シンクロナイズド・スイミング競泳プールのうち国内基準シンクロ・プール】(ルーティン・ゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技区域 最低12.0m×25mの長方形区域とし、そのゾーン内に一辺12.0mの正方形の区域を設ける。〔規則115〕 ・水深 2.0m以上。ただし、一辺12.0mの正方形の区域の水深は3.0m以上とする。〔規則115〕 ・水温 26℃以上28℃以下〔規則113〕 ・設置要領等 【別図1】に示す。〔規則115〕 ・プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。〔規則112〕 <p>4 水球用プール【公認水球プールのうち国内基準公認水球プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技エリア 長辺: 男子33.3m(ゴールライン間30.0m) 短辺: 男女20.0m〔規則98〕 ・水深 2.00m以上とする〔規則105〕 ・水温 25℃以上27℃以下〔規則106〕 ・バウンダリーライン ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。〔規則100〕 ・ゴールライン 各ゴールラインとプール壁との距離は、1.66m以上とする〔規則101〕 ・設置要領 【別図2】に示す。〔規則104〕 <p>※ 旧規則のもとで公認または認定を受けたプール〔規則126〕 平成22年3月以前に公認または認定を受けたプールについては、当分の間、当該プールの公認又は認定時に適用した規則に合致する限り、この規則に基づく公認又は認定を受けたものとみなす。</p> <p>〔公益財団法人日本水泳連盟「プール公認規則」(「規則」)から抜粋〕</p>	
---	--

(配慮すべき事項)
○ビデオ判定装置の設置が望ましい。

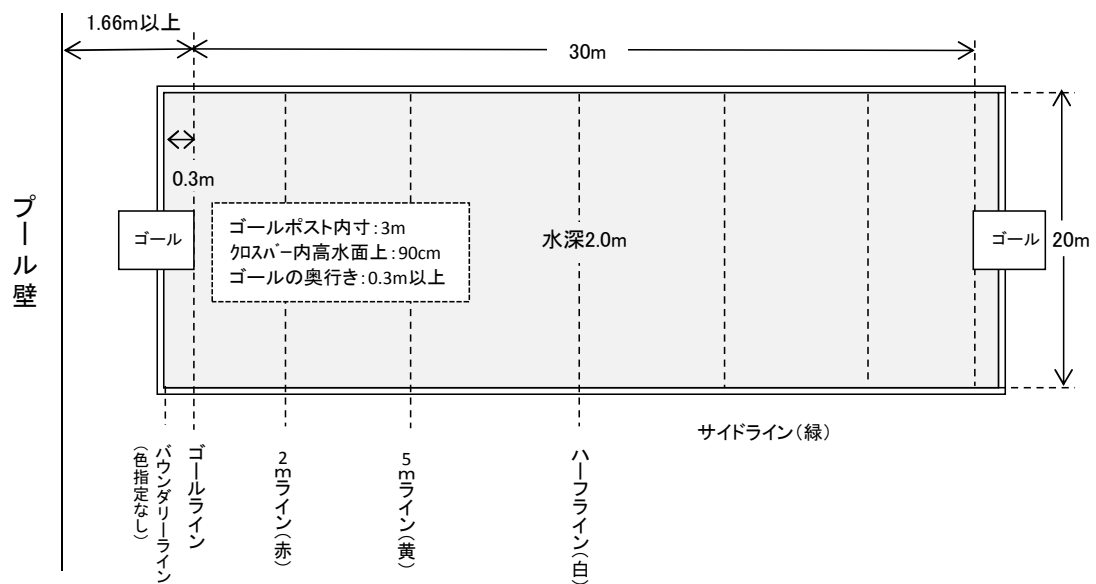
(先催県の事例)

基準の主な内容

【別図1】シンクロナイズドスイミング《ルーティンゾーン》



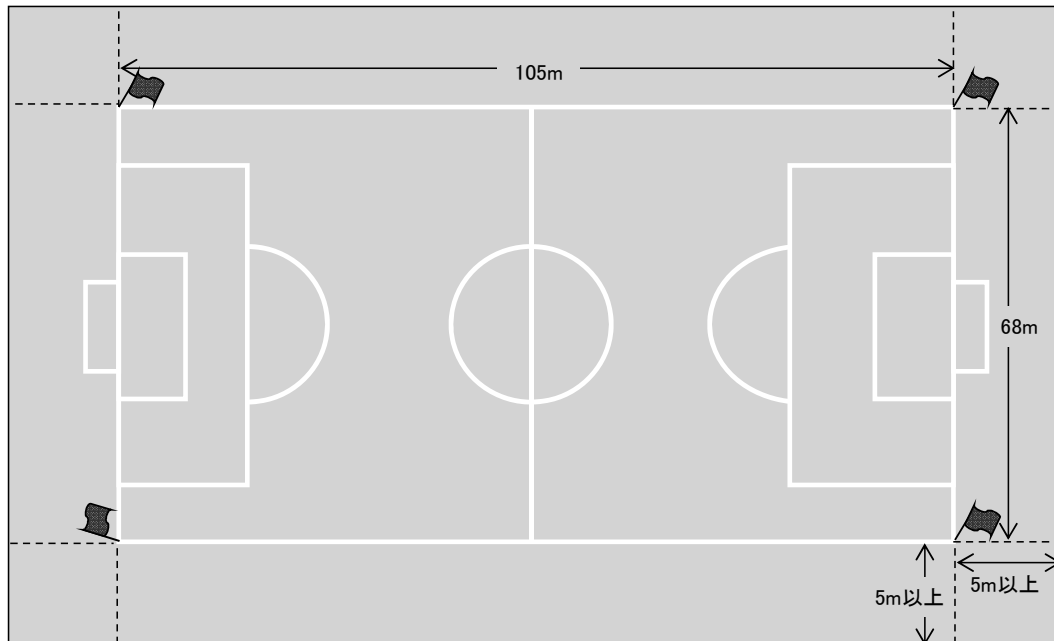
【別図2】水球用プール



競技名	サッカー	競技番号	3
基準	規定の競技場 芝生7面以上	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。原則、天然芝とするが、全3面までJFA公認人工芝ピッチの使用を可能とする。

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- 競技のフィールドの大きさは、「105m(タッチライン)×68m(ゴールライン)」とすること。
- 芝生面の余白(スペース)はタッチライン、ゴールラインそれぞれから5m以上確保すること。

[公益財団法人日本サッカー協会 国体実施委員会「国民体育大会サッカー競技施設ガイドライン」から抜粋]

(備考) 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会でのフィールドの大きさは105m×68mとする。(財)日本サッカー協会理事会決定 昭和60年11月21日)

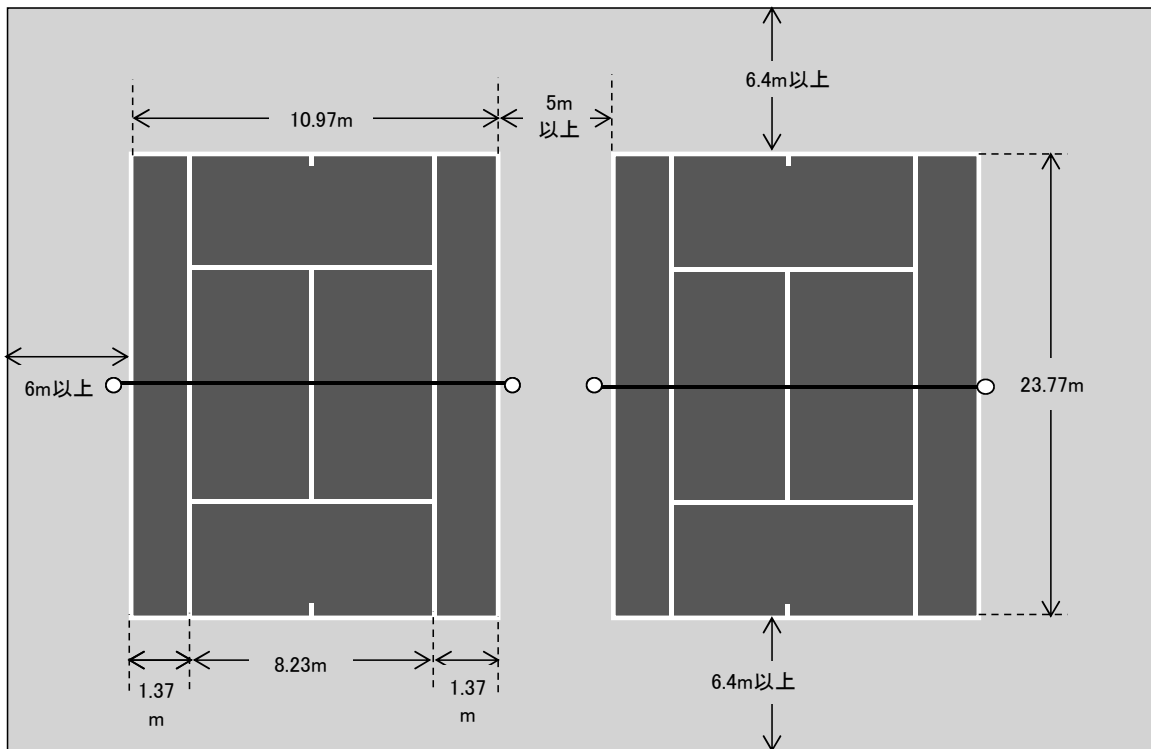
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。
----	------------	----	--------------------

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。



- 配置：メインコートは最低4面とするが、他は1ブロックあたり2面以上のものに分散してもよい。
但し、競技運営上、競技本部より見通しのできることが望ましい。
- 大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで6.4m以上を基本とする。
(テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。)
- コートサーフェス：全天候型が望ましいが、既設のものを使用する場合はクレイコート等でもよい。
クレイコート等の場合はコート間に散水設備を設ける。
- コート照明：全テニスコート対象に設置する。但し止むを得ない事情のある場合は、メインコートのみでもよい。コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。

[公益財団法人日本テニス協会「国体テニス競技の施設基準に関する細則」から抜粋]

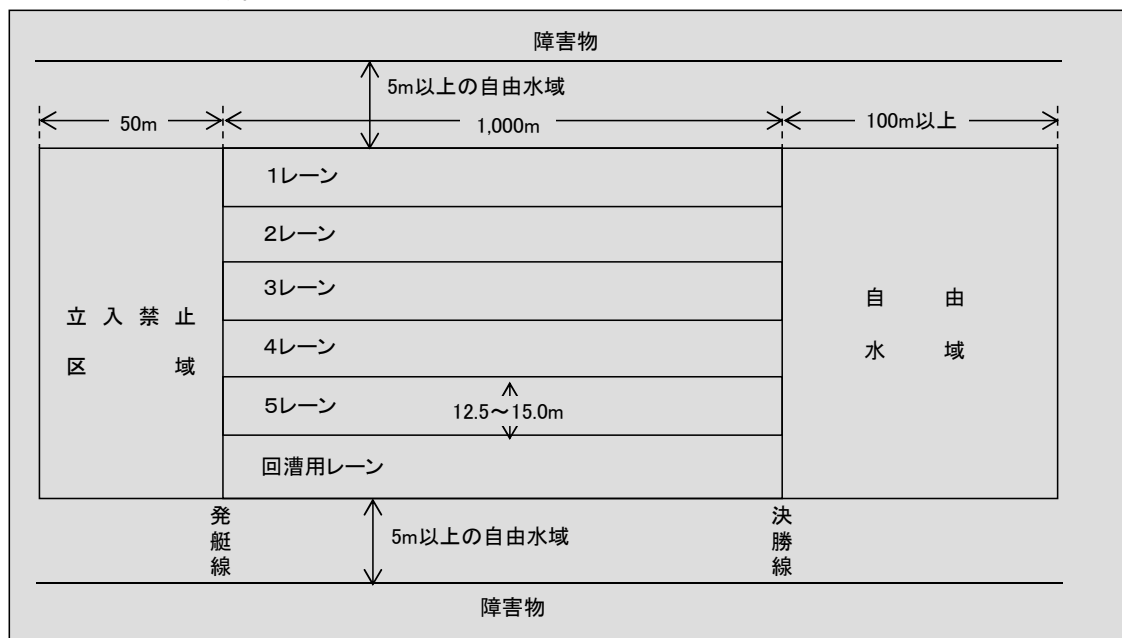
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	1,000mの5コースを有する水路 1、艇庫 1 (仮設でもよい) 回漕用として1コース程度を付設する水路	摘要	
----	---	----	--

基準の主な内容

コースは次のとおり。



- 国民体育大会ボート競技は、B級以上のコースで行う。〔規定4〕
- 競漕レーンは、直線でなければならない。〔規定5〕
- 決勝線の後方に、長さ100m以上の自由水域を設けなければならない。〔規定5〕
- コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は標準13.5m、最小限12.5m、最大限15mとする。〔規則7〕
- 競漕レーンの外境と岸、その他固定構築物との間には、5m以上の自由水域を設けなければならない。〔規定8〕
- レーンの水深は、各レーンの深さが均等でない場合は3m以上、各レーンの深さが均等な場合は2m以上とする。〔規定9〕
- コースに流れのあるときは、競漕レーンの全幅について同一の速さであり、かつ最大値が同一の速さであり、かつ最大値が流速20cm/秒(B級)を越えないことを原則とする。〔規定10〕

〔(社)日本ボート協会「競漕規則」(「規則」)及び(社)日本ボート協会「コース規格規定」(「規定」)から抜粋〕

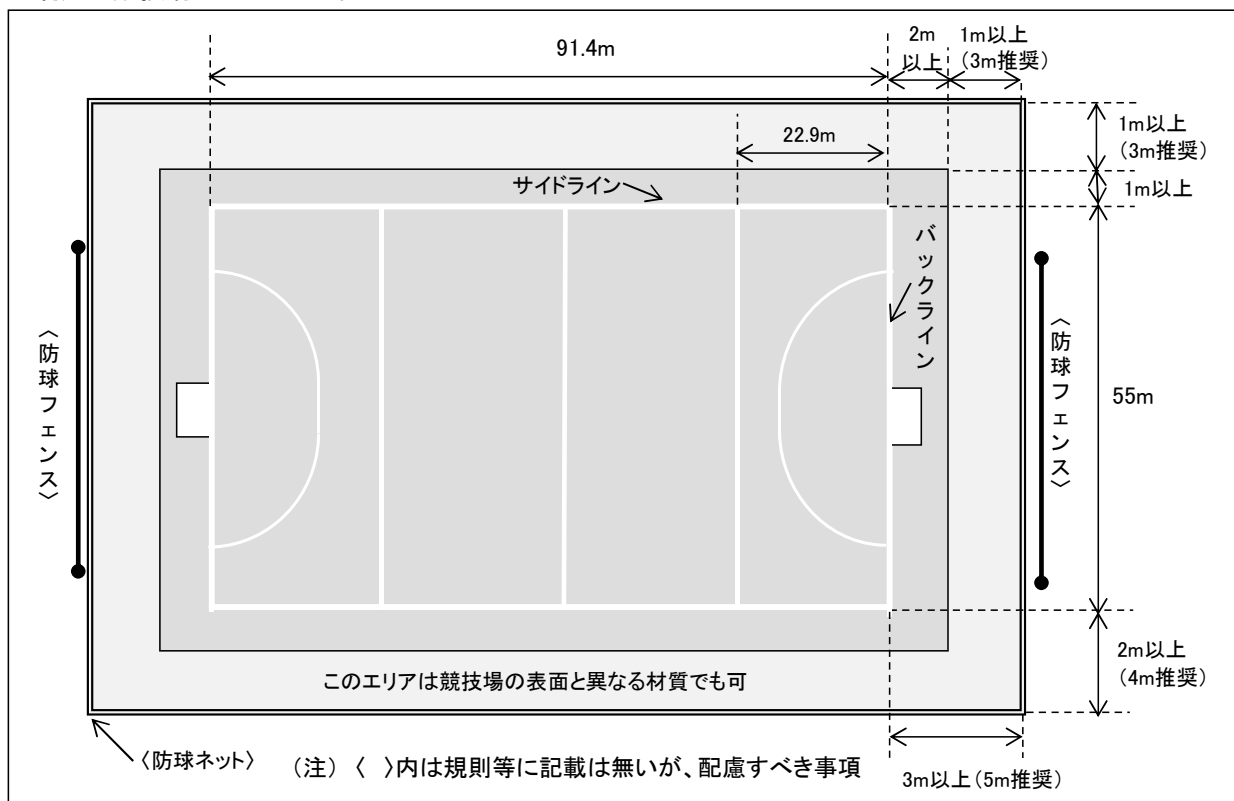
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定の競技場2面	摘要	
----	----------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- プレイフィールドは、幅55mのバックラインと長さ91.4mのサイドラインで仕切られた長方形である。
- 走り抜けるためのエリア(ラインから外のエリア)は、競技場の表面(人工芝等)と同質のものでなければならない。
- 競技場の表面と同質素材の範囲は、外のスペースにバックライン側は少なくとも2m、サイドライン側は少なくとも1mとし、それ以外の材質でもよいが、さらに外側に1m(四方)のエリアをとっておかなければならない。
- バックライン側は4mプラス1m(5m)、サイドライン側は3mプラス1m(4m)の空間をとることを勧める。

〔(社)日本ホッケー協会「ホッケー競技規則(フィールド及びフィールド備品 1.1)」から抜粋〕

- 競技場2面は、人工芝(うち1面は日本ホッケー協会公認)とする。

〔(社)日本ホッケー協会「国民体育大会ホッケー競技施設基準(第4条)」を抜粋〕

(配慮すべき事項)

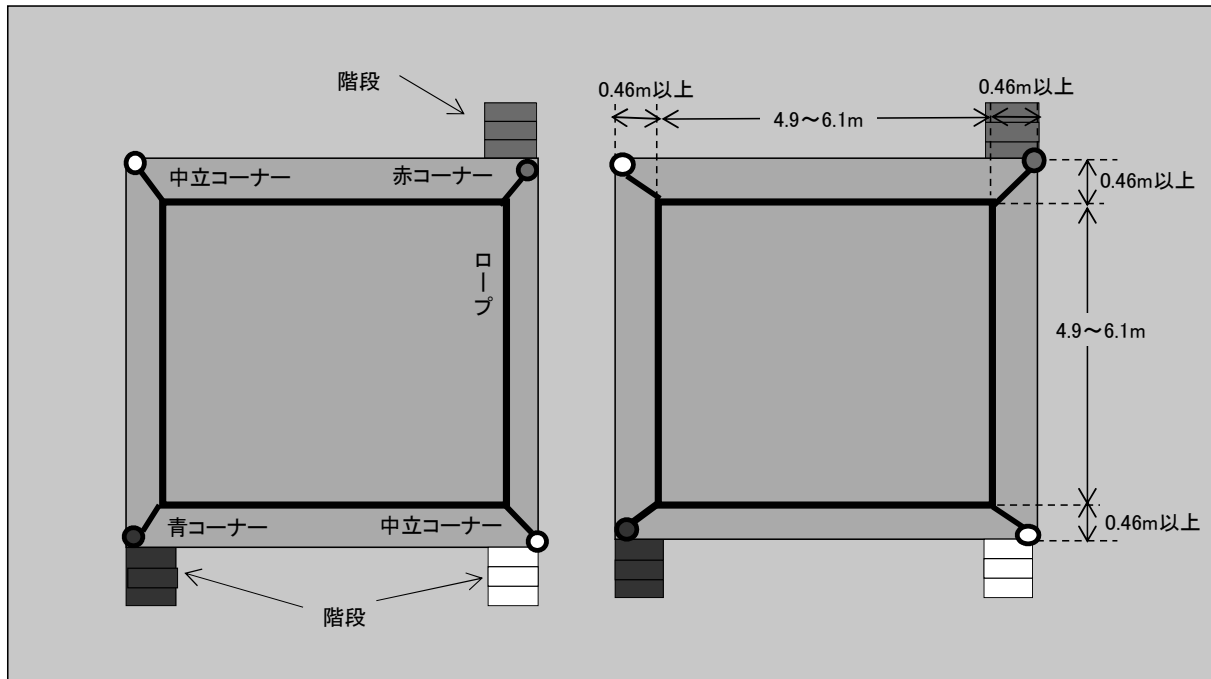
(先催県の事例)

競技名	ボクシング	競技番号	7
-----	-------	------	---

基準	<p>規定のリング2面を設置することができる体育館1 (床面積:縦40m以上×横35m以上)</p> <p>検診、計量会場、医療室、グローピング室、選手練習場などの付帯施設</p>	摘要	
----	--	----	--

基準の主な内容

規定のリングは次のとおり。〔規則1〕



- リングの広さはロープ内が4.9m以上6.1m以下の正方形で、ロープの外側は、少なくとも46cm以上なければならない。床の高さは91cm以上、122cm以下を原則とする。
- 床は水平で厚さ1.3cmから1.9cmのフェルト又は同じ程度の柔軟なものを敷き、キャンバスで全床を覆う。
- リングロープは3本又は4本とする。3本の場合は床から40cm、80cm、130cmの高さに、4本の場合は、床から40cm、70cm、100cm、130cmの高さに、太さ3cmから5cmのロープを四隅の柱から強く張ってかこむ。
- ロープの角にはパッドを当てがい、3cmから4cm幅のキャンバス布2本でロープを等間隔につなぐ。
- リングに3台の階段を備える。2台は選手とセカンドが使用するために赤と青のコーナーに、また1台はレフリーと医師が使用するために中立コーナーに備える。

〔「(社)日本アマチュアボクシング連盟競技規則」(「規則」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- リングの照度は1,600ルクス以上が望ましい(照明は仮設で可)。

(先催県の事例)

床面積:縦40m以上×横35m以上 ⇒ 縦36m×横30m(山口県)

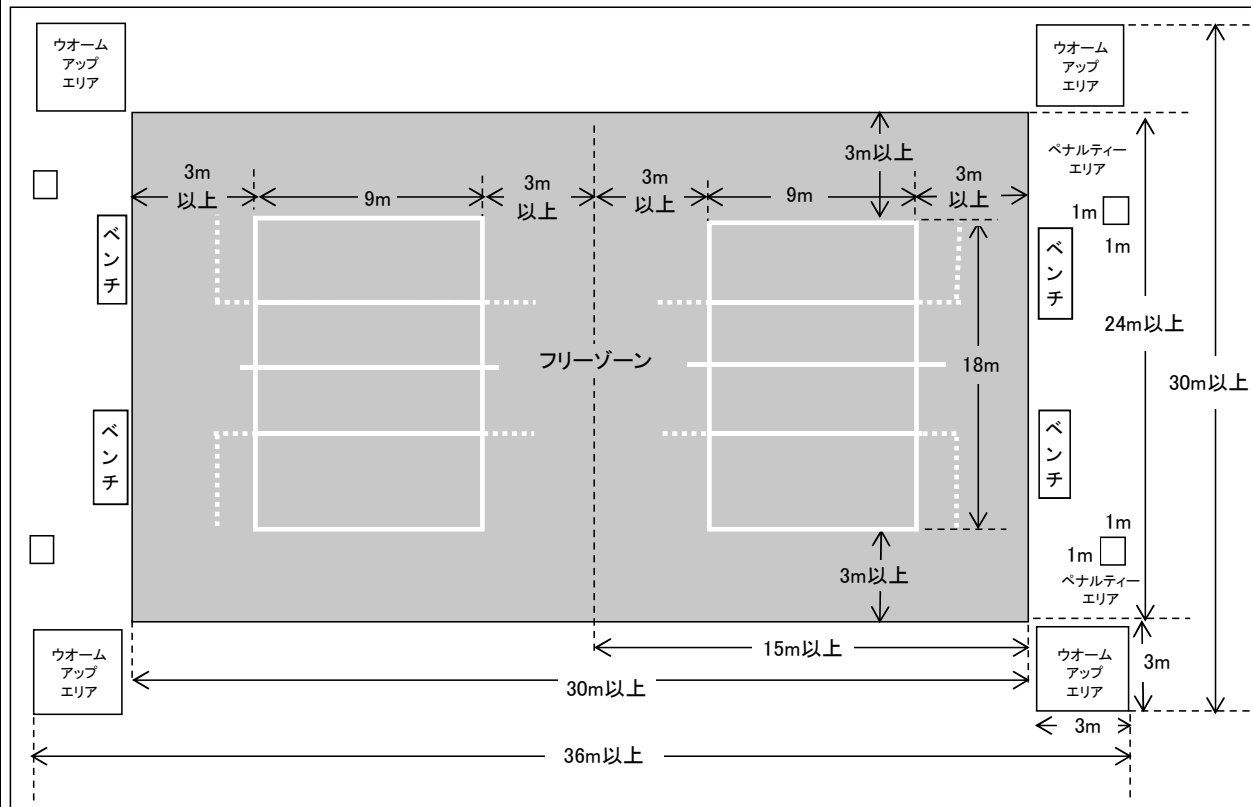
競技名 バレーボール

競技番号 8

基準	規定の屋内コート8面	摘要 2会場以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
----	------------	--

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。



- コートは18m×9mの長方形で、少なくとも3mの幅のフリーゾーンにより囲まれている。〔規則1.1〕
- フリープレー空間は、何の障害物もない競技エリアの上の空間で、競技をする表面から、少なくとも7mの高さがなければならない。〔規則1.1〕
- ネットの支柱は、サイドラインの外側0.50～1mの位置に設置する。〔規則2.5.1〕
- ペナルティエリアは、それぞれのエンドライン延長線の上の外側でコントロールエリア内に約1m×1mの広さで、2脚の椅子を用意し設けられる。〔規則1.4.6〕

〔公益財団法人日本バレーボール協会「バレーボール6人制競技規則」(「規則」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	体 操	競技番号	9
-----	-----	------	---

基準	規定の各器具を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	------------------------	----	---------------

基 準 の 主 な 内 容

規定の各器具を設置することができる体育館は次のとおり。

【体操競技】(日本体操協会平成18年8月発行規定集41頁第5条より)

- 競技場の広さ 2000㎡以上
- 競技場の高さ 12m以上

【新体操】(日本体操協会平成18年8月発行規定集41頁第5条より)

- 競技場の広さ 2000㎡以上
- 競技場の高さ 12m以上
- 演技面 内側13m×13m
その周りには最低1mの安全地帯を設ける(2002年版女子採点規則第32条)
なお、演技台を設ける場合には最低2mとする。

※但し、地元の保有施設がこの限りでない場合には、別途検討、調整を図る。

〔(財)日本体操協会「国民体育大会体操競技の会期及び施設、器械等のガイドライン」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 照度は、1000ルクス以上。

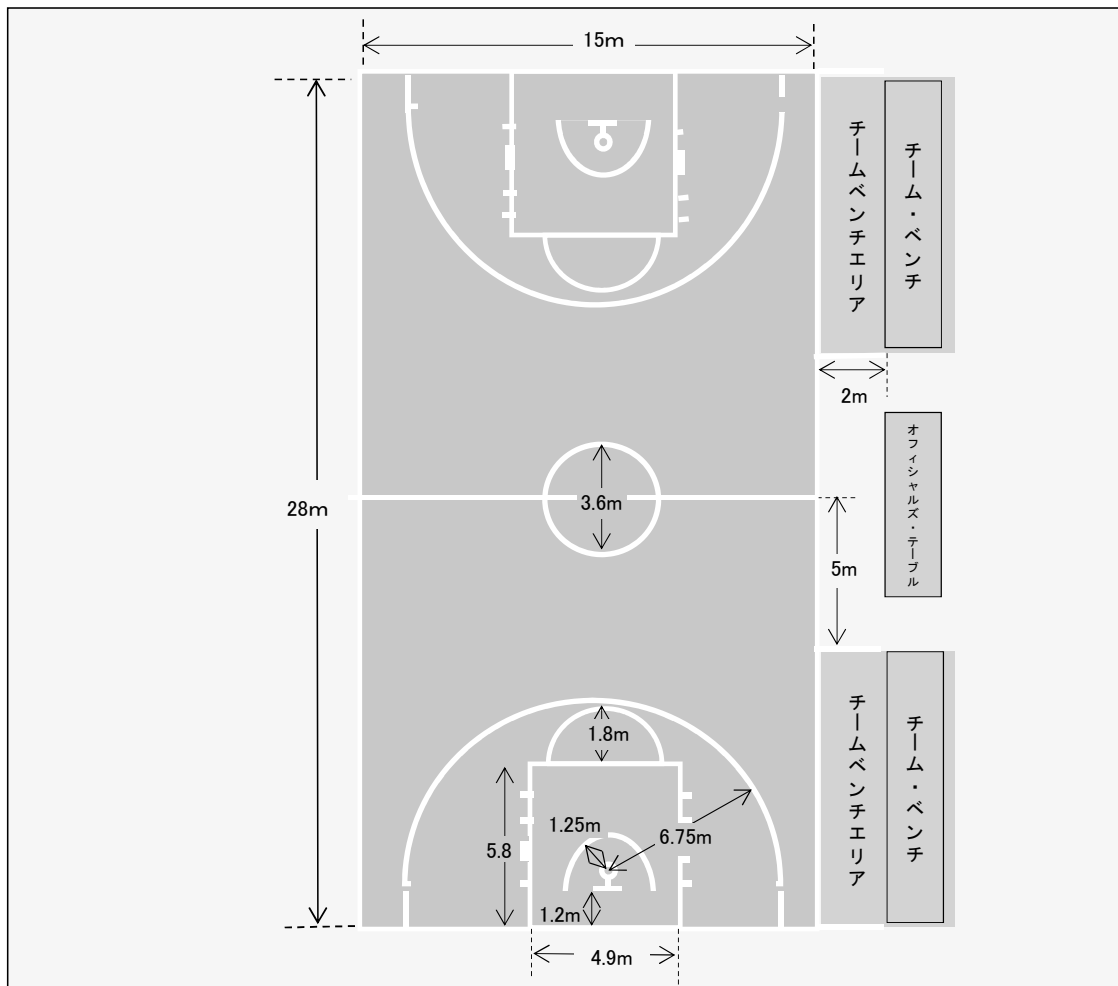
(先催県の事例)

競技名	バスケットボール	競技番号	10
-----	----------	------	----

基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場地以上に分かれてもよい。
----	-------------	----	-----------------------

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。〔規則2.1〕



○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。〔規則2.4.1〕

〔公益財団法人日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」(「規則」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするため、また、プレーに障害のないようにするため、コートの境界線から障害物までの距離は5m以上が望ましい。
- 隣接するコートの間隔は、7m以上が望ましい。
- 照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とすることが望ましい。

(先催県の事例)

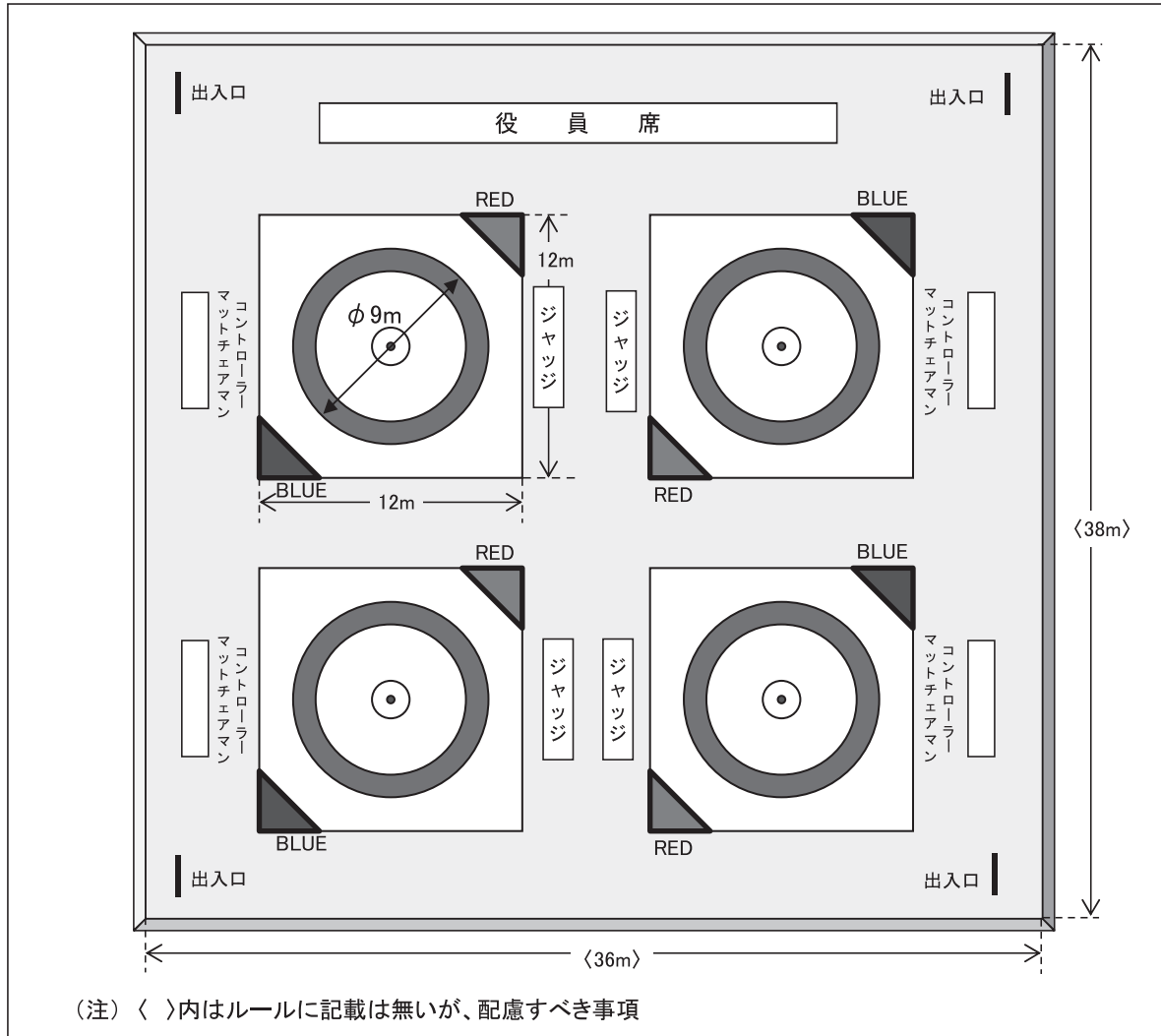
規定のコート10面⇒規定のコート7面(新潟県, 千葉県, 山口県)

競技名	レスリング	競技番号	11
-----	-------	------	----

基準	規定のマット4面を設置することができる 体育館 1	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	------------------------------	----	---------------

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



(注) < >内はルールに記載は無いが、配慮すべき事項

- マットは、9m直径の円形で、1.5m幅の同じ「厚さ」の補助部分を有するものとする。
- マットに隣接する木質部分のフローアは、柔らかい材質で完全に覆わなければならない。
- 競技会を円滑に運営するためにマット周辺には、適切な広さの、フローア残余部分を有しなければならない。

〔(財)日本レスリング協会「レスリング国際ルール(第4条)」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- マットの余地は4mが望ましい。

(先催県の事例)

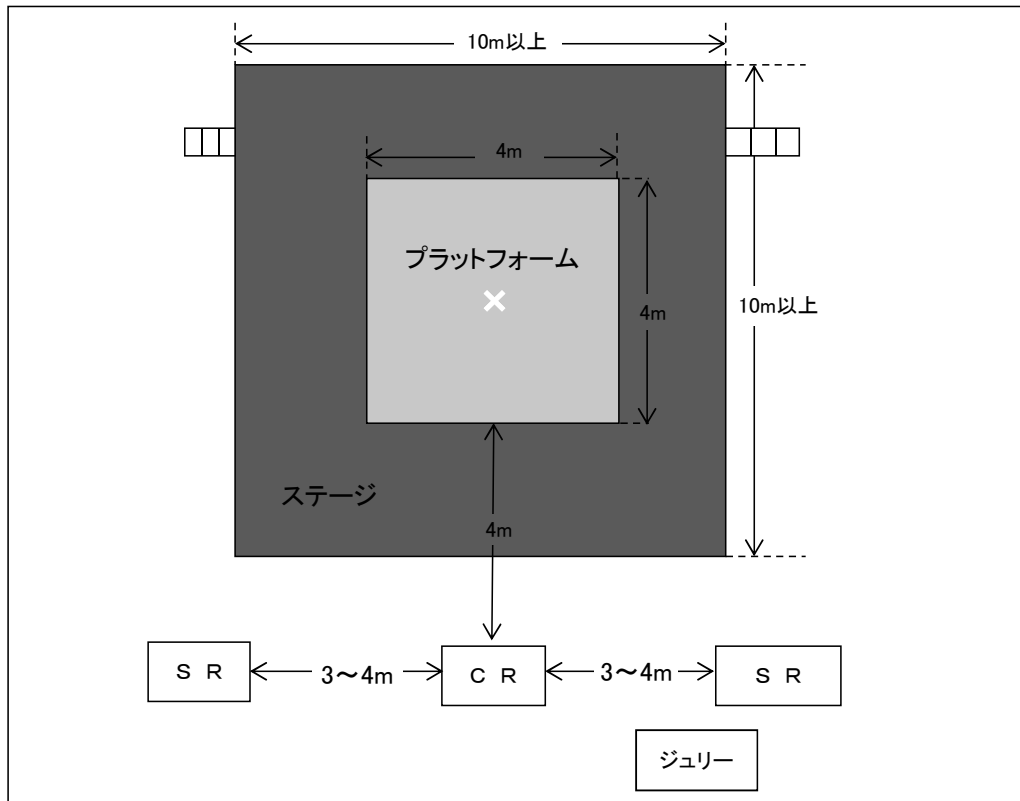
競技名	セーリング	競技番号	12
基準	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1(2海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟(仮設でもよい)	摘要	
基準の主な内容			
<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○競技海面は、ヨットハーバーの近くにあることが望ましい。 ○ヨットハーバーから競技海面まで十分の水深があることが望ましい。 ○ヨットハーバーから競技海面まで杭・漁網などの障害物がないことが望ましい。 ○ウィンドサーフィン用に、ヨットハーバー内の地面の状態は、水域までの運搬時の安全やボード類の保護に配慮することが望ましい。(砂浜や人工芝の整備等) 			
(先催県の事例)			

競技名	ウェイトリフティング	競技番号	13
-----	------------	------	----

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会場は下記のいずれかとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設 1 ②既定のプラットフォーム2面を設置することができる施設 1 ③規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設 2 ・ウォーミングアップ場を各施設に1 (8セット以上のバーベルとプラットフォーム) ・練習会場 1 (10セット以上のバーベルと練習用プラットフォーム) 	摘要	
----	--	----	--

基準の主な内容

規定のプラットフォーム等は次のとおり。



- プラットフォームは水平な4m四方とする。プラットフォームと周辺の床が類似した色である場合は、区別するために最低15cm幅の異なる色で縁取りしなければならない。〔規則3.1.2〕
- プラットフォームは木・プラスチック又はその他の固い素材で作られていること。そして、それらは滑らないものでカバーされていてかまわない。〔規則3.1.3〕
- (プラットフォームの)厚さは15cmを超えてはならない。〔規則3.1.4〕
- ステージの大きさは最低10m×10mとし、レフリー席およびジュリー席の床面からプラットフォーム表面までの高さは最大1mとする。プラットフォームには標準的な段差をもつ階段を備え付けておかなければならない。〔規則3.1.6〕
- 競技場のもっとも近いところにウォーミングアップ場を用意しなければならない。ウォーミングアップ場は、参加競技者数に応じて適切な数のプラットフォームなどが備えられていないといけない。〔規則3.2〕

〔一般社団法人日本ウェイトリフティング協会「競技・競技会規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 会場は、体育館または公会堂的なものとし、フロアの広さは1,000㎡～1,200㎡程度が望ましい。

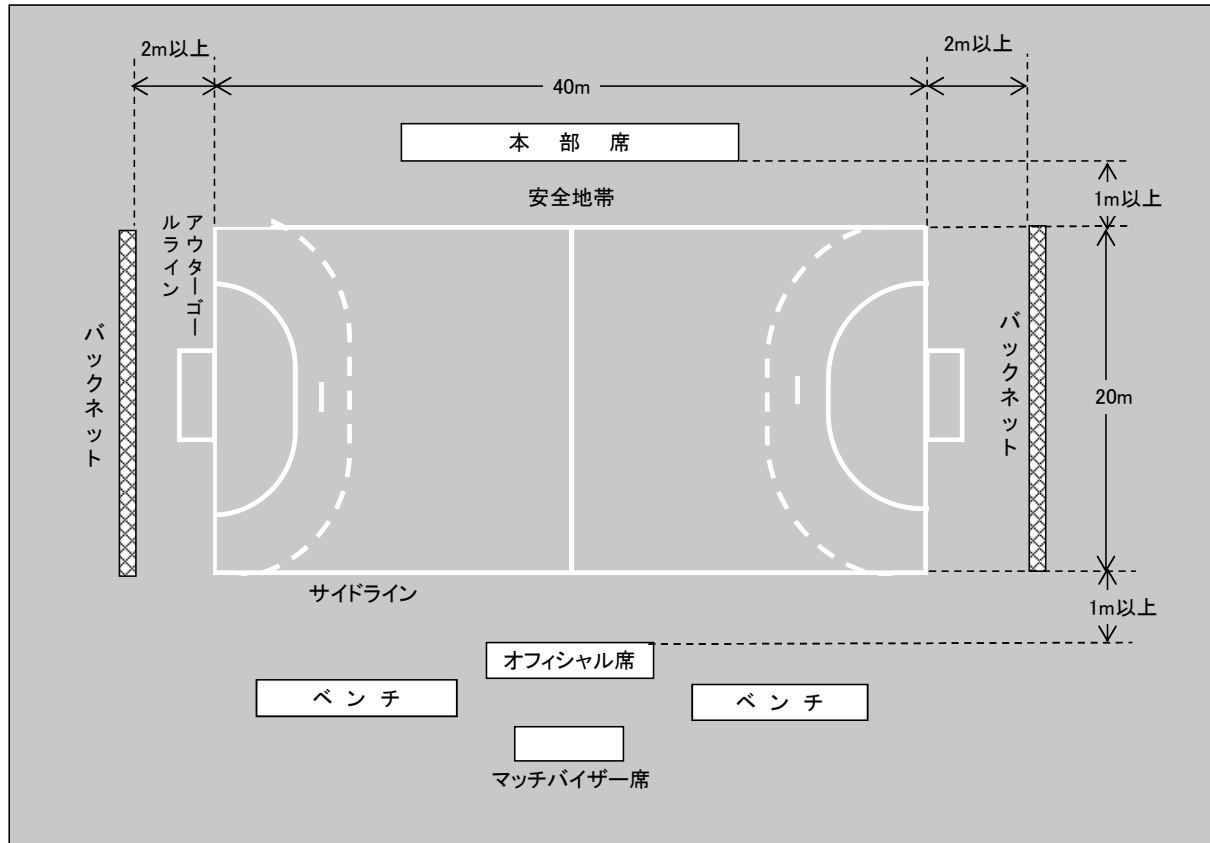
(先催県の事例)

競技名	ハンドボール	競技番号	14
-----	--------	------	----

基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
----	------------	----	---

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



○コート周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、ゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。〔規則1の1〕

〔(財)日本ハンドボール協会「ハンドボール競技規則」(「規則」)及び「マッチバイザーの任務」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)
屋内競技場6面⇒屋内競技場5面(山口県)

競技名	自 転 車	競技番号	15
-----	-------	------	----

基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース (1周20km～30kmの周回ロードコース)	摘要	
----	--	----	--

基 準 の 主 な 内 容

1 規定の競技場は次のとおり。

- ①屋外競走路の周長 500m、400m、333.33m、285.714mおよび250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。〔要項2-1〕
- ②競走路の構造 競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。〔要項3〕
- ③安全地帯 競走路の内側に、ブルーバンドを含めて最小幅員4mの安全地帯を設ける。〔要項4〕
- ④コーナー及びバンク 競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部及びこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する。〔要項5-1〕
- ⑤直線部 通常6～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。〔要項5-2〕
- ⑥胸壁又は金網柵 競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って最低90cmの高さの胸壁を設ける。〔要項6-1〕
- ⑦競走路の標示線 競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドは競走には用いない。〔要項8-1〕
- ⑧補助走路 インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ・クーリングダウンのための補助走路を設ける。〔要項10〕
- ⑨インフィールド 円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。〔要項16〕

〔財日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-1: 自転車競技場および施設に関する基準要項」から抜粋〕

2 規定のロードレースコースは、次のとおり。

- 競技大会の特性を考慮し、町から町への片道コース、大きく1周して戻るコース、環状コースを複数回周回するコース、P字または逆P字型の折り返し点のあるコースを選択する。〔要項1-1〕
- 登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道路切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の注意箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。〔要項1-1〕
- 幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。〔要項1-1〕
- 1日ロード・レースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。〔要項1-1〕
- 随行車両がフィニッシュラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。〔要項3-1〕

〔財日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-2: ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

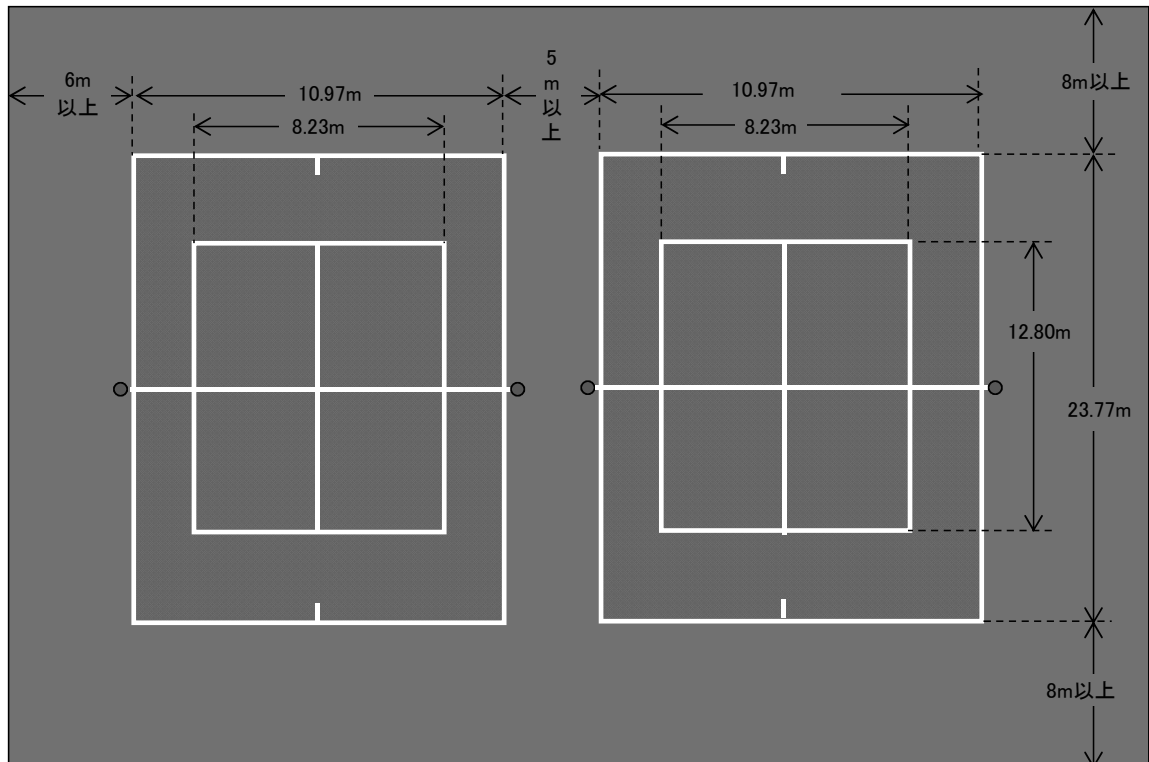
(先催県の事例)

競技名	ソフトテニス	競技番号	16
-----	--------	------	----

基準	規定のコート16面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	-----------	----	---------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- アウトコートはコート周囲のスペースで、ベースラインから後方に8m以上、サイドラインから外側に6m以上であることを原則とする。〔規則8〕
- コートが2面以上ならば場合、隣接するコートにおいて接するサイドラインの間隔は5m以上であることを原則とする。〔規則8〕
- コート及びアウトコートのサーフェスは、アウトドアではクレー、砂入り人工芝又は全天候型ケミカル等とし、インドアでは木版、砂入り人工芝、硬質ラバー、ケミカル等とする。〔規則4〕

〔公益財団法人日本ソフトテニス連盟「競技規則」から抜粋〕

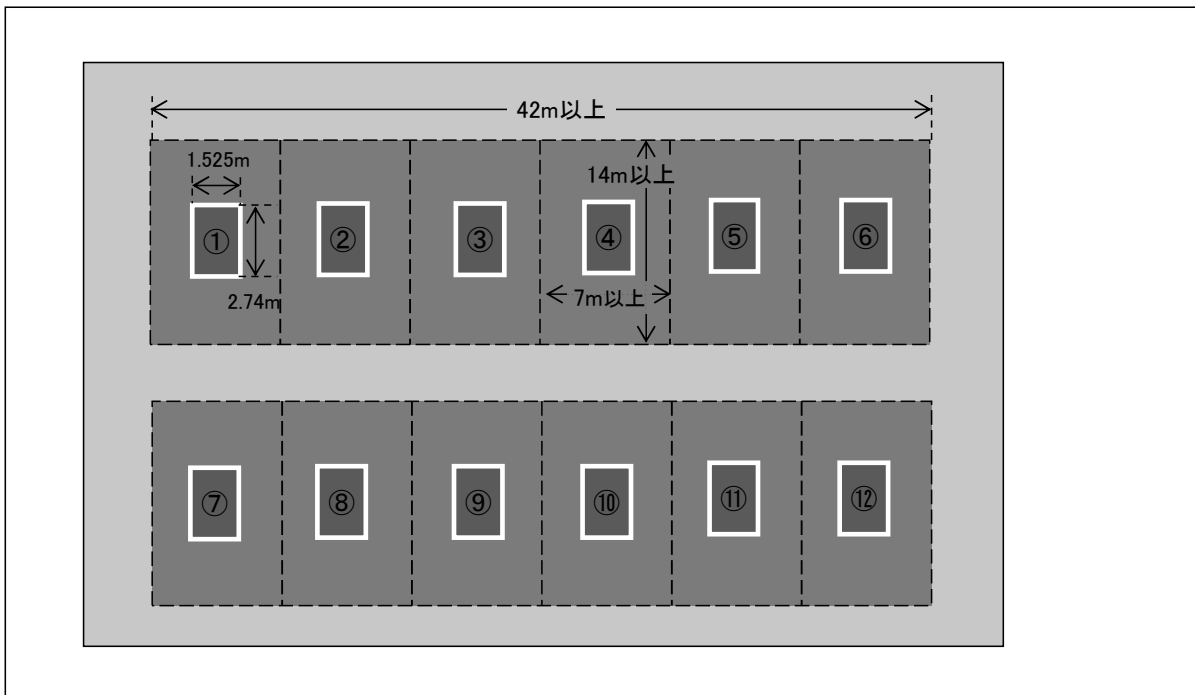
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定のコート12面(予備コート2面を含む)を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分離して開催する場合は、各体育館に規定のコート8面を設置する。
----	---------------------------------------	----	--------------------------------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- 競技領域は、長さ14m、幅7m以上の長方形で、高さ5m以上なければならない。〔ルール2.2.3.1〕
- 競技領域は、隣接の競技領域と観戦席から、高さ約75cmまたは50cmの均一な濃色の「フェンス」で区切られていなければならない。〔ルール2.2.3.3〕
- プレーイングサーフェスの高さで計った照度は、プレーイングサーフェス全面にわたって1,000ルクス以上、競技領域のその他の部分における照度は500ルクス以上でなければならない。〔ルール2.2.3.4〕
- 照明源は床上5m以上にななければならない。〔ルール2.2.3.6〕
- 背景は全般的に濃色で、明るい照明源、または覆われていない窓を通す日光が含まれてはならない。〔ルール2.2.3.7〕
- 競技場の床は、明るい色、または明るく反射したり、滑りやすいものであってはならない。〔ルール2.2.3.8〕

〔公益財団法人日本卓球協会「日本卓球ルール」から抜粋〕

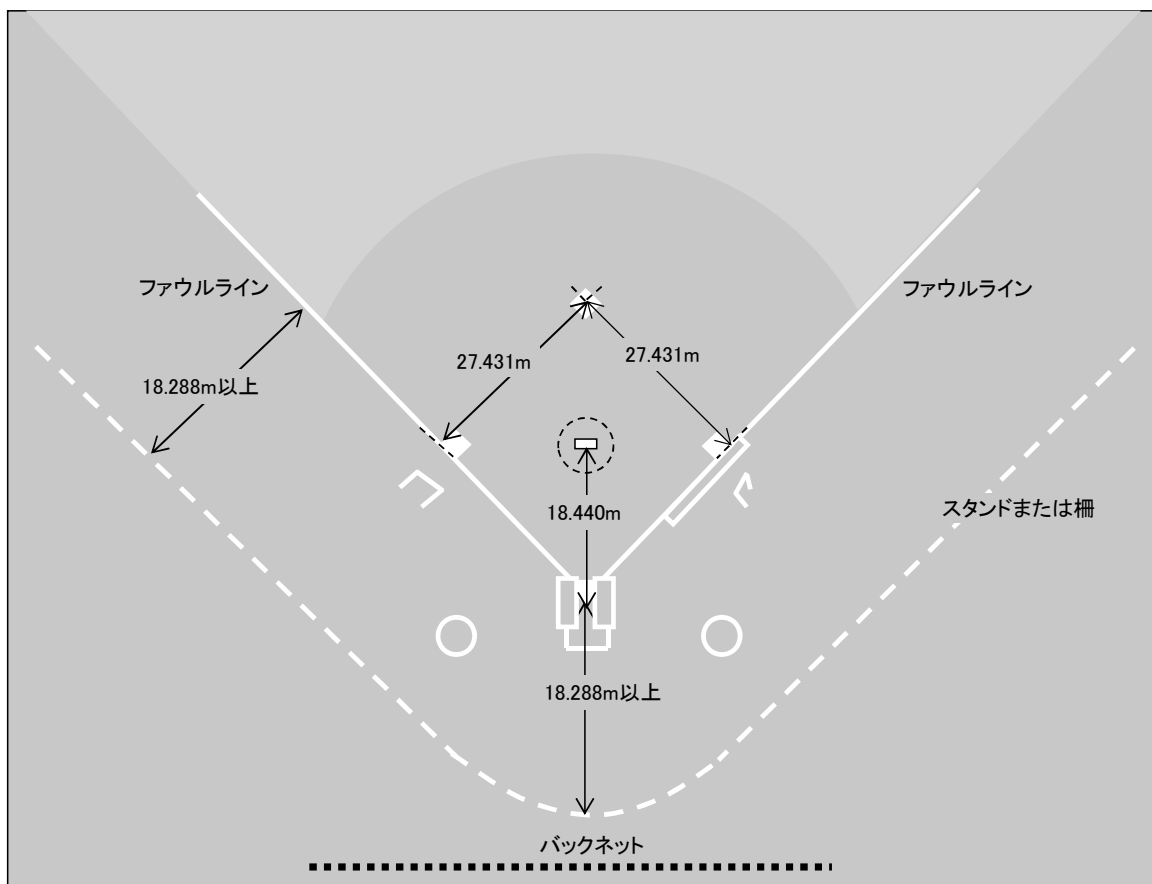
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定の野球場5面	摘要	2会場以上に分かれていてもよい。 2会場以上に分かれる場合は6面とする。
----	----------	----	---

基準の主な内容

規定の野球場は、次のとおり。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。〔規則1・04〕

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。
- 安全上フェンス等にラバーを設置することが望ましい。

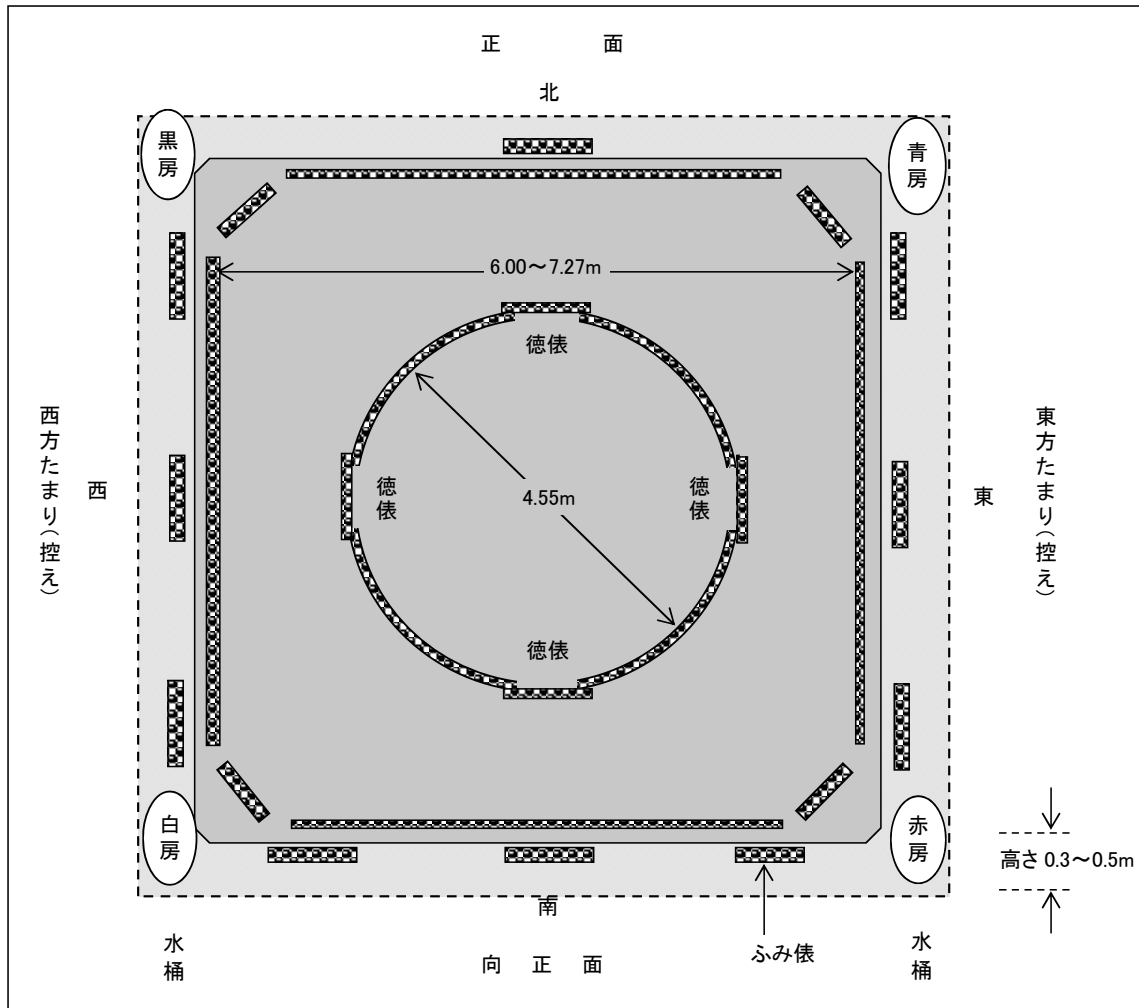
(先催県の事例)

競技名	相 撲	競技番号	19
-----	-----	------	----

基準	規定の競技場 1	摘要	
----	----------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 土俵は盛土俵とし、土俵の表面は一辺600cm以上727cm以下の正方形とする。
- 土俵の高さは、30cmから50cmとする。
- 勝負俵は、土俵表面の対角線の交点を中心とした直径455cmの円の外側に埋めた小俵とする。勝負俵に使用する小俵の数は24個とする。そのうち4個は徳俵とする。
- 土俵の上には屋根(特設の枠組みのものを含む。)をつるす。
 [(財)日本相撲連盟「土俵規程」から抜粋]

(配慮すべき事項)

- 競技場は屋内であることが望ましい。
- 土俵構築には、荒木田土を使用することが望ましい。
- 練習土俵は、6面以上で、テントで覆うことが望ましい。

(先催県の事例)

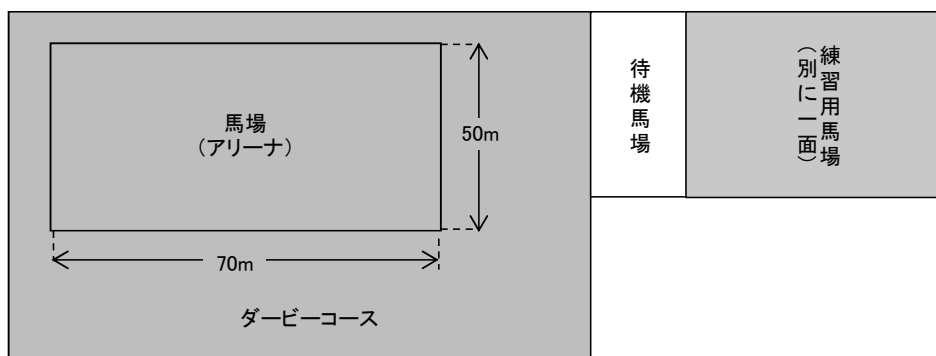
競技名	馬術	競技番号	20
-----	----	------	----

基準	障害馬術競技場1面 70m×50m(楕円形でも可)、 別途ダービーコースを隣接する。 障害練習場2面(うち1面は競技場隣接) 馬場馬術競技場1面 90m×50m 馬場馬術練習場2面(うち1面は隣接) 厩舎227馬房(1馬房 3m×3m) 隔離厩舎2馬房(1馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎47名収容(各県1名男女別)	摘要	各施設は仮設並びにリースでもよい。
----	--	----	-------------------

基準の主な内容

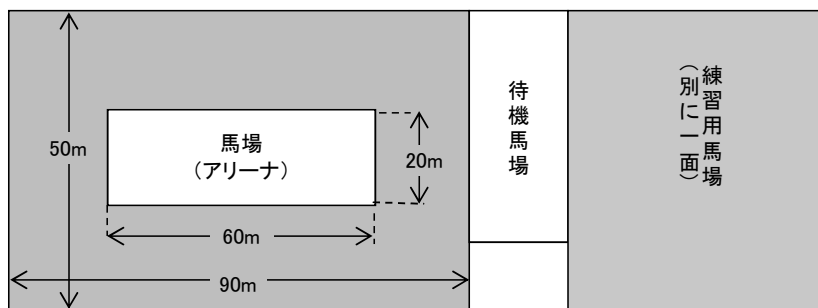
競技場の例は次のとおり。

(1) 障害馬術



- アリーナは四方を囲まれていなければならない。〔国内規程201.1〕
- 適正なトレーニング条件として十分な広さを持つ練習用馬場を提供しなければならない。〔国内規程201.3〕

(2) 馬場馬術



- アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。〔国際規程429.2〕
- アリーナは主として砂馬場でなければならない。〔国際規程429.2〕
- アリーナ・フェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある。〔国際規程429.2〕
- アリーナ・フェンスそのものは高さ約30cmの低い白色のフェンスで構築するものとする。〔国際規程429.2〕
- 望ましくは、60m×20mの練習用馬場を設置しなければならない。〔国際規程429.10〕

〔「日本馬術連盟競技会規程」(「国内規程」)及び「国際馬術連盟馬場馬術競技会規程」(「国際規程」)を参照〕

(配慮すべき事項)

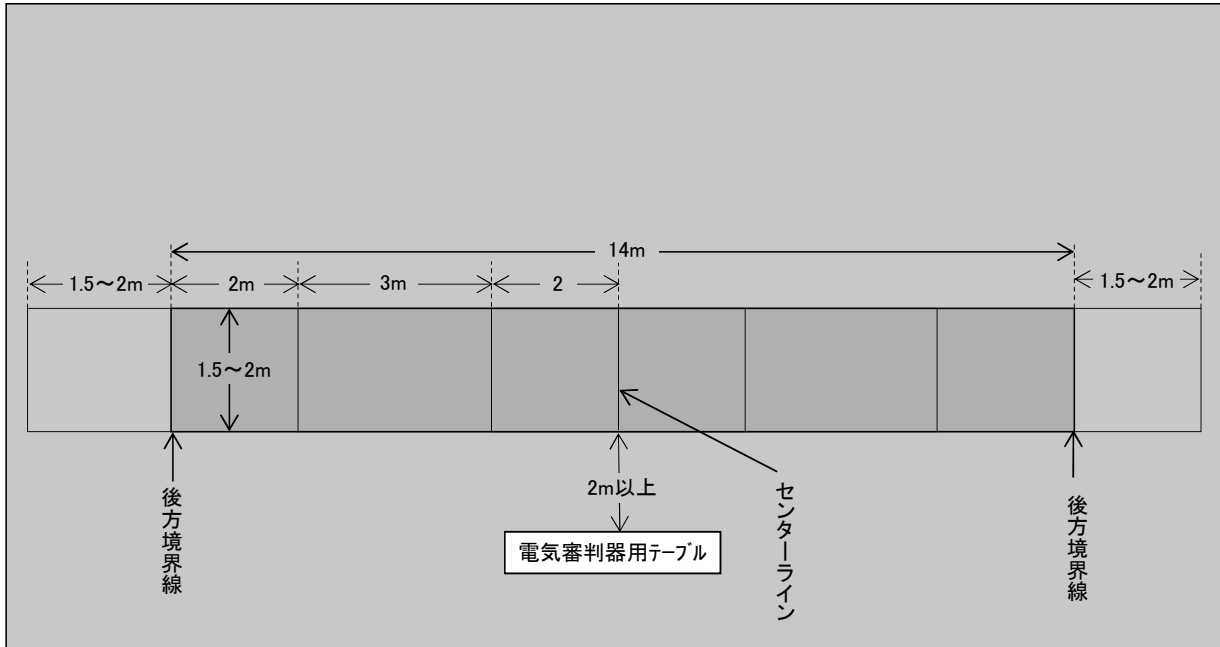
(先催県の事例)

競技名	フェンシング	競技番号	21
-----	--------	------	----

基準	規定のピスト8面を設置することができる体育館 1	摘要	開催時期により空調施設を有することが望ましい。
----	--------------------------	----	-------------------------

基準の主な内容

規定のピストは次のとおり。



- 競技場は平坦な表面でなければならない。両選手のどちらにも有利あるいは不利な点を与えてはならない。とくに光に関しては注意しなければならない。〔規則t.11〕
- フェンシングに使用される競技場はピストと呼ばれる。〔規則t.12〕
- 3種目の競技は同じピストで行われる。〔規則t.12〕
- ピストの幅は、1.5mから2mである。〔規則t.13〕
- 長さは14mである。それゆえに、センターラインから2mのところにいる選手には、ピスト後方境界線を両足で踏み出さずに自由に後退できる5mの距離がある。〔規則t.13〕

〔「国際フェンシング連盟 競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

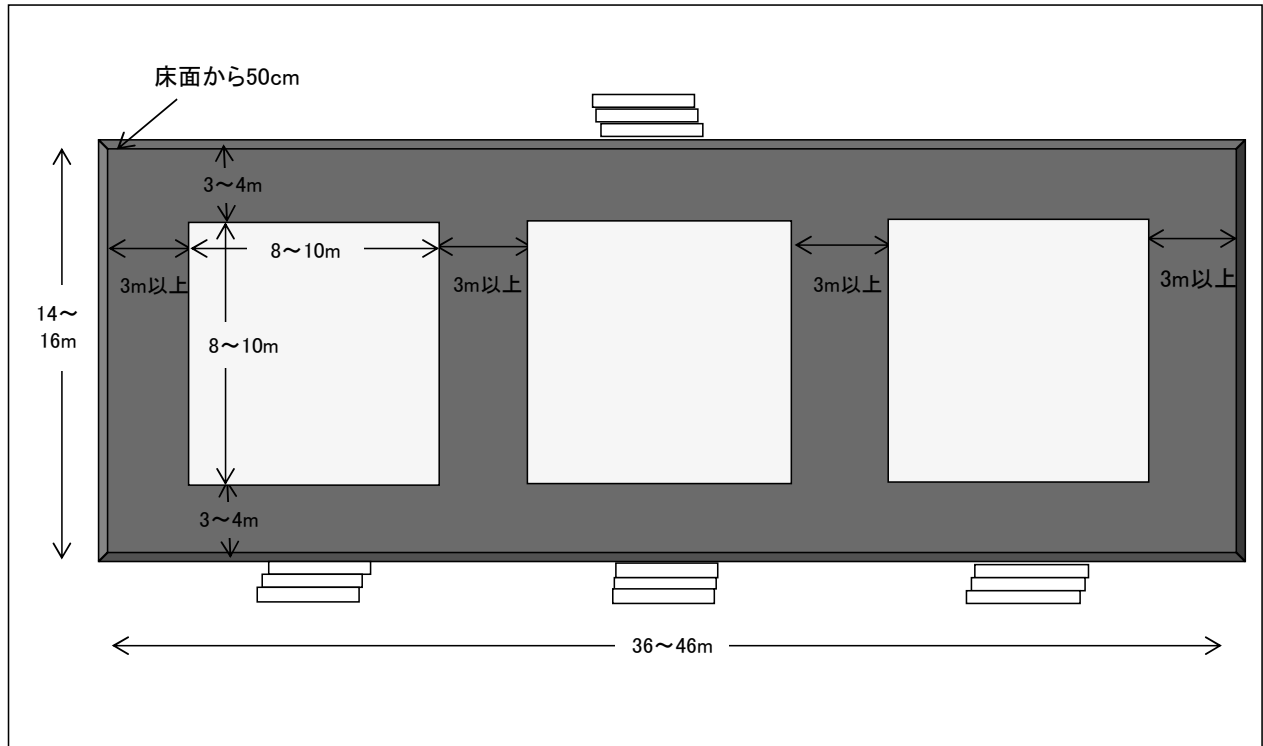
(先催県の事例)

競技名	柔道	競技番号	22
-----	----	------	----

基準	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	摘要	試合場は床面から50cm上げたところに設置する。
----	--	----	--------------------------

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



1 試合場の大きさ

①尺サイズの畳(従来の畳)を用いる場合

50畳(9.1m四方)を原則とするが、状況に応じて40.5畳(約8.2m四方)とすることも可能とする。

②メートルサイズの畳を用いる場合

国際柔道連盟試合審判規定(国際規定)に準じ、8m~10m四方とする。

※場外共有部分(安全地帯)は、従来どおり2間又は3m以上を確保することとする。

2 畳の色

新しく畳をつくる場合は、場内と場外を識別した以下の2色に統一する。

試合場内 パントーンカラーNo.1205U(薄いイエロー)

試合場外 パントーンカラーNo.334U(グリーン)

ただし、従来の「緑畳に場内外を区別するための赤畳を使用した2色」も、当面認める。

〔「全日本柔道連盟理事会・評議員会決定事項(平成21年6月17日)」から抜粋〕

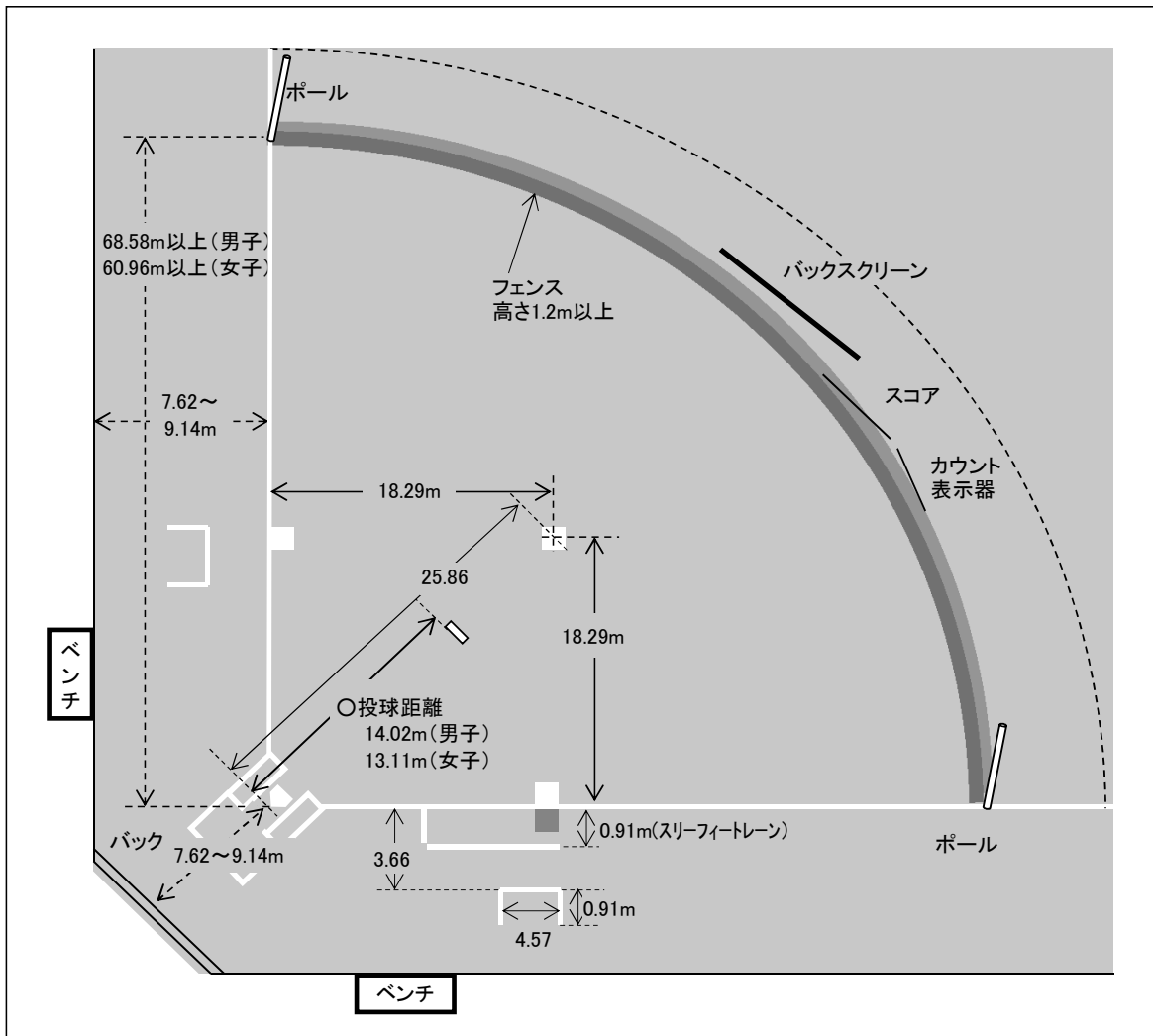
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定の競技場8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	----------	----	-----------------

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- 競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。[ルール2-1]
- フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、男子68.58m以上、女子60.96m以上の半径の円弧に囲まれた地域である。[ルール2-1]
- ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。[ルール2-1]

〔公益財団法人日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。

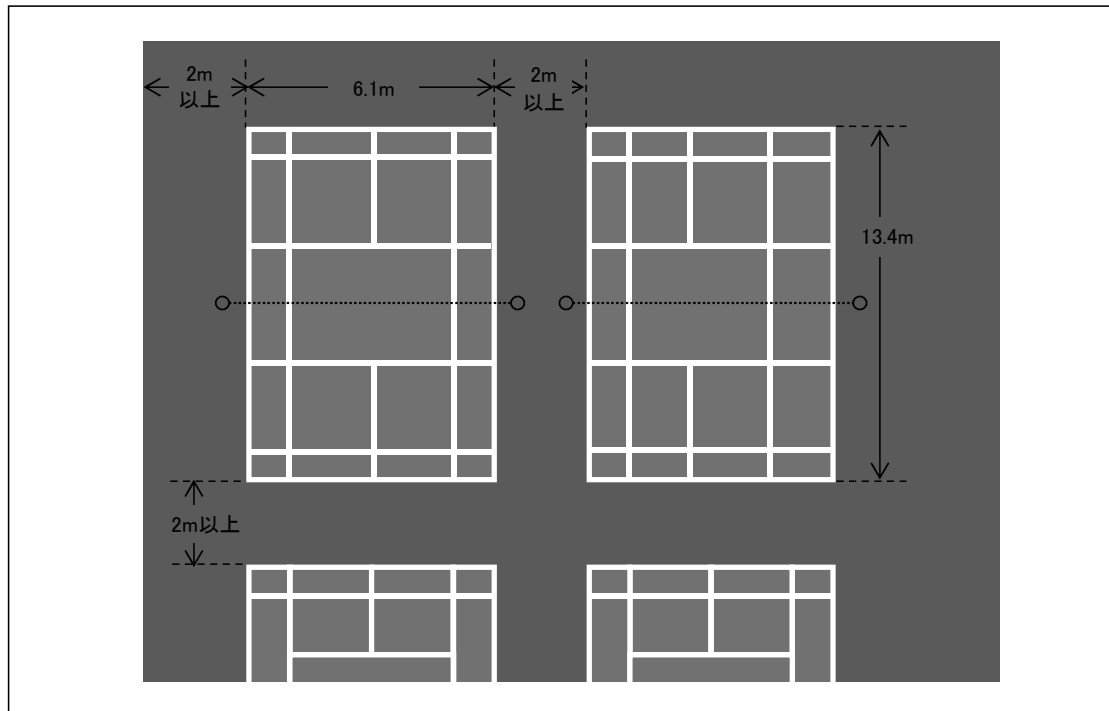
(先催県の事例)

競技名	バドミントン	競技番号	24
-----	--------	------	----

基準	規定のコート8面を有する体育館 1	摘要	2会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは12m以上あればよい。
----	-------------------	----	---------------------------------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- 大会に使用する会場は、屋内で競技中は風をしゃ断しなければならない。〔規程10〕
- 天井の高さは、コート面より12m以上とする。〔規程11〕
- 競技区域は、コート外側四周にそれぞれ2m以上の余裕がなければならない。また、1会場に2面以上のコート进行の場合にも、隣接するコートとの間隔は2m以上(※)とする。〔規程12〕
- ※隣接する競技区域との間隔は2m以上あることが望ましいが、確保できない場合は、プレーに支障なく行われるように運営する。〔規程 解説2〕
- 会場の照度は、各コートともネットの中央上縁において1200ルクス以上(※)とする。〔規程13〕
- ※照明が1200ルクス未満であった場合は、会場ルールを定めて運営する。〔規程 解説3〕
- 照明は、コートの真上ではしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあつてはならない。また、コートのバックバウンダリーライン上のいかなる位置から、反対側のバックバウンダリー上のいかなる位置を見通しても、その延長線上はすべてしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあつてはならない。〔規程14〕
- プレーヤー及び観客などに試合の経過及びスコアが明確にわかるように、得点表示装置を置かなければならない。〔規程15〕

〔公益財団法人日本バドミントン協会「競技規則」(規則)及び「大会運営規程」(「規程」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

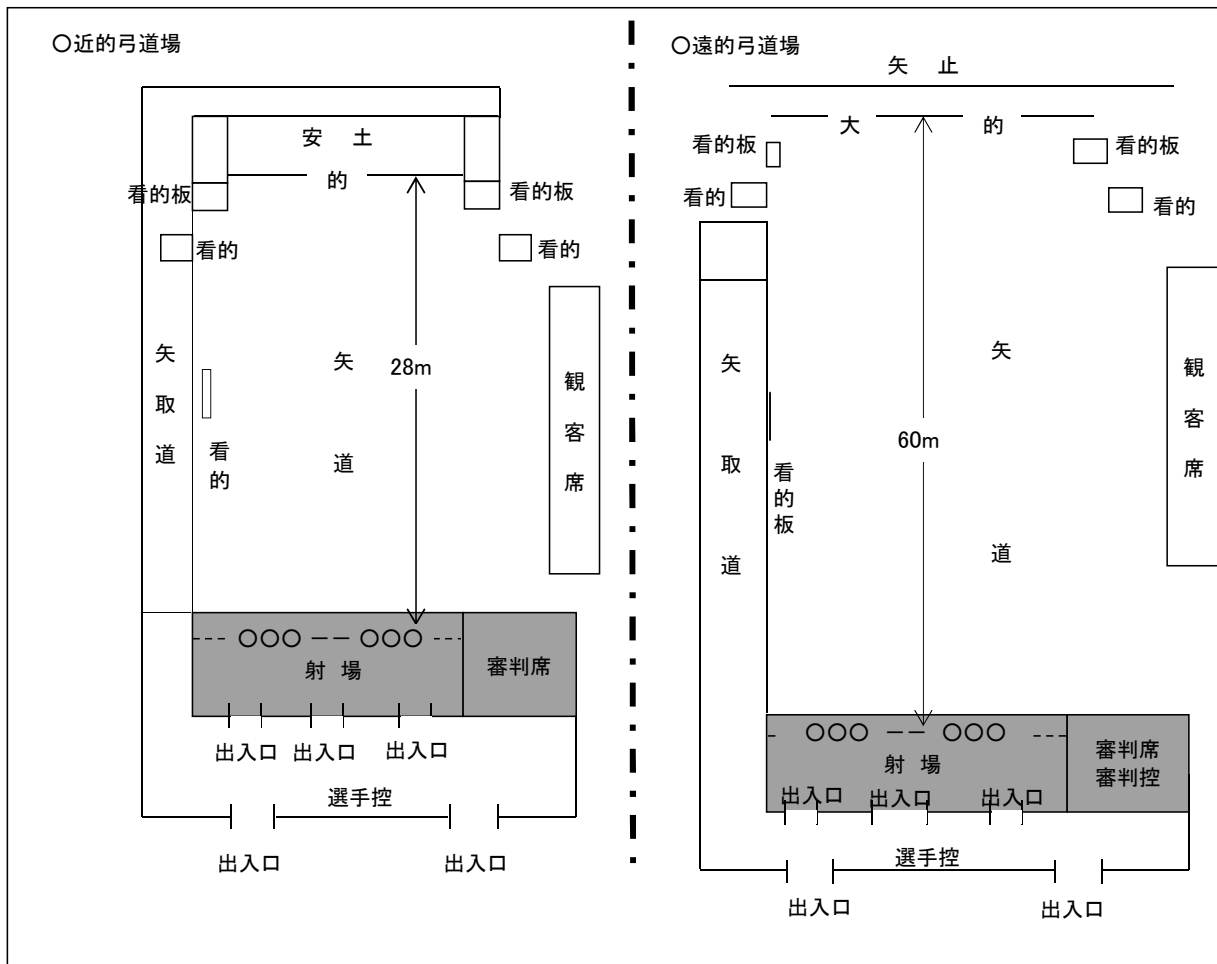
- コートは、全面にコートマットを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	
----	------------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の弓道場は、次のとおり。



○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は130cm以上とする。
ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。
〔規則11〕

〔財全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 矢取道は、屋根があることが望ましい。
- 大的の上まで屋根があることが望ましい。【遠的】

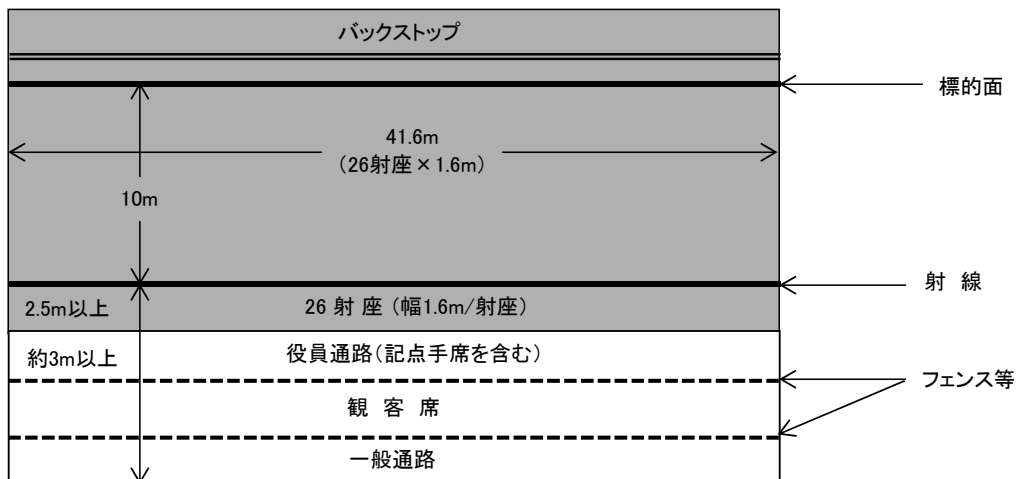
(先催県の事例)

基準	規定のライフル射撃場(エア・ライフル26射座1、スモールボア・ライフル24射座1、ピストル18射座1、光線銃13射座の体育館1)	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。エア・ライフル、スモールボア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。
----	--	----	---

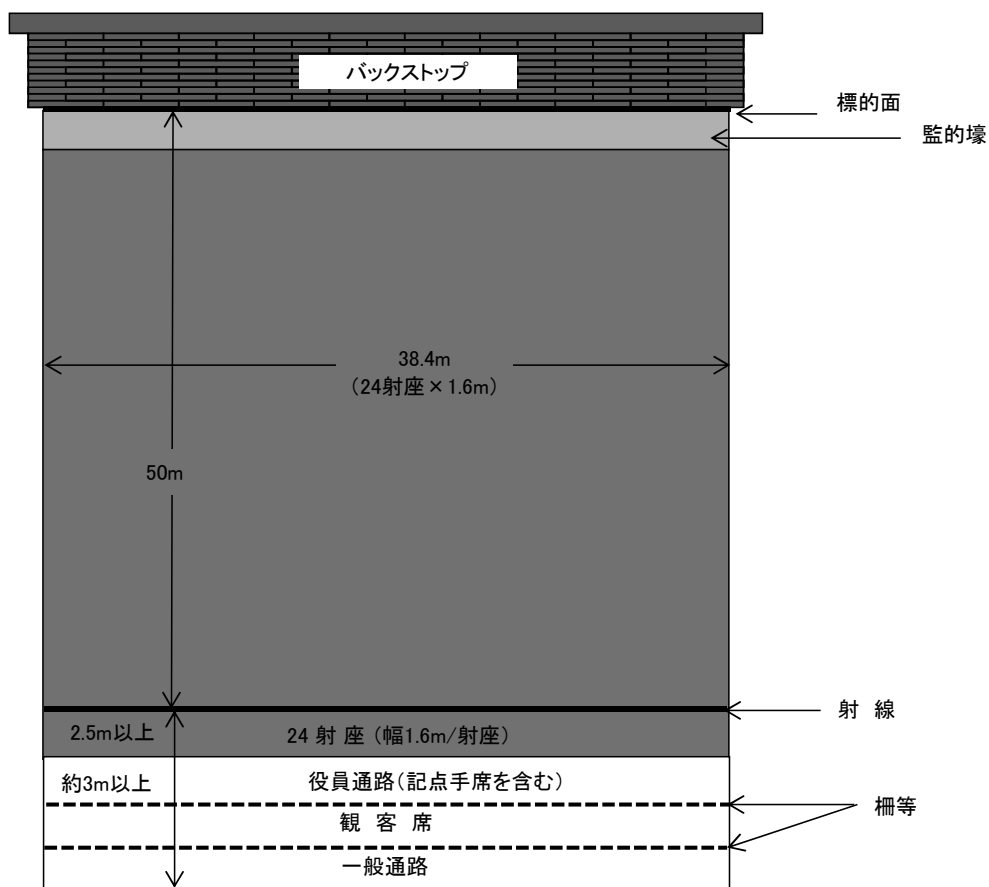
基準の主な内容

規定のライフル射撃場は、次のとおり。

(1) エア・ライフル射場(10m)

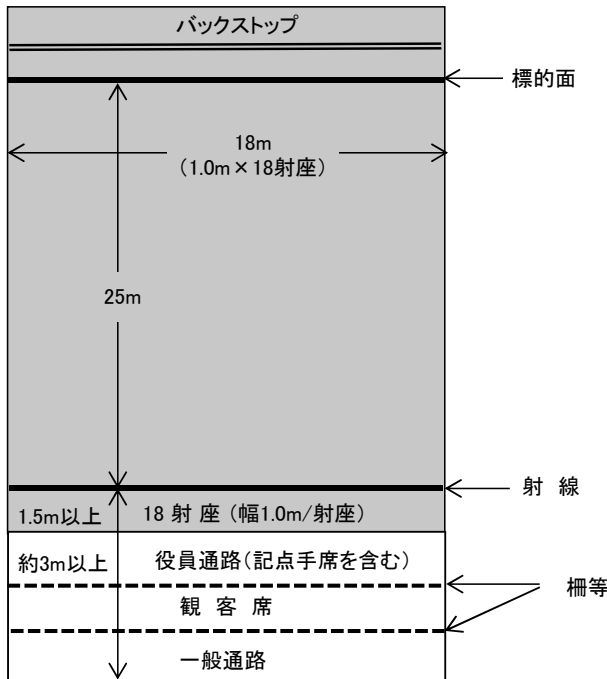


(2) スモールボア・ライフル射場(50m)

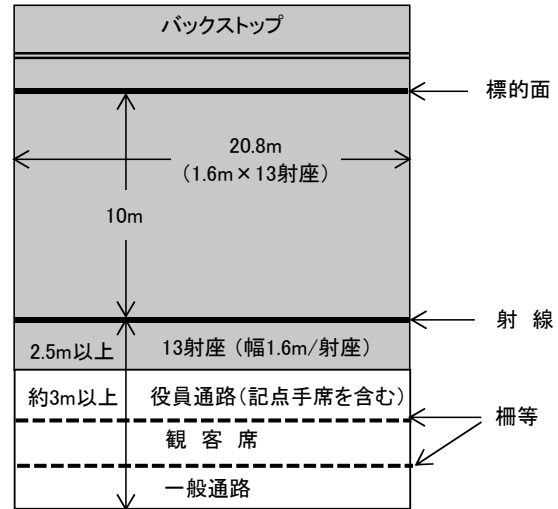


基準の主な内容

(3) ピストル射場(25m)



(4) ビーム・ライフル射撃場(10m)



- 10m射場は、屋内でなければならない。〔規程6.2〕
- ビーム・ライフル射場は、屋内でなければならない。〔規程6.4〕
- 各射場の射座の広さは、以下の基準とする。〔規程9.1〕
 - ・ピストル射場以外 … 1.6m(幅) × 2.5m(奥行)以上
 - ・ピストル射場 … 1.0m(幅) × 2.5m(奥行)以上
- スモールボア・ライフル射場では、多数の射手が参加できるようにするため、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。〔規程9.2〕
- エア・ライフル射場で3姿勢競技・伏射競技を実施する場合には、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。〔規程9.2〕
- 各射座の後方は、原則として、以下に準じた設備が完備されているものとする。〔規程15.2〕
 - ・記点手席を含む役員通路 … 約3m以上
 - ・観客席
 - ・一般通路
- 50台以上収容可能な駐車場(又はスペース)を具備しなければならない。〔規程17.2〕
- 観客席は少なくとも射撃線の後方5m以上の位置に設置された適当な柵などによって射手や競技役員が活動する空間とは区別されなければならない。〔ルール6.3.6.5.1〕
- 標的面の最低照度は1000ルクスとする(ビームライフル射場は400~1000ルクス)。〔ルール(国内規定)6.3.17〕
- 射場全体の照度は300ルクス(500ルクス推奨)〔ルール(国内規定)6.3.17〕

〔(社)日本ライフル射撃協会「テクニカルルール」(「ルール」)、「ライフル射撃場の公認に関する規程」(規程)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

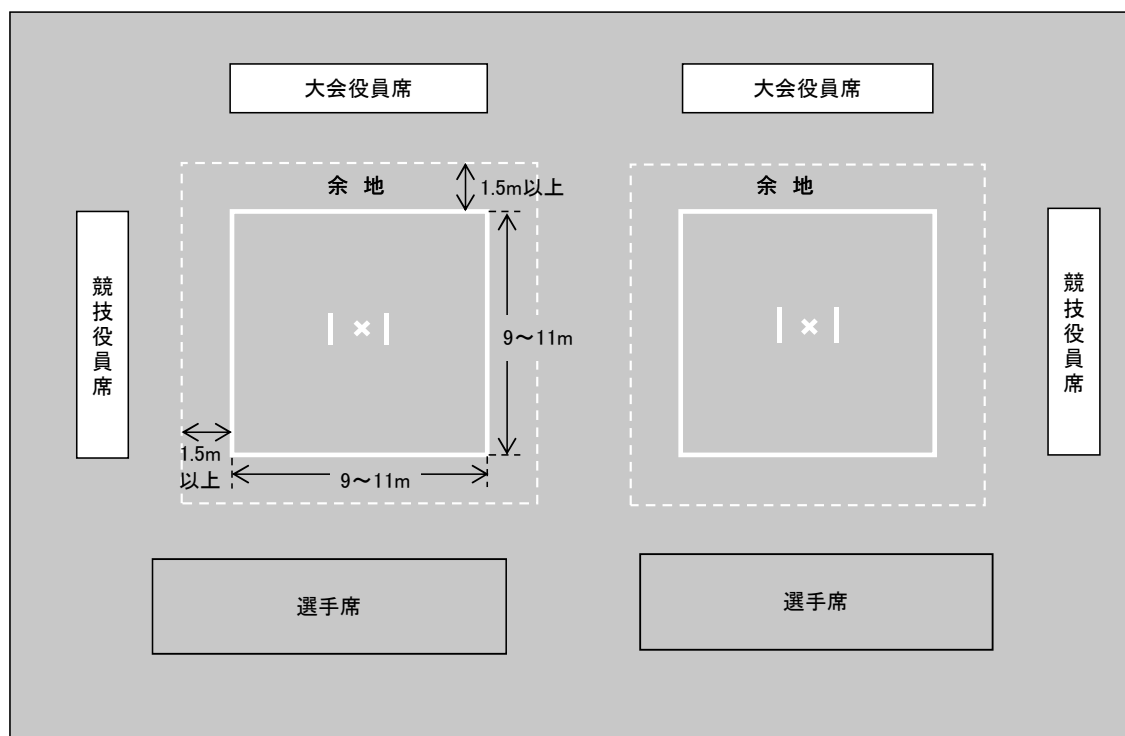
(先催県の事例)

エア・ライフル 1射座当たり1.6m⇒1.4m(千葉県) ※電子標的機を設置

基準	規定の競技場2面を有する剣道場又は体育館1	摘要	
----	-----------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



○試合場の床は、板張を原則とする。〔規則2〕

○試合場は、境界線を含み一辺を9mないし11mの、正方形または長方形とする。〔規則2〕

○試合場の外側に原則として1.5m以上の余地を設ける。〔細則1〕

〔(財)全日本剣道連盟「剣道試合審判規則」(「規則」)及び「剣道試合審判規則細則」(「細則」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

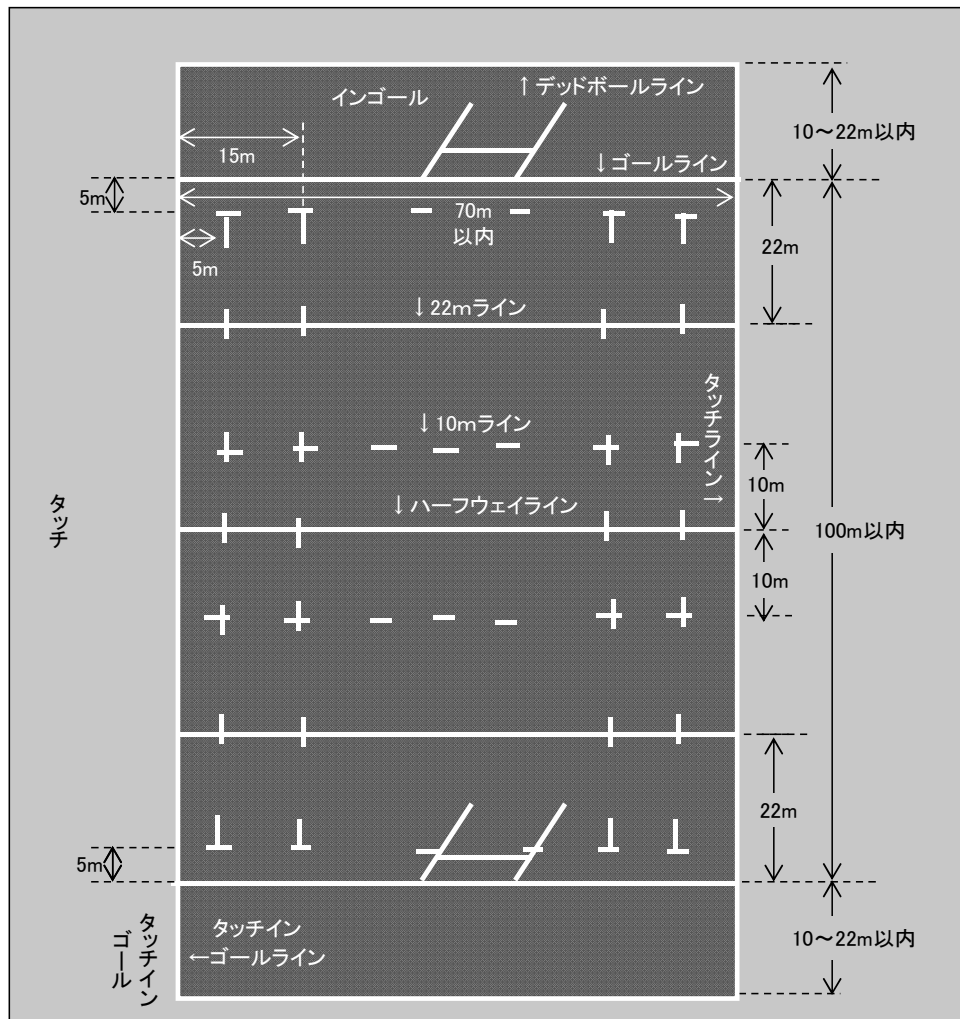
(先催県の事例)

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28
-----	------------	------	----

基準	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	----------------------	----	---------------

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 表面は草でおおわれているものが望ましいが、土、砂、雪、または人工芝でもよい。〔規則1.1(b)〕
- 人工芝の場合には、IRB競技に関する規定第22条に適合したものに限る。〔規則1.1(b)〕
- フィールドオブプレー(ゴールラインとタッチラインに囲まれた区域)は、長さ100mを越えず、幅70mを越えない。〔規則1.2(a)〕
- 両インゴール(ゴールライン、タッチインゴールライン及びデッドボールラインに囲まれた区域)とも、長さ22m、幅70mを越えない。〔規則1.2(a)〕
- ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とする。〔規則1.2(c)〕

〔IRB「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。

(先催県の事例)

競技名	山 岳(その1)	競技番号	29
-----	----------	------	----

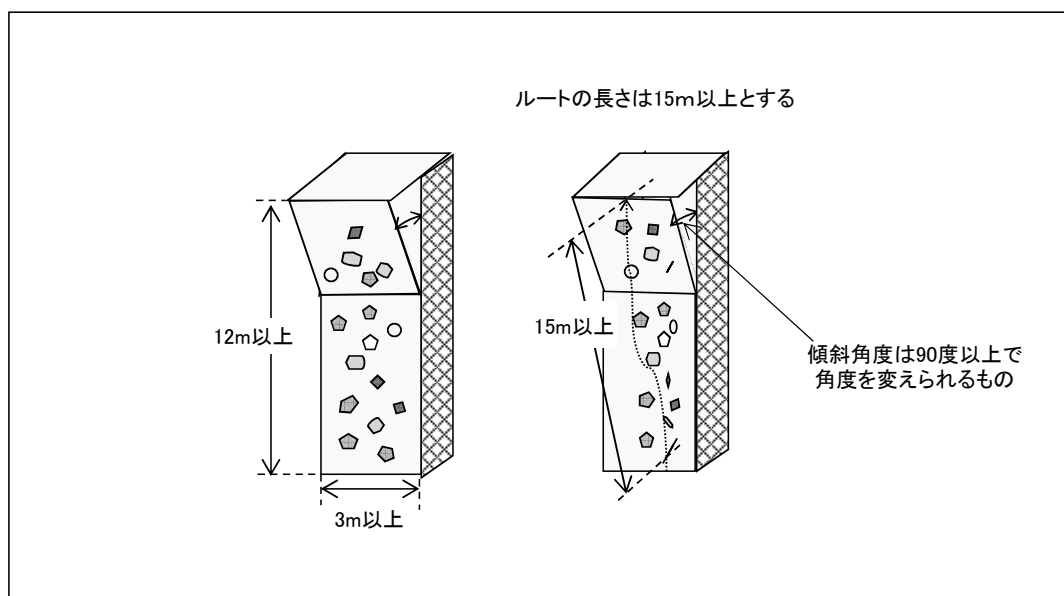
基準	日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	-------------------------------	----	---

基 準 の 主 な 内 容

競技場は、基本的には次のとおり。

1 リード競技〔規則10〕

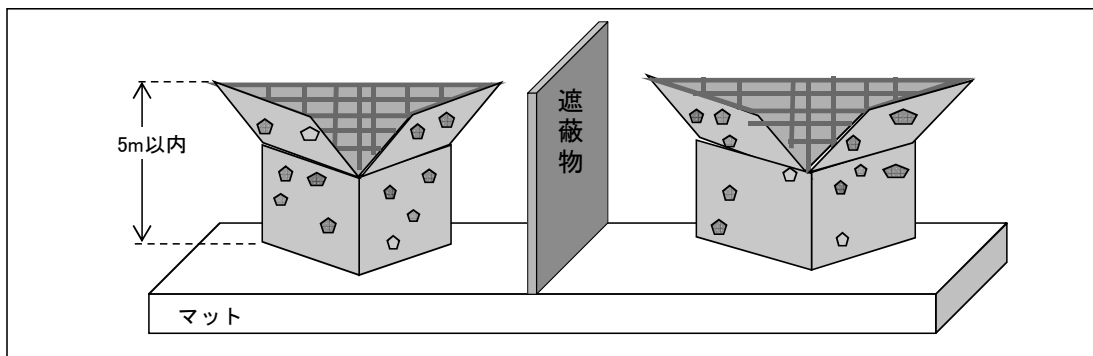
- (1) ウォールは以下の仕様による。
 - ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。
 - ② ウォールの幅は、3m以上とする。
 - ③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。
 - ④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。
 - ⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。
 - ⑥ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑧ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。
- (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
 - ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
 - ② ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。
- (6) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



基準の主な内容

2 ボルダリング競技〔規則11〕

- (1) ウォールは、以下の仕様による。
 - ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。
 - ② ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
 - ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
 - ④ 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
 - ⑤ ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
 - ⑥ ウォールの傾斜は、90度以上とする。
 - ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
 - ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
 - ⑨ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑩ 必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑪ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。
- (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
 - ① アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
 - ② アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。
- (6) 競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。
- (7) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



○ リード競技場とボルダリング競技場間の移動時間は、原則として30分以内とする。〔規則2〕

〔(社)日本山岳協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	カヌー (その1)	競技番号	30
-----	-----------	------	----

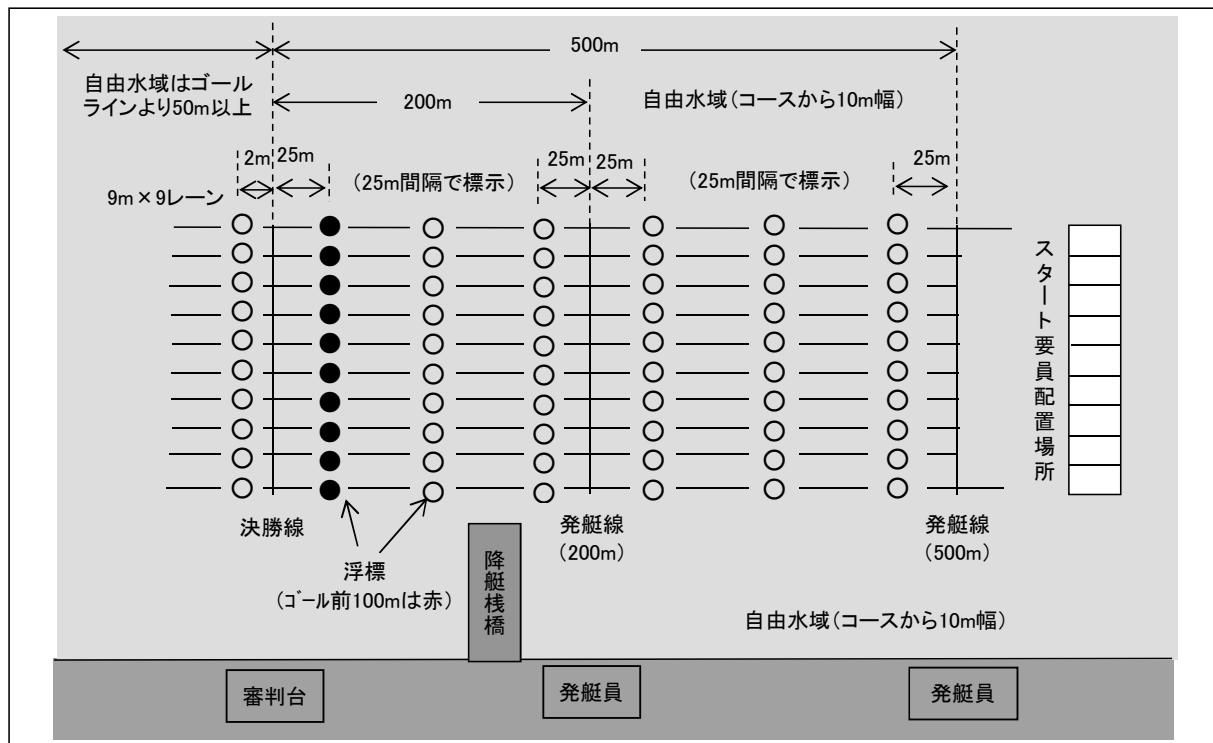
基準	<p>1 カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)</p> <p>2 カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)</p>	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	---	----	-----------------

基準の主な内容

コースは次のとおり。

(1)カヌースプリント

- 水路は、静水で長さ500m、レーン巾9m、9レーンとし、深さ1.5m以上で連盟が公認したもの。〔特別規則12〕
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。〔特別規則12〕
- 最後の浮標は、白色角浮標を決勝線の2m先に設ける。〔特別規則12〕
- 直線で一定方向とし、各レーンは平行であり、各レーンの幅は9mとする。〔規則13〕
- 発艇線及び決勝線は、コースに直角でなければならない。〔規則13〕
- 決勝線に向かって左端から第1レーンとする。〔規則13〕
- 水深は、コース全域にわたり1.5m以上あることを原則とする。〔規則13〕
- 発艇は、自動発艇装置によるものとし、決勝判定は電子判定システムによるものとする。〔特別規則12〕

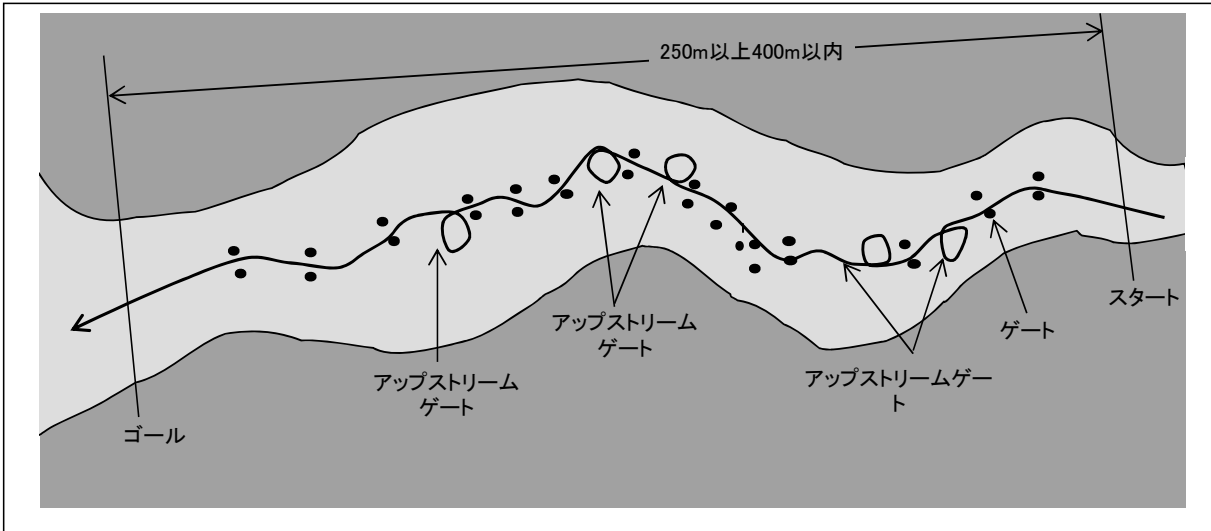


〔公益社団法人日本カヌー連盟「カヌー競技規則」(「規則」)、「国民体育大会特別規則」(「特別規則」)から抜粋〕

基準の主な内容

(2)カヌースラローム

- コースは250m以上400m以内で全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもの。〔特別規則12〕
- ゲート数は25ゲート及び15ゲートとする。〔特別規則12〕
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。〔特別規則12〕



(3)カヌーワイルドウォーター

- コースは全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもので1500m以内とする。〔特別規則12〕
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。〔特別規則12〕
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- スプリント種目は、カヌースラロームコースを利用する。〔特別規則12〕

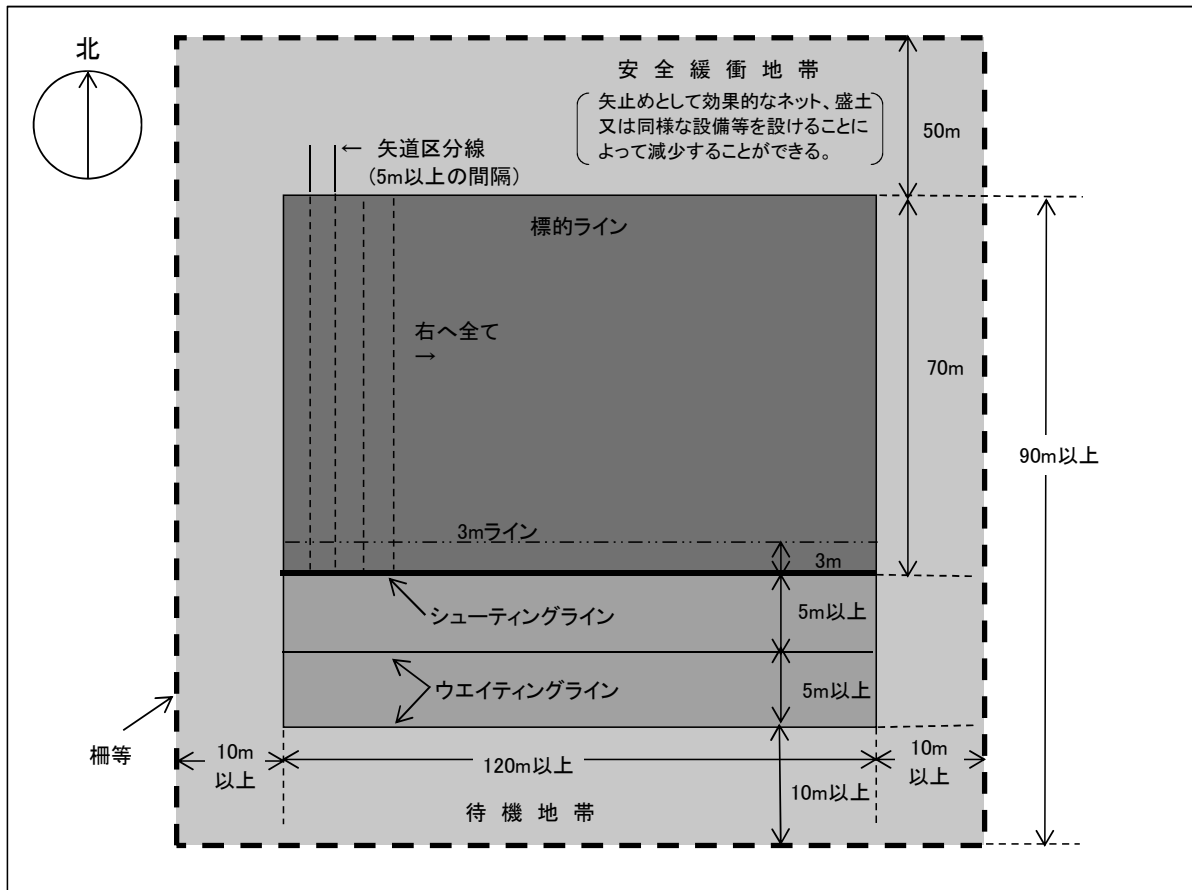
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
----	------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、概ね次のとおり。



- ウエイティングラインは、シューティングラインの5m以上後方の位置に設置する。必要なときには、ダブルウエイティングライン等を設置することができる。〔規則201.2〕
- 一般の人が近付ける場所では、競技場の周囲に適当な柵を設けて、観客が競技場内に立ち入らないようにする。この柵は、最外側シューティングラインの端から10m以上離れた位置とする。また、この柵はウエイティングラインから後方に少なくとも10m以上の位置とし、標的の後方は、一般の人が標的の後方50m以内を通過しないようにする。〔規則201.9〕
- 標的の後方50mの距離は、矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等を設けることによって減少することができる。この矢止めの高さは、標的の上を外れた矢を止めるのに十分な高さでなければならない。標的の後方の人の動きによって、競技者の集中力を阻害することがないように注意しなければならない。〔規則201.9〕

〔「(社)全日本アーチェリー連盟 競技規則」から抜粋〕

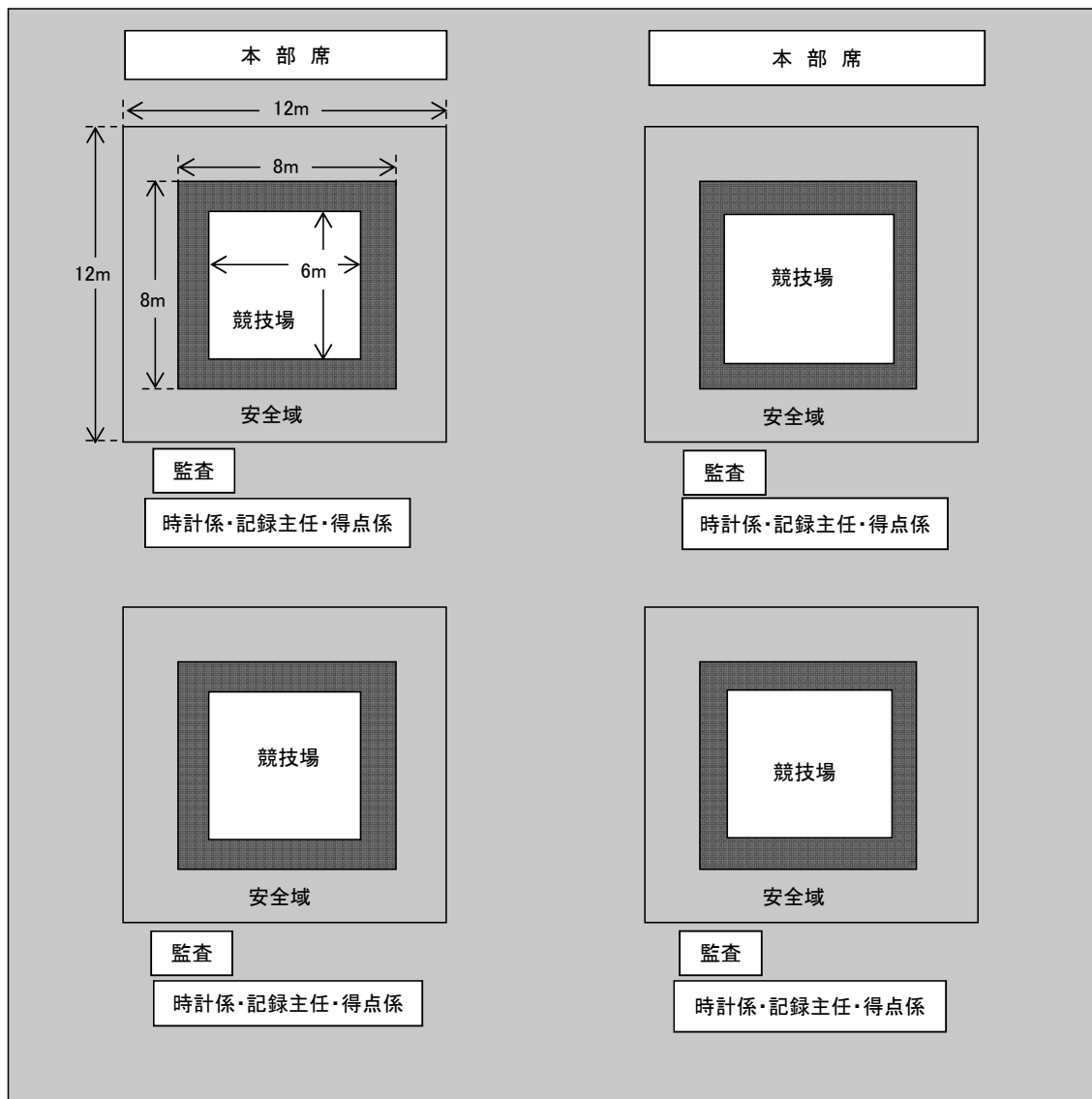
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館1	摘要	
----	------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 競技場は、マット敷きで一辺が8m(外側から計算して)、安全域としての各辺2mを含む正方形でなければならない。まわりに2mの安全域を設けなければならない。〔規定1〕
- 競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。〔規定1.説明〕
- 使用するマットは、全空連承認のものであること。〔規定1.説明〕

〔公益財団法人全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

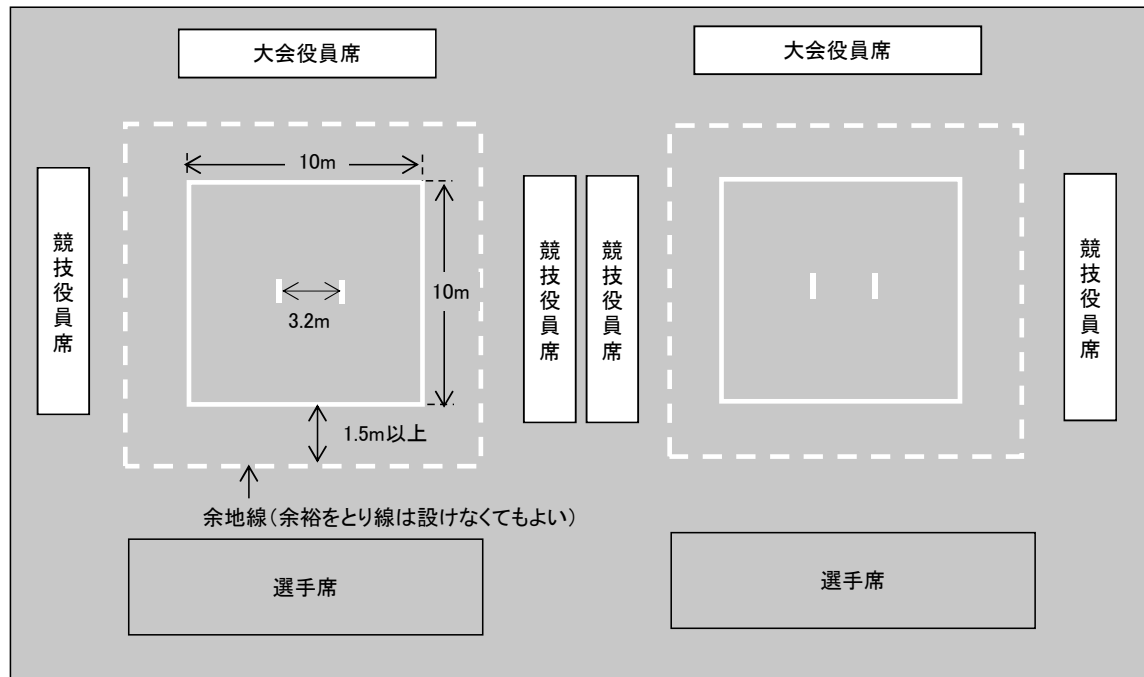
(先催県の事例)

競技名	銃 剣 道	競技番号	33
-----	-------	------	----

基準	規定の競技場2面を有する体育館 1	摘要	
----	-------------------	----	--

基 準 の 主 な 内 容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場の床は板張りを原則とする。〔規則2〕
- 試合場は区画線を含み1辺を10mの正方形を基準とする。〔規則2〕
- 試合開始線は、試合場の中心点から左右それぞれ1.6mの均等の位置に表示するものとする。〔規則2〕
- 試合場の外側に1.5m以上の余地を設けることを原則とする。〔細則1〕

〔公益社団法人全日本銃剣道連盟「銃剣道試合・審判規則」(「規則」)及び「銃剣道試合・審判細則」(「細則」)から抜粋〕

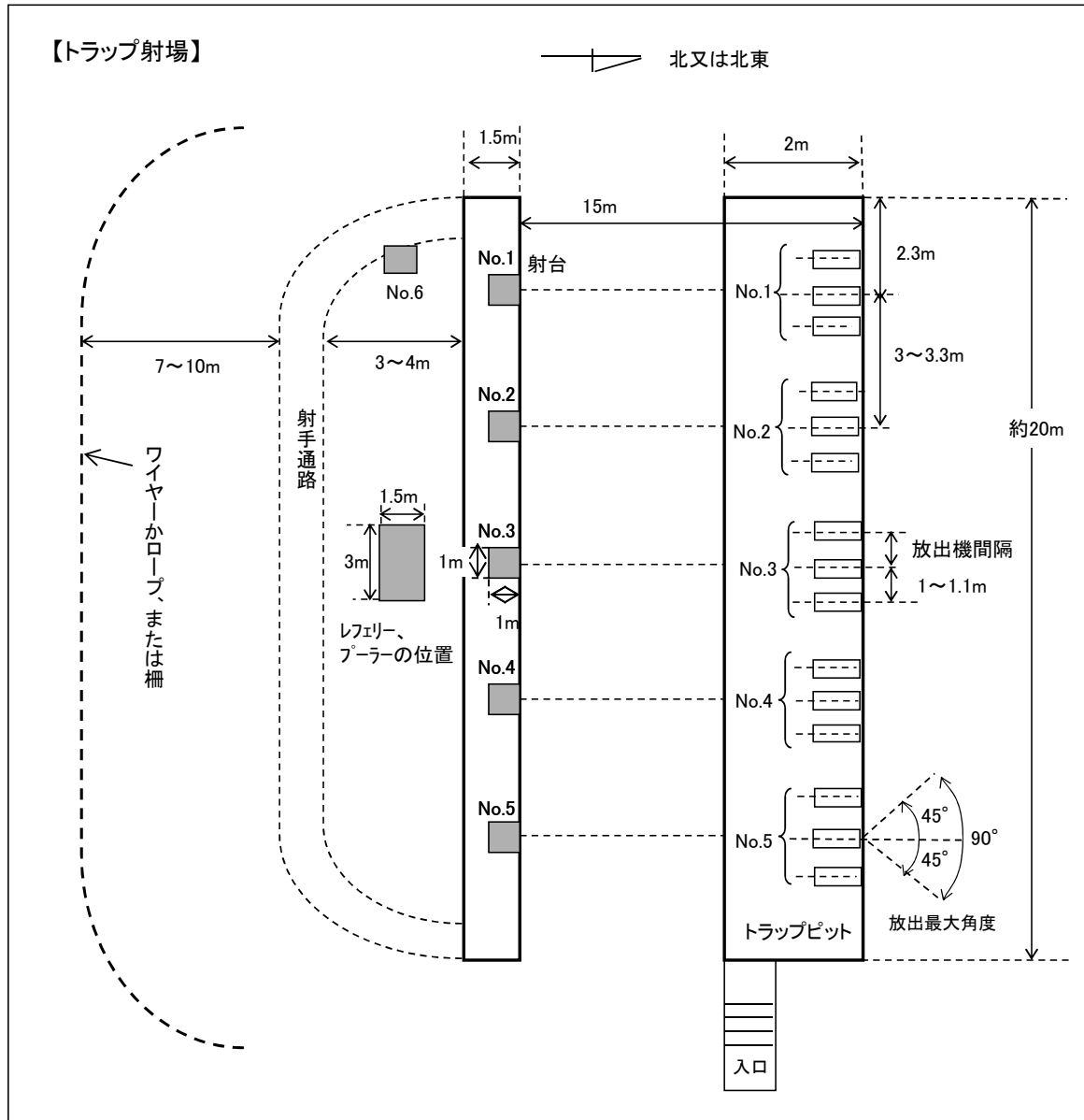
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)
規定の競技場2面⇒1面(新潟県、千葉県、山口県、岐阜県)

基準	規定の射場トラップ1面、スキート1面	摘要	
----	--------------------	----	--

基準の主な内容

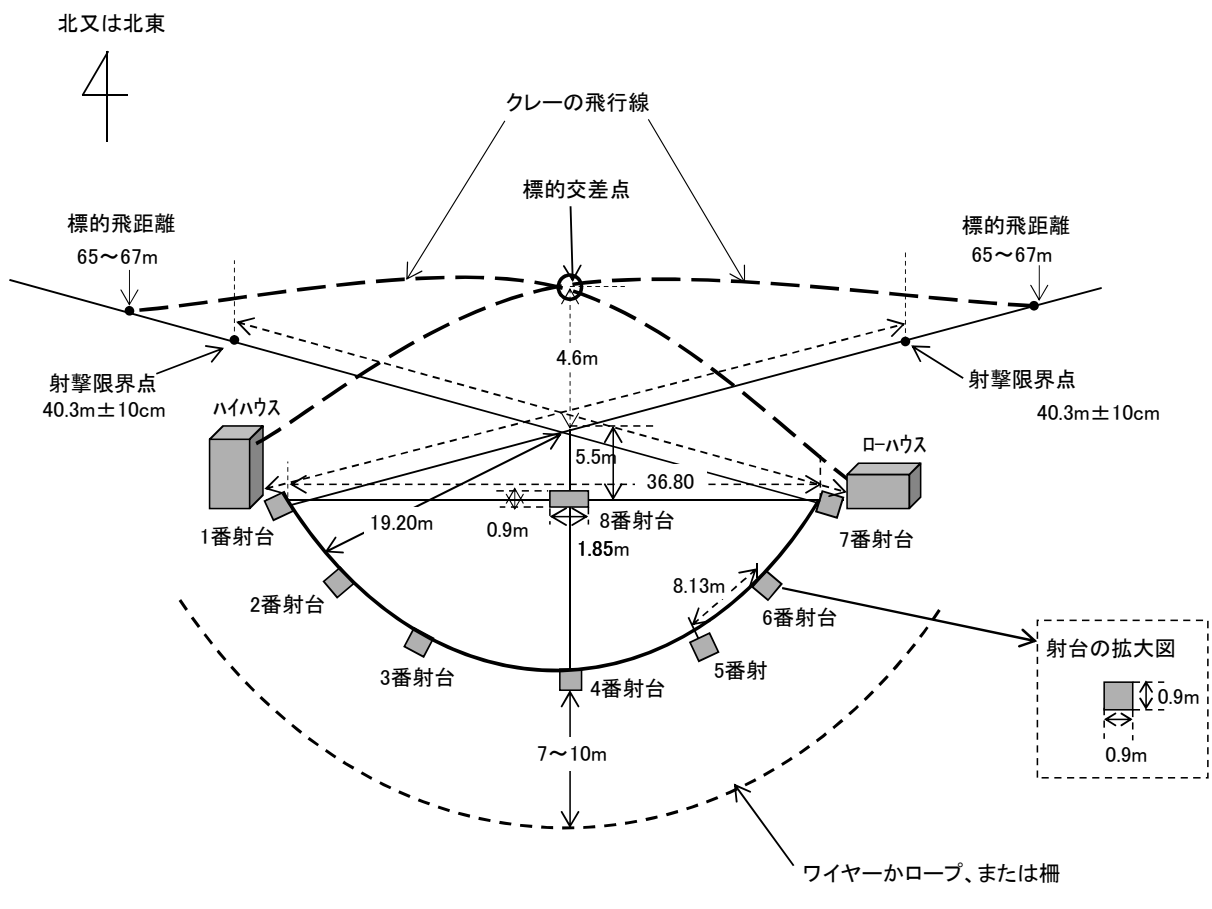
規定の射場は、次のとおり。



- トラップピットの内部寸法は、端から端までが約20m、前後幅が2m、そして床面から屋根下面までが2mから2.1mとしなければならない。〔規定6.3.19.1.1〕
- トラップピットの前縁から15m後方の距離にある直線上に5つの射台が設置されなければならない。〔規定6.3.19.5〕
- 射台の線の3mないし、4m後方には、射手が5番射台から6番の位置に移動するための通路を設けなければならない。〔規定6.3.19.5.2〕
- 通路の後ろ7mから10mのところワイヤー、ロープ、或いは他の適当な柵を設置しなければならない。〔規定6.3.19.5.2〕
- 射台とレフェリーの立つ位置、及び操作員の場所は、日光、及び雨に対して適当な保護がなされていなければならない。〔規定6.3.19.5.2〕

基準の主な内容

【スキート射撃場】



- スキート射撃場は、半径19.20mの円弧及びその円弧の中心から5.5mのところから引かれた、長さ36.80mの基線上(許容誤差±0.1m)に配置された2つのハウス(ハイハウスとローハウス)と8つの射台からなる。[規定6.3.22.1]
- 1番射台から7番射台における射撃限界点は、ハウス全面から40.3m±10cmの地点である。[規定6.3.22.4]
- 4番射台後方7mから10m辺りに、射台の円弧に大体沿って、ワイヤーかロープ、または適当な素材の柵を設け、観衆が立ち入らないようにする。[規定6.3.22.5]

〔(社)日本クレー射撃協会「射撃競技に関する技術規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

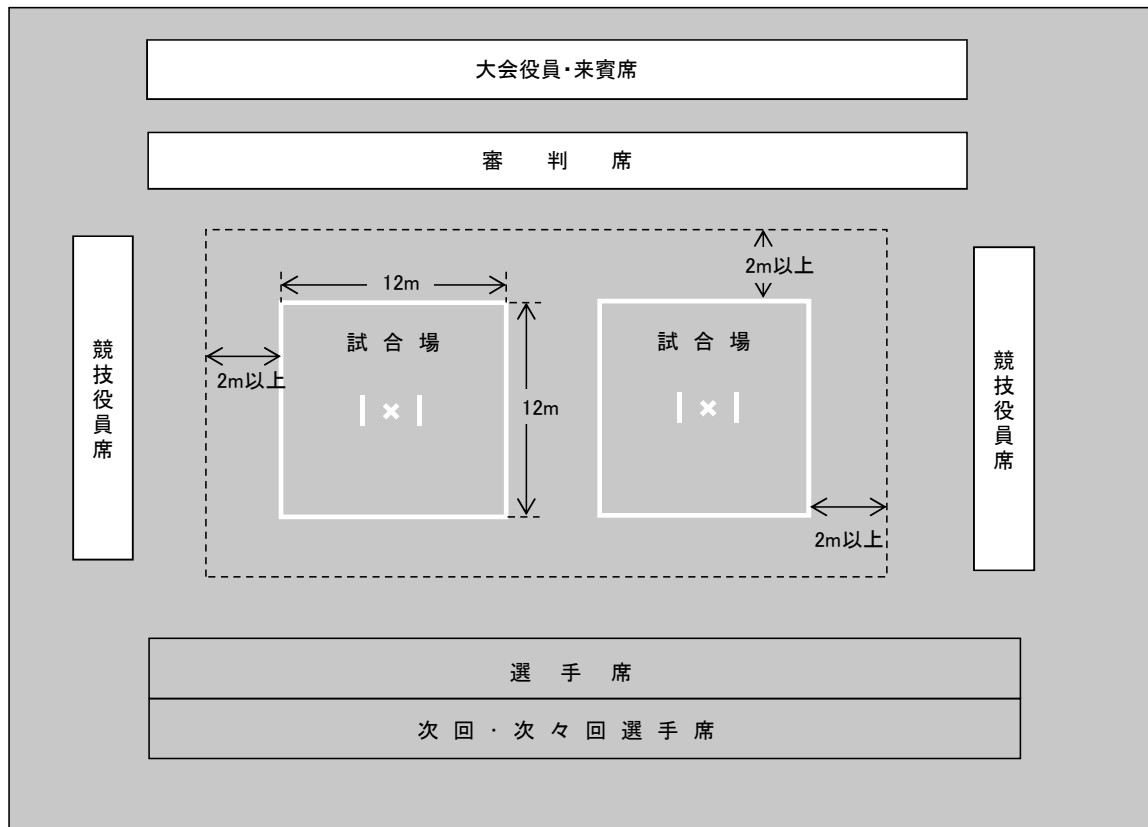
(先催県の事例)

競技名	なぎなた	競技番号	35
-----	------	------	----

基準	規定のコート2面を有する体育館又は武道館1	摘要	
----	-----------------------	----	--

基 準 の 主 な 内 容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場は区画線を含み12m四方の広さとする。〔規定5〕
- 試合場の外側に2m以上の余地を有する。〔規定6〕
- 各線は幅5cmの白線とし、長さは外側から測る。〔規定7〕

〔(財)全日本なぎなた連盟「なぎなた-競技規定集-」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- コートライン以外のラインをなくすことが望ましい。

(先催県の事例)

競技名	ボウリング		競技番号	36
基準	<p>JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1会場で40以上のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 ・1会場で、34～38のレーンを有する場合は、競技日数は6日間以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 	摘要	<p>2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンであること。</p>	
基準の主な内容				
<p>○公益財団法人全日本ボウリング協会(JBC)が定めている「ボウリング施設、整備、用具認証規定」及び「ボウリング施設、整備、用具の規格」による。</p>				
(配慮すべき事項)				
(先催県の事例)				

競技名 ゴ ル フ

競技番号 37

基準	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	--	----	-----------------

基 準 の 主 な 内 容

--

(配慮すべき事項)

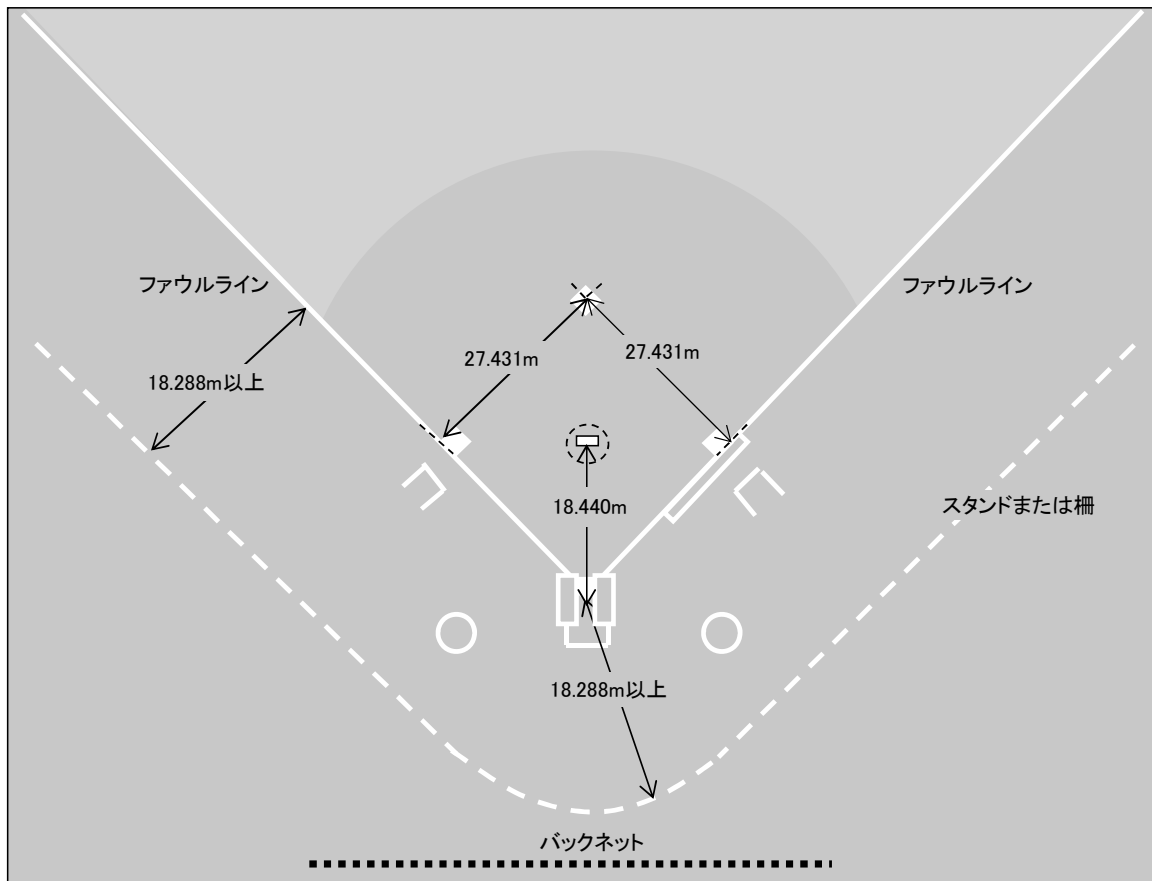
(先催県の事例)

競技名	トライアスロン	競技番号	38
基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	
基準の主な内容			
<p>○公益社団法人日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

基準	規定の野球場3面	摘要	2会場以上に分かれていてもよい。 (日程上支障がなければ2面も可)
----	----------	----	--------------------------------------

基準の主な内容

規定の野球場は、次のとおり。



- 本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。〔規則1・04〕
- 本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の両翼は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。〔規則1・04〕

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)
規定の野球場2面で開催(新潟県、千葉県、山口県)

第 7 4 回国民体育大会実施予定競技選択基本方針

実施予定競技は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨及び第 7 4 回国民体育大会開催方針に基づき、次の基本方針により選択する。

- 1 正式競技は、(公財)日本体育協会が定める国民体育大会開催基準要項及び同細則に示されている競技で、(公財)茨城県体育協会(以下、「県体協」という。)に加盟している競技団体の競技とする。
- 2 特別競技は、高等学校野球(軟式・硬式)とする。
- 3 公開競技は、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフの 5 競技のうち、中央競技団体等と協議の上、実施競技を選択する。
- 4 デモンストレーションスポーツは、正式競技、特別競技及び公開競技として選択されない競技のうち、県体協に加盟する競技団体又は同協会が推薦するスポーツ・レクリエーション団体の競技の中から、市町村の希望や競技団体の意向を踏まえ、関係機関・団体と協議の上、実施競技を選択する。

第 7 4 回国民体育大会競技役員等編成基本方針

第 7 4 回国民体育大会競技役員等の編成は、本大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、(公財)日本体育協会が示す「国民体育大会開催基準要項」及び「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、茨城県準備(実行)委員会が、会場地市町村及び県競技団体等と十分協議して行う。
- (2) 競技役員等のうち、審判員及び運営員の編成については、1 人 1 競技を原則として、各競技及び会場地市町村の実情に即した適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体関係者、会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義及び編成方法

- (1) 競技役員等は次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定 義	編 成 方 法
競技会役員		国民体育大会開催基準要項第 2 2 項第 2 号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者と含めて編成する。
	運営員	直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の補助として、競技会の運営に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が県競技団体等と協議のうえ作成し、茨城県準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、重複して競技役員等（監督、コーチおよび選手を含む）となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役 職 名		業 務 内 容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に係る業務内容

役 職 名	業 務 内 容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第 7 4 回国民体育大会競技役員等養成基本方針

第 7 4 回国民体育大会競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、県内有資格者により必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等のうち、審判員及び資格が必要な運営員の養成に当たっては、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則とする。
- 3 競技役員等の養成に当たっては、県、会場地市町村及び競技団体等の業務分担を明確にし、連携を図りながら計画的に行う。
- 4 審判員及び資格が必要な運営員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、会場地市町村及びその周辺市町村において、確保することを目標として養成する。

第 7 4 回国民体育大会公開競技実施基本方針

第 7 4 回国民体育大会において実施する公開競技は、公益財団法人日本体育協会の定める国民体育大会開催基準要項、同細則及び国民体育大会公開競技実施基準並びに第 7 4 回国民体育大会開催方針に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 国体を契機として、競技の普及及びスポーツの振興を図り、生涯スポーツの実現を図る。
- (2) 県民が多くのスポーツにふれあう機会を増やすことにより、スポーツに対する関心意欲を高揚させ、「更なるスポーツの推進を図る国体」の実現を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、第 7 4 回国民体育大会実施予定競技選択基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフの 5 競技から選択する。

- (1) 競技を実施することにより、国体終了後においても、県内での当該競技の普及・振興が推進されること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、第 7 4 回国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。(会場地市町村選定は、総務企画専門委員会で審議)

- (1) 原則として、正式競技・特別競技を開催しない市町村が優先となること。
- (2) 実施する公開競技の普及・振興を推進する市町村であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法及び実施期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施期間は平成 31 年 4 月 1 日から閉会までの期間とする。ただし、総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は、4 日間を上限とする。

5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技会の準備及び開催運営に係る業務（競技用具の手配、宿舍の手配、参加受付等、その他全般）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費、当該競技会参加に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。

第 7 4 回国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第 7 4 回国民体育大会において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本体育協会の定める国民体育大会開催基準要項、同細則及び国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準並びに第 7 4 回国民体育大会開催方針に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の国体への参加機会をより多く設けるとともに、実際に参加することで「更なるスポーツの推進を図る国体」を目指す。
- (2) 多くのスポーツを行う機会をつくり、子どもたちから高齢者までそれぞれが好きなスポーツを見つけ、生涯を通じた幅広いスポーツ活動に結びつくきっかけとする。
- (3) デモスポの普及・振興を推進するとともに、世代間・地域間の交流の輪を広げ、活力ある地域づくりを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、第 7 4 回国民体育大会実施予定競技選択基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式・公開・特別競技以外の競技で、(公財)茨城県体育協会（以下「県体協」とする。）加盟、または、県体協が推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、または、本県特有のものを含め、今後普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として、既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、第 7 4 回国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法及び実施期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施期間は、原則として、第 7 4 回国民体育大会の会期 1 ヶ月前から閉会までとする。ただし、総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は、原則として 1 日とする。

5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担については、第 7 4 回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針に定めるところによる。

第74回国民体育大会広報基本方針

第74回国民体育大会開催基本方針に基づき、大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚と県民総参加の実現を図るとともに、国体開催といばらきの魅力を全国に発信するため、次のとおり広報活動を展開する。

- 1 県・市町村，関係機関，企業，NPO，ボランティア団体，本県ゆかりのアスリート等との緊密な連携と協力のもとに，各種広報媒体等を効果的に活用し，積極的に県内外に国体の開催に向けた情報を発信していく。
- 2 報道機関との連携や，多様なメディアの活用により，大会に関する情報を迅速かつ効果的に伝達するとともに，いばらきの魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し，広く県民に愛されるような愛称やスローガン，マスコット等を制定し，その普及を図ることにより，国体開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像及び記録写真集等を制作し，その感動と興奮を永く記録にとどめ，開催成果をいばらきの財産として未来へ継承する。

第74回国民体育大会広報基本計画

第74回国民体育大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガン等の制定及び普及
- (2) マスコットの制定及び普及
- (3) イメージソングの制定及び普及

2 印刷物による広報

各種印刷物の作成及び既存の広報紙等を活用し、積極的な広報活動を展開する。

- (1) 広報紙の発行
- (2) ポスターの作成
- (3) パンフレット等の作成
- (4) 各種ガイドブックの作成
- (5) 県、市町村、関係機関・団体及び企業等の刊行物（広報紙等）の活用

3 多様なメディアによる広報

報道機関との連携を密にし、迅速かつ効果的な情報の伝達に努める。

また、インターネットなど多様なメディアを活用し、いばらきの魅力を効果的に全国に発信する。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進
- (2) 県・市町村の広報活動（ラジオ、テレビ、インターネットテレビ）の活用
- (3) インターネットや新たなメディアの活用

4 イベントによる広報

大会開催までの節目における啓発イベントを開催するとともに、県民運動や各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 啓発イベントの開催
- (2) 県民（市町村民）運動及び各種団体・企業等のイベントとの連携

5 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して国体開催の広報に努める。

- (1) 広告塔，歓迎塔，歓迎アーチ等の設置
- (2) 横断幕，懸垂幕等の設置
- (3) 案内板，カウントダウンボード等の設置

6 映像による広報

県民の参加意識の高揚を図るため，映像を活用した広報を実施する。

- (1) 前回国体記録映像等（DVD等）の貸出
- (2) 広報用映像（DVD等）の制作及び貸出

7 参加章等の作成

大会の開催を記念し，大会参加章や記念章等を作成する。

- (1) 参加章，記念章等の作成
- (2) 記念グッズ等の作成

8 記録映像等の制作

大会の成果を永く記録にとどめるため，記録映像等を制作する。

- (1) 大会記録映像（DVD等）の制作
- (2) 大会記録写真集の制作

9 その他

大会の報道活動に関し，その円滑な運営を図るための機関として報道委員会を設置する。

その他，広報基本方針に基づき，効果的な広報を実施する。

第74回国民体育大会 愛称・スローガン募集要項

1 趣旨

平成31年（2019年）の第74回国民体育大会（茨城国体）の開催に向けて、県民に勇気と感動を与え、子どもたちに夢と希望をもたらす大会としていくことを象徴し、県民総参加の機運を盛り上げ、広く県民に愛されるとともに、「いばらきの魅力」を全国に発信できるような「愛称」と「スローガン」を募集します。

2 募集作品

(1) 愛称

茨城国体を、親しみを込めて呼ぶ名前、呼び名。

- 茨城の歴史、風土、文化等から連想される「茨城らしさ」があふれ、「第74回国民体育大会開催基本方針」（以下「開催基本方針」という）に沿った内容であること。
- 「茨城〇〇国体」、「〇〇いばらき国体」のように、「茨城（いばらき・イバラキ・IBARAKIも可）」と「国体」の文字を必ず入れてください。

(2) スローガン

茨城国体の趣旨や目的を印象付ける言葉・キャッチコピー。

- 選手、スタッフ、応援者など、この大会を取り巻くすべての人が想いを共有できるようなメッセージで、開催基本方針に沿った内容であること。

<第74回国民体育大会開催基本方針（抜粋）>

○ 実施目標

(1) 「いばらきの魅力」を発信する国体

全県民が総力をあげて、郷土を代表する競技者を応援するとともに、積極的にボランティアとして大会に参画するなど、大会の成功に向けて一人一人が活躍する手づくりの国体を目指す。

(2) 茨城の特色を生かし、創意工夫を凝らした国体

競技会場は、県内の既存施設を有効に活用し、広く県内各地で開催することで、住民の参加と連携を深め、簡素化を図りながらも様々な視点から創意工夫を凝らし、大会の運営に万全を期する。

(3) 人情味あふれるおもてなしで創る国体

来県者を温かく迎え、交流の輪を広げるとともに、地域の特色を活かした観光・歴史・文化的事業の推進を図りながら地域の絆を深め、民泊等も視野に入れた心の

こもったおもてなしに努める。

(4) 更なるスポーツの推進を図る国体

天皇杯・皇后杯獲得を目指して競技力の向上を図りながら、国体を一過性のスポーツイベントとして終わらせることなく、開催される競技が地域に普及し、継続したスポーツの推進につながるよう工夫する。

3 応募資格

制限はありません。

4 募集期間

平成25年9月2日（月）～10月31日（木）（当日消印有効）

5 応募方法

- (1) 募集チラシについているはがき、郵便はがき、FAX、インターネット（パソコン）のいずれかの方法で応募してください（インターネットをご利用の方は、茨城県庁ホームページ内の国体推進課（第74回国民体育大会茨城県準備委員会事務局）のホームページから応募できます。ただし、電子メールによる応募は受け付けません。）。
- (2) 応募1件につき「愛称」、「スローガン」各1点を明記し、それぞれに簡単な説明を付け加えてください。
なお、「愛称」、「スローガン」のいずれか1点の応募も可能です。
- (3) 応募者の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、職業（学校名、学年）を記入してください。
- (4) 作品は、自作で未発表のものに限ります。
- (5) 1人何点でも応募できます。ただし、1回の応募につき各1点の応募とし、それぞれ異なる作品に限ります。
- (6) 作品提出に係る費用は、応募者の負担となります。郵便による場合、切手のないもの等は受付いたしません。

6 審査及び決定等

第74回国民体育大会茨城県準備委員会において審査し、入賞作品を決定します。

なお、複数の方から応募があった作品が入賞した場合は、抽選で入賞者を1名決定します。

7 発表及び表彰

入賞作品の発表は平成26年1月頃を予定しています。

また、表彰については、別途入賞者に通知します。

8 賞及び賞金

応募作品の中から、愛称・スローガンそれぞれ次のとおり最優秀賞及び優秀賞を選定し、賞状及び賞金を授与します。

なお、入賞者が中学生以下の場合には、賞金相当額の図書カードとなります。

(1) 愛称

最優秀賞 1点 5万円

優秀賞 3点 1万円

(2) スローガン

最優秀賞 1点 5万円

優秀賞 3点 1万円

※ 複数の方から応募があった作品が入賞した場合は、抽選により受賞者を決定します。

9 その他

(1) 最優秀作品は、第74回国民体育大会の「愛称」、「スローガン」として採用し、大会の広報活動等に広く使用します。

(2) 入賞作品の著作権、商標権その他一切の権利は、第74回国民体育大会茨城県準備委員会又は茨城県に帰属します。

(3) 応募作品について著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。

(4) 応募作品は返却しません。

(5) 応募作品は、補作（加筆・修正）を行った上で、入賞作品とする場合があります。

(6) 住所、氏名、電話番号等の個人情報については、本事業実施に関わる事務以外には使用しません。

なお、入賞者の氏名及び住所（市区町村名）については公表します。

(7) 募集の規定に違反したものは、審査の対象となりません。後日違反が判明した場合には、入賞を取り消すことがあります。

(8) 応募の時点で、この募集要項に記載の事項に同意したものとします。

10 参考

開催年 (開催都県)	愛称	スローガン
平成25年 (東京都)	スポーツ祭東京2013	東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート
平成26年 (長崎県)	長崎がんばらんば国体	君の夢 はばたけ今 ながさきから
平成27年 (和歌山県)	紀の国わかやま国体	躍動と歓喜, そして絆
平成28年 (岩手県)	希望郷いわて国体	広げよう感動。伝えよう感謝。
平成29年 (愛媛県)	^{えがお} 愛顔つなぐえひめ国体	君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え
平成30年 (福井県)	福井しあわせ元気国体	織りなそう 力と技と美しさ

※ 当応募では、愛称に「茨城〇〇国体」、「〇〇茨城国体」のように、「茨城（いばらき・イバラキ・IBARAKIも可）」と「国体」の文字を必ず入れてください。

(説明の例) 福井県

<愛称> 福井しあわせ元気国体

幸福度日本一といわれる福井県で、県民の元気と創意を結集し、しあわせを感じ、元気があふれる国体を創り上げます。県民みんなで全国からの参加者を温もりの心でもてなし、交流を通じて、しあわせと元気を全国に発信します。

<スローガン> 織りなそう 力と技と美しさ

選手は持てる力と技と美しさを、福井県が誇る織物のようにタテ糸とヨコ糸に織りなし、競技に全力を尽くします。県民一人ひとり「する」「みる」「支える」のそれぞれの立場で国体に主体的に参画します。これにより相互につながりを深め、みんなで感動を共有できる国体にしよう、という想いを込めています。

11 応募・問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 (茨城県国体推進課内)

第74回国民体育大会茨城県準備委員会事務局

愛称・スローガン募集係

電話 029-301-5394

FAX 029-301-5399

ホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/kokutai/>

第74回国民体育大会茨城県準備委員会会則

(平成24年5月28日設立総会決定)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第74回国民体育大会茨城県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第74回国民体育大会（以下「大会」という。）を茨城県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関する事
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関する事
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備に関する事
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関する事
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関する事

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備に係る者

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、茨城県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は、団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 役員、委員、顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は、会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 大会の開催に必要な方針に関する事
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
- (6) その他重要な事項に関する事

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。

6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は、委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関する事
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会からの付託又は、委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、平成24年5月28日から施行する。

2 準備委員会の平成24年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成24年5月28日に始まり、平成25年3月31日までとする。

第74回国民体育大会茨城県準備委員会役員

【会長】1名 【副会長】8名 【常任委員】50名 【監事】2名 計61名

	役職	選出区分	機関・団体名および役職	氏名	
1	会長(委員長)	県関係	茨城県知事	橋本 昌	
2	副会長 (副委員長)	県議会関係	茨城県議会議長	白田 信夫	
3		県関係	茨城県副知事	山口 やちゑ	
4			茨城県副知事	榊 真一	
5		県教委関係	茨城県教育委員会委員長	福岡 和子	
6		市町村関係	茨城県市長会長	会田 真一	
7			茨城県町村会長	小谷 隆亮	
8			県庁所在地市長	高橋 靖	
9			県体協関係	公益財団法人茨城県体育協会会長	角田 芳夫
10	常任委員	県議会関係	茨城県議会副議長	藤島 正孝	
11			茨城県議会総務企画委員会委員長	錦織 孝一	
12			茨城県議会防災環境商工委員会委員長	神達 岳志	
13			茨城県議会保健福祉委員会委員長	西野 一	
14			茨城県議会農林水産委員会委員長	石井 邦一	
15			茨城県議会土木企業委員会委員長	鈴木 亮寛	
16			茨城県議会文教警察委員会委員長	横山 忠市	
17			県関係	茨城県理事兼政策審議監	野口 通
18				茨城県理事兼知事公室長	小野 嘉久
19				茨城県総務部長	福田 毅
20		茨城県総務部理事兼地域支援局長		今橋 裕麿	
21		茨城県企画部長		小松原 仁	
22		茨城県企画部理事兼科学技術振興監		増子 千勝	
23		茨城県生活環境部長		泉 幸一	
24		茨城県生活環境部理事兼防災・危機管理局長		丹 勝義	
25		茨城県保健福祉部長		土井 幹雄	
26		茨城県商工労働部長		横山 仁一	
27		茨城県農林水産部長		柴田 眞幸	
28		茨城県土木部長		立藏 義明	
29		茨城県企業局長	中島 敏之		
30		茨城県病院事業管理者	金子 道夫		
31		茨城県教育委員会教育長	小野寺 俊		
32		茨城県警察本部長	荻野 徹		
33		市町村関係	茨城県市議会議長会会長	田口 文明	
34			茨城県町村議会議長会会長	青木 武明	
35			茨城県市町村教育委員会連合会会長	浅田 順	
36			公益財団法人茨城県体育協会副会長	堀口 卓司郎	
37		スポーツ関係	公益財団法人茨城県体育協会副会長	高山 能昌	
38			社団法人茨城県レクリエーション協会会長	岡田 広	
39			茨城県スポーツ推進委員協議会会長	本橋 道明	
40			茨城県スポーツ推進審議会委員長	巽 申直	
41			茨城県障害者スポーツ・文化協会会長	橋本 昌	
42			茨城県総合型地域スポーツクラブ協議会会長	大和 道男	
43	茨城県中学校体育連盟会長		相吉 新一		
44	茨城県高等学校体育連盟会長		根本 聡		
45	学校関係		茨城県学校長会会長	吉澤 一喜	
46			茨城県高等学校長協会会長	原 篤範	
47		茨城県私学協会会長	大窪 範光		
48	産業・経済関係	一般社団法人茨城県経営者協会会長	鬼澤 邦夫		
49		茨城県商工会議所連合会会長	和田 祐之介		
50		茨城県商工会連合会会長	外山 崇行		
51		茨城県中小企業団体中央会会長	幡谷 祐一		
52		公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会会長	大島 郁弘		
53	通信・運輸関係	一般社団法人茨城県バス協会会長	須田 哲雄		
54	宿泊・観光関係	一般社団法人茨城県観光物産協会会長	橋本 昌		
55	医療・福祉関係	社団法人茨城県医師会会長	小松 満		
56		社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長	関 正夫		
57	社会団体関係	大好きいばらき県民会議理事長	幡谷 浩史		
58		茨城県女性団体連盟会長	大越 福枝		
59		茨城県地域女性団体連絡会会長	櫻井 よう子		
60	監事	県関係	茨城県会計管理者	小林 彰	
61		市町村関係	茨城県市長会・町村会常務理事兼事務局長	佐藤 政雄	

第74回国民体育大会茨城県準備委員会委員

【会長】1名

選出区分	機関・団体名および役職	氏名
県関係	茨城県知事	橋本 昌

【委員】178名

県議会関係	茨城県議会議長	白田 信夫
	茨城県議会副議長	藤島 正孝
	茨城県議会総務企画委員会委員長	錦織 孝一
	茨城県議会防災環境商工委員会委員長	神達 岳志
	茨城県議会保健福祉委員会委員長	西野 一
	茨城県議会農林水産委員会委員長	石井 邦一
	茨城県議会土木企業委員会委員長	鈴木 亮寛
	茨城県議会文教警察委員会委員長	横山 忠市
県関係	茨城県副知事	山口 やちゑ
	茨城県副知事	柳 真一
	茨城県理事兼政策審議監	野口 通久
	茨城県理事兼知事公室長	小野 嘉久
	茨城県総務部長	福田 毅麿
	茨城県総務部理事兼地域支援局長	今橋 裕麿
	茨城県企画部長	小松原 仁
	茨城県企画部理事兼科学技術振興監	増子 千勝
	茨城県生活環境部長	泉 幸一
	茨城県生活環境部理事兼防災・危機管理局長	丹 勝義
	茨城県保健福祉部長	土井 幹雄
	茨城県商工労働部長	横山 仁一
	茨城県農林水産部長	柴田 眞幸
	茨城県土木部長	立藏 義明
	茨城県企業局長	中島 敏之
	茨城県病院事業管理者	金子 道夫
	茨城県警察本部長	荻野 徹
	茨城県教育委員会委員長	福岡 和子
	茨城県教育委員会教育長	小野寺 俊
	市町村関係	茨城県市議会議長会会長
茨城県町村議会議長会会長		青木 武明
茨城県市町村教育委員会連合会会長		浅田 順一
茨城県市長会長		会田 真一
茨城県町村会長		小谷 隆亮
水戸市長		高橋 靖
日立市長		吉成 明
土浦市長		中川 清
古河市長		菅谷 憲一郎
石岡市長		久保田健一郎
結城市長		前場 文夫
龍ヶ崎市長		中山 一生
下妻市長		稲葉 本治
常総市長		高杉 徹
常陸太田市長		大久保 太一
高萩市長		草間 吉夫
北茨城市長		豊田 稔
笠間市長		山口 伸樹
取手市長		藤井 信吾
牛久市長		池辺 勝幸
つくば市長		市原 健一
ひたちなか市長		本間 源基
鹿嶋市長		内田 俊郎
潮来市長		椛田 千春
常陸大宮市長		三次 真一郎
那珂市長		海野 徹
筑西市長		須藤 茂
坂東市長		吉原 英一
稲敷市長		田口 久克
かすみがうら市長		宮嶋 光昭

第 7 4 回国民体育大会茨城県準備委員会委員

選出区分	機関・団体名および役職	氏 名
市町村関係	桜川市長	中 田 裕
	神栖市長	保 立 一 男
	行方市長	伊 藤 孝 一
	鉾田市長	鬼 沢 保 平
	つくばみらい市長	片 庭 正 雄
	小美玉市長	島 田 穰 一
	茨城町長	小 林 宣 夫
	城里町長	阿久津 藤 男
	東海村長	村 上 達 也
	大子町長	益 子 英 明
	美浦村長	中 島 栄
	阿見町長	天 田 富 司 男
	河内町長	雑 賀 正 光
	八千代町長	大久保 司
	五霞町長	染 谷 森 雄
	境町長	野 村 康 雄
	利根町長	遠 山 務
スポーツ関係	公益財団法人茨城県体育協会会長	角 田 芳 夫
	公益財団法人茨城県体育協会副会長	堀 口 卓 郎
	公益財団法人茨城県体育協会副会長	高 山 能 昌
	公益財団法人茨城県体育協会専務理事	市 村 仁
	社団法人茨城県レクリエーション協会会長	岡 田 広
	茨城県スポーツ推進委員協議会会長	本 橋 道 明
	茨城県スポーツ推進審議会委員長	巽 申 直
	茨城県障害者スポーツ・文化協会会長	橋 本 昌
	茨城県総合型地域スポーツクラブ協議会会長	大 和 道 男
	茨城県中学校体育連盟会長	相 吉 新 一
	茨城県高等学校体育連盟会長	根 本 聡
	茨城県高等学校野球連盟会長	木 城 孝 夫
	茨城県女子体育連盟会長	大 越 福 枝
競技団体	茨城県水泳連盟会長	関 口 毅
	茨城県ボート協会会長	藤 島 正 孝
	茨城県セーリング連盟会長	錦 織 孝 一
	茨城県カヌー協会会長	川 口 浩
	茨城県陸上競技協会会長	関 山 由 雄
	公益財団法人茨城県サッカー協会会長	海 野 透
	茨城県テニス協会会長	黒 澤 弘 忠
	茨城県ホッケー協会会長	梶 山 弘 志
	茨城県アマチュアボクシング連盟会長	梶 山 弘 志
	茨城県バレーボール協会会長	梶 山 弘 志
	茨城県体操協会会長	飯 田 稔
	茨城県バスケットボール協会会長	寺 山 徹
	茨城県レスリング協会会長	田 山 東 湖
	茨城県ウエイトリフティング協会会長	阿 部 敏 博
	茨城県ハンドボール協会会長	会 田 真 一
	茨城県自転車競技連盟会長	葉 梨 康 弘
	茨城県ソフトテニス連盟会長	大 滝 正 榮
	茨城県卓球連盟会長	中 川 靖 雄
	茨城県軟式野球連盟会長	光 山 光 次
	茨城県相撲連盟会長	関 和 夫
	茨城県馬術連盟会長	海 野 透
	茨城県フェンシング協会会長	永 野 武 晨
	茨城県柔道連盟会長	萩 原 榮
	茨城県ソフトボール協会会長	岸 根 壽 英
	茨城県バドミントン協会会長	手 塚 克 彦
	茨城県弓道連盟会長	柴 田 猛
	茨城県ライフル射撃協会会長	來 栖 行 正
	茨城県剣道連盟会長	高 山 陽 好
	茨城県カバディボール協会会長	岡 部 英 男
	茨城県山岳連盟会長	二階堂 章 信
茨城県アーチェリー協会会長	足 立 寛 作	

第74回国民体育大会茨城県準備委員会委員

選出区分	機関・団体名および役職	氏名
競技団体	茨城県空手道連盟会長	西 條 昌 良
	茨城県銃剣道連盟会長	佐久間 善 彦
	茨城県クレイ射撃協会会長	沼 田 利 光
	茨城県なぎなた連盟会長	岡 田 広
	茨城県ボウリング連盟会長	久 保 正 幸
	茨城県アマチュアゴルフ連盟会長	酒 井 信
学校関係	茨城県トライアスロン協会会長	岡 田 広
	茨城県学校長会会長	吉 澤 一 喜
	茨城県高等学校長協会協会会長	原 篤 範
	茨城県私学協会会長	大 窪 範 光
	茨城大学学長	池 田 幸 雄
	筑波大学学長	永 田 恭 介
	流通経済大学学長	小池田 富 男
	特例社団法人茨城県専修学校各種学校連合会会長	八文字 敏 宏
産業・経済関係	茨城県幼稚園連合会会長	寺 門 南
	一般社団法人茨城県経営者協会会長	鬼 澤 邦 夫
	茨城県商工会議所連合会会長	和 田 祐 之 介
	茨城県商工会連合会会長	外 山 崇 行
	茨城県中小企業団体中央会会長	幡 谷 祐 一
	公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会会長	大 島 郁 弘
	一般社団法人茨城県銀行協会理事長	寺 門 一 義
	茨城県信用金庫協会会長	長 沢 廣
	茨城県信用組合協会会長	幡 谷 祐 一
	茨城県農業協同組合中央会会長	加 倉 井 豊 邦
	茨城県森林組合連合会代表理事会長	平 塚 修
	茨城沿海地区漁業協同組合連合会代表理事会長	小 野 勲
通信・運輸関係	一般社団法人茨城県建設業協会会長	岡 部 英 男
	一般社団法人茨城県バス協会会長	米 川 公 誠
	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長	小 池 邦 彦
	東日本電信電話株式会社茨城支店長	清 水 健 一 郎
	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会会長	新 井 昇
宿泊・観光関係	公益財団法人茨城県開発公社理事長	渡 邊 一 夫
	一般社団法人茨城県観光物産協会会長	橋 本 昌
	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長	吉 岡 昭 文
	公益社団法人茨城県食品衛生協会会長	萩 谷 寛
	茨城県旅行業協会会長	木 村 進
医療・福祉関係	公益社団法人茨城県栄養士会会長	政 安 静 子
	一般社団法人茨城県医師会会長	小 松 満
	公益社団法人茨城県歯科医師会会長	森 永 和 男
	公益社団法人茨城県薬剤師会会長	根 本 清 美
	公益社団法人茨城県看護協会会長	村 田 昌 子
	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長	関 正 夫
警備・消防関係	日本赤十字社茨城県支部支部長	橋 本 昌
	一般財団法人茨城県交通安全協会会長	照 山 昭 一
	公益財団法人茨城県防犯協会理事長	人 見 實 徳
社会団体関係	公益財団法人茨城県消防協会会長	葉 梨 衛
	大好きいばらき県民会議理事長	幡 谷 浩 史
	茨城県女性団体連盟会長	大 越 福 枝
	茨城県地域女性団体連絡会会長	櫻 井 よう 子
	公益財団法人茨城県老人クラブ連合会会長	山 口 篤 二
	茨城県社会教育振興協議会会長	永 井 久 善
	茨城県青年団体連盟会長	川 西 栄 次
	公益財団法人いばらき文化振興財団理事長	林 孝
	茨城文化団体連合会会長	人 見 實 徳
	社団法人茨城県青少年育成協会会長	石 津 博 康
	茨城県子ども会育成連合会会長	中 川 輝 夫
	日本ボーイスカウト茨城県連盟理事長	山 田 隆 士
	一般社団法人ガールスカウト茨城県連盟連盟長	安 山 節 子
茨城県高等学校PTA連合会会長	神 戸 美 貴	
茨城県PTA連絡協議会会長	加 藤 欣 一	

第74回国民体育大会茨城県準備委員会顧問・参与

【顧問】15名

	機関・団体名および役職	氏 名
国会議員	衆議院議員	石井 啓一
	衆議院議員	石川 昭政
	衆議院議員	大島 章宏
	衆議院議員	梶山 弘志
	衆議院議員	新谷 正義
	衆議院議員	田所 嘉徳
	衆議院議員	永岡 桂子
	衆議院議員	中村 喜四郎
	衆議院議員	丹羽 雄哉
	衆議院議員	額賀 福志郎
	衆議院議員	葉梨 康弘
	参議院議員	岡田 広
	参議院議員	郡司 彰
	参議院議員	長谷川 大紋
	参議院議員	藤田 幸久

【参与】81名

県議会議員	茨城県議会議員	加藤 明良
	茨城県議会議員	館 静馬
	茨城県議会議員	高崎 進
	茨城県議会議員	川津 隆
	茨城県議会議員	大内 久美子
	茨城県議会議員	佐藤 光雄
	茨城県議会議員	石川 多聞
	茨城県議会議員	井手 義弘
	茨城県議会議員	長谷川 修平
	茨城県議会議員	齋藤 英彰
	茨城県議会議員	福地 源一郎
	茨城県議会議員	菊池 敏行
	茨城県議会議員	伊沢 勝徳
	茨城県議会議員	青山 大人
	茨城県議会議員	八島 功男
	茨城県議会議員	森田 悦男
	茨城県議会議員	江田 隆記
	茨城県議会議員	戸井田 和之
	茨城県議会議員	桜井 富夫
	茨城県議会議員	白井 平八郎
	茨城県議会議員	萩原 勇
	茨城県議会議員	飯塚 秋男
	茨城県議会議員	飯田 智男
	茨城県議会議員	小田木 真代
	茨城県議会議員	志賀 秀之
	茨城県議会議員	村上 典男
	茨城県議会議員	常井 洋治
	茨城県議会議員	川口 政弥
	茨城県議会議員	細谷 典男
	茨城県議会議員	山岡 恒夫
	茨城県議会議員	星田 弘司
	茨城県議会議員	飯岡 英之
	茨城県議会議員	鈴木 将

第74回国民体育大会茨城県準備委員会顧問・参与

	機関・団体名および役職	氏 名
県議会議員	茨城県議会議員	田 村 けい子
	茨城県議会議員	海 野 透
	茨城県議会議員	磯 崎 久喜雄
	茨城県議会議員	大 谷 明
	茨城県議会議員	小 川 一成
	茨城県議会議員	鈴 木 定幸
	茨城県議会議員	先 崎 光
	茨城県議会議員	宮 崎 勇
	茨城県議会議員	設 楽 詠美子
	茨城県議会議員	石 塚 仁太郎
	茨城県議会議員	細 谷 典幸
	茨城県議会議員	外 塚 潔
	茨城県議会議員	西 條 昌良
	茨城県議会議員	石 田 進
	茨城県議会議員	本 澤 徹
	茨城県議会議員	島 田 幸三
	茨城県議会議員	田 山 東湖
	茨城県議会議員	荻 津 和良
	茨城県議会議員	下 路 健次郎
	茨城県議会議員	葉 梨 衛
	茨城県議会議員	半 村 登
県教委関係	茨城県教育委員会委員長職務代理者	柳 生 修
	茨城県教育委員会委員	関 正 樹
	茨城県教育委員会委員	大久保 博之
	茨城県教育委員会委員	水 越 和夫
国関係	自衛隊茨城地方協力本部長	太 田 徹
	関東森林管理局茨城森林管理署長	赤 木 利行
	関東運輸局茨城運輸支局長	佐 藤 研一
	水戸地方気象台長	渡 辺 典昭
	関東地方整備局常陸河川国道事務所長	久保田 一
報道関係	茨城新聞社代表取締役社長	小田部 卓
	毎日新聞社水戸支局長	大 矢 伸一
	読売新聞社水戸支局長	鈴 木 英二
	朝日新聞社水戸総局長	福 島 範 彰
	産経新聞水戸支局長	三保谷 浩輝
	東京新聞水戸支局長	増田 恵美子
	日本経済新聞社水戸支局長	鈴 木 豊之
	常陽新聞新社代表取締役社長	関 野 一郎
	日刊工業新聞社茨城支局長	玄蕃 由美子
	日本工業新聞社東関東支局長	増 尾 昭 広
	時事通信社水戸支局長	花野井 道郎
	共同通信社水戸支局長	古 池 一 正
	日本放送協会水戸放送局長	加 茂 明
	茨城放送代表取締役社長	北 島 重 司
	日本テレビ水戸支局長	三 瓶 正 三
	TBSテレビ水戸駐在員	飯 島 哲 平
	フジテレビ水戸支局長	寺 尾 伸 幸
テレビ朝日水戸支局長	田 村 保 憲	